



2020年8月25日

2020年度児童相談所所長研修〈前期〉

児童家庭福祉の動向と課題

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課虐待防止対策推進室

児童虐待防止対策の経緯

児童福祉法による要保護児童対策として対応

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)の成立(平成12年11月施行)

- ・児童虐待の定義(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)
- ・住民の通告義務 等



平成16年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成16年10月以降順次施行)

- ・児童虐待の定義の見直し(同居人による虐待の放置等も対象)
- ・通告義務の範囲の拡大(虐待を受けたと思われる場合も対象)
- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化し虐待通告先に追加)
- ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等



平成19年

児童虐待防止法・児童福祉法の改正(平成20年4月施行)

- ・児童の安全確認等のための立入調査等の強化
- ・保護者に対する面会・通信等の制限の強化
- ・保護者に対する指導に従わない場合の措置の明確化 等



平成20年

児童福祉法の改正(一部を除き平成21年4月施行)

- ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等子育て支援事業の法定化及び努力義務化
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
- ・里親制度の改正等家庭的養護の拡充 等



平成23年

児童福祉法の改正(一部を除き平成24年4月施行)

- ・親権停止及び管理権喪失の審判等について、児童相談所長の請求権付与
- ・施設長等が、児童の監護等に関し、必要な措置をとる場合には、親権者等はその措置を不当に妨げてはならないことを規定
- ・里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合の児童相談所長の親権代行を規定 等



平成28年

児童福祉法・児童虐待防止法等の改正(一部を除き平成29年4月施行)

- ・児童福祉法の理念の明確化
- ・母子健康包括支援センターの全国展開
- ・市町村及び児童相談所の体制の強化
- ・里親委託の推進 等



平成29年

児童福祉法・児童虐待防止法等の改正(平成30年4月施行)

- ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
- ・家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大 等



令和元年

児童福祉法・児童虐待防止法等の改正(一部を除き令和2年4月施行)

- ・体罰禁止の法定化
- ・児童相談所の体制強化・設置促進
- ・関係機関間の連携強化 等

最近の児童虐待防止対策の経緯

2016年
5月成立

H28児童福祉法等の一部改正(2017.4施行等)

全ての児童が健全に育成されるよう、発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等を図るため、児童福祉法の理念の明確化(子どもが権利の主体であること、家庭養育優先等)・母子健康包括支援センターの全国展開・市町村及び児童相談所の体制強化・里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

2017年
6月成立

H29児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正(2018.4施行)

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

2018年
7月20日

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(関係閣僚会議決定)

増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。

2018.3 目黒区で5歳女児の
死亡事案が発生

2018年
12月18日

児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)(関係府省庁連絡会議決定)

緊急総合対策に基づき、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図るため、専門職の大幅な増員等について、2019年度から2022年度までを対象とした計画を策定。

2019.1 千葉県野田市で10歳
女児の死亡事案が発生

2019年
2月8日

緊急総合対策の更なる徹底・強化について(関係閣僚会議決定)

児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認の実施、要保護児童等の情報の取扱い・関係機関の連携に関する新ルールの設定及び児童相談所等の抜本的な体制強化を図る。

2019年
3月19日

児童虐待防止対策の抜本的強化について(関係閣僚会議決定)

昨今の児童虐待相談件数の急増、昨年を目黒区の事案、今年の野田市の事案等を踏まえ、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

2019年
6月19日
成立

R1児童福祉法等の一部改正(2020.4施行等)

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護(体罰の禁止の法定化等)、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進、関係機関間の連携強化など、所要の措置を講ずる。

2019.6 北海道札幌市で2歳
女児の死亡事案が発生

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

児童の福祉を保障するための理念の明確化【公布日施行・児童福祉法】

考え方

- 児童福祉法の理念規定は、昭和22年の制定当初から見直されていない。
- ➡ 児童が権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を優先されること等が明らかでない。

改正法による対応

- 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を明確化する。
- 児童を中心に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体(都道府県・市町村)が支えるという形で、その福祉が保障される旨を明確化する。

改正後

※下線部が改正部分

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

改正前

第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

- ② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）の概要

（平成29年6月14日成立・6月21日公布）

改正の趣旨

虐待を受けている児童等の保護を図るため、里親委託・施設入所の措置の承認の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずる。

※ 平成28年の「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）の附則において、施行後速やかに裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

改正の概要

1. 虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与（児童福祉法）

- ① 里親委託・施設入所の措置の承認（児童福祉法第28条）の申立てがあった場合に、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を勧告することができることとし、都道府県は、当該保護者指導の結果を家庭裁判所に報告することとする。
- ② ①の勧告を行い、却下の審判をする場合（在宅での養育）においても、家庭裁判所が都道府県に対して当該保護者指導を勧告することができることとする。
- ③ ①及び②の場合において、家庭裁判所は、勧告した旨を保護者に通知することとする。

2. 家庭裁判所による一時保護の審査の導入（児童福祉法）

- 児童相談所長等が行う一時保護について、親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならないこととする。

3. 接近禁止命令を行うことができる場合の拡大（児童虐待の防止等に関する法律）

- 接近禁止命令について、現行では、親権者等の意に反して施設入所等の措置が採られている場合にのみ行うことができるが、一時保護や同意のもとでの施設入所等の措置の場合にも行うことができることとする。

4. その他所要の規定の整備

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（平成30年4月2日）

家庭裁判所による一時保護の審査の導入

【児童福祉法】

課題

- 一時保護は、親権者等の意に反しても行政の判断で行うことができるが、**手続の適正性を一層担保する観点から司法関与が求められている。**
- 本来暫定的な措置(原則2ヶ月)である**一時保護が長期化している**場合がみられる。

改正法による対応

- 児童相談所長等が行う一時保護について、**親権者等の意に反して2ヶ月を超えて行う場合には、家庭裁判所の承認を得なければならない**こととする。

改正後

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。
- 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、**家庭裁判所の承認を得なければならない。**

現行

- 一時保護の期間は、原則として、一時保護を開始した日から2ヶ月を超えてはならない。
- 親権者等の意に反して2ヶ月を超えて一時保護を行う場合には、**都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。**

- 一時保護の期間別件数(年間換算、推計値)【単位:件】

	開始時	2ヵ月経過時
総数	30297	3612
同意あり	23811	3144
同意なし	6486	468

※ 全国の児童相談所(209か所)に対し実施した調査の結果
平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査

(参考1)

- ・施設入所等の承認(児童福祉法第28条)の申立ての件数
年間255件 (平成29年度福祉行政報告例)

(参考2)

- ・児童相談所の設置数(平成30年10月1日現在)
全国212か所
- ・家庭裁判所の設置数(平成28年7月1日現在)
全国253か所 (本庁50か所、支部203か所)

<例外>

- 親子関係に関するより重大な判断を既に司法に委ねている場合(施設入所等の申立て、親権喪失の請求、親権停止の請求等を行っている場合)は、家庭裁判所の承認を必要としない。
- 2ヶ月経過前に申立てを行っているが、家庭裁判所の審判がまだ確定していない場合で、やむを得ない事情がある場合(即時抗告が行われた場合等)は、引き続き一時保護ができる。

平成30年3月東京都目黒区で死亡事例発生

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（概要）

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【平成30年10月】

事例概要

平成30年3月2日、養父からの119番通報で、5歳の女兒（以下「本児」という。）は医療機関に救急搬送され、その後死亡が確認された。同年3月3日に、養父は傷害容疑で逮捕され、同年6月6日に、養父及び実母が保護責任者遺棄致死容疑で逮捕された。なお、本児は同年1月下旬にA自治体からB自治体へ転居しており、両自治体の児童相談所等の関与があった中で発生した事例である。

事例の経過

H28

- 8.25 児童相談所より市区町村と幼稚園に見守り依頼
- 12.26 屋外に追い出され、傷、こぶがあるため警察が通告し、一時保護

H29

- 2.1 一時保護解除
- 3.19 警察官が本児が1人での発見。傷、あざが確認され、一時保護
- 7.30 一時保護解除
児童福祉司指導措置
- 8.31 医療機関からあざがあると情報提供
- 9.13 医療機関からあざがあると情報提供
- 12月 養父のみ転居

H30

- 1.4 児童福祉司指導を解除

問題点と対応策

(1) 転居前の自治体におけるリスクアセスメント及びソーシャルワーク

① 変化に応じたリスクアセスメントの実施と子どもの安全確保

問題点：医学的所見から虐待を疑われるあざ等があったことや暴力が繰り返されていたが、保護者の同意なしの施設入所等の措置（児童福祉法28条）について、児童相談所は医療関係者や弁護士等の専門家に相談せず、発生原因や受傷時期が特定できないこと等を理由に申立てしなかった。

問題点：家庭復帰後も複数回あざが発見されていたこと、本児から養父からの暴力を受けている、家に帰りたくない旨の発言があったことを踏まえたアセスメントが児童相談所において十分にできていなかった。

児童相談所が行ったリスクアセスメントについて、どの段階においてもリスクアセスメントシートなどの記録が残されていなかった。

対応策：児童福祉法28条措置について、医療関係者や弁護士等の専門的な知見を踏まえた対応が必要。専門的な対応を強化するための体制整備も重要。
関係機関からあざがあるなどの情報については、子どもの状況確認を速やかに行うとともに、身体的虐待のリスク評価には、医療関係者の専門的な意見を踏まえて判断すべきである。子ども自身に分離の意思がある場合には介入を検討するべきリスクとして捉える。子どもの家庭復帰により家庭の状況が変化し、一時保護解除後にリスクが高まる可能性があることを踏まえて対応する。状況変化があった場合には、その都度アセスメントシートの活用等によるリスクアセスメントを行い、記録する。

② 加害者への関わり

問題点：2回の一時保護はいずれも養父からの虐待が疑われていたが、養父に対する指導は十分に行えていなかった。また、家族関係を踏まえたリスクアセスメントや養父への指導が検討されていなかった。

対応策：実母、本児のみならず、加害者である養父の家庭における関係など、家族関係全体を踏まえたアセスメントが重要。

③ 関係機関での連携強化

問題点：実母は若年出産を経験、本児の家庭はステップファミリーであるが、虐待予防の観点で関係機関と母子保健主管課が連携して対応ができていなかった。

幼稚園における見守りの情報が十分に関係機関で共有されていない。本児は幼稚園退園後、所属機関がない状況だった。

対応策：若年妊婦については、虐待予防の観点を踏まえ関係機関と母子保健主管課が連携して対応する必要。

見守りの情報を市区町村から児童相談所に伝えるとともに、定期的に要保護児童対策地域協議会（要対協）等関係機関で共有し、状況の変化を把握できる体制とする。行政機関等との関わりが少なく、状況把握が難しい未就園児の安全を年1回程度は確実に確認できる体制が必要。

④ 児童福祉司指導の解除

問題点：児童相談所は転居の数週間前に転居を判断理由の一つとして、児童福祉司指導を解除したが、転居に伴う家庭環境の変化等をリスク要因と考えれば、児童福祉司指導を解除するべきではなかった。

対応策：移管元の児童相談所は、引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないことを原則とする。

事例の経過

H30

1.4 児童福祉司指導を解除

1.17 実母、本児、異父弟の転出届提出

1.29 児童相談所間で電話によるケース概要の説明

1.31 転居先の児童相談所へ関係資料が送付される

問題点と対応策

(2)引継ぎ

①移管元における引継ぎにおける情報等

問題点：移管元の児童相談所からの引継ぎの書類は、ケースの特徴や危険度のアセスメントが不明確であったほか、けがの写真等の客観的な書類も引き継がれていなかった。ケースの要点が不明確であるとともに、口頭での補足説明も十分ではなかった。

対応策：引継ぎの内容は移管元が緊急性を判断するために行ったリスクアセスメントシート及びこれに基づくリスク度の判断（A～C）を添付するとともに、緊急性や重症度が簡潔に伝わる内容とする。あわせて、けがの写真等の客観的な情報を伝えることにより、移管先が緊急性や重症度が十分に判断できる資料の提供が必要。

②移管先における移管時の情報判断

問題点：移管元の児童相談所は転居の数週間前に児童福祉司指導を解除しており、ケース移管として書類の引継ぎを行ったが、移管先の児童相談所では、緊急性の高い事例と判断しなかった。

転居がリスクを高める要因になるということが十分に考慮されていなかった。

対応策：移管先は、移管元からの情報で事例の緊急性、重症度等の判断が十分に把握できない場合には、移管元に十分な情報提供を求めることが必要。また、必ずしも移管元の児童相談所の見立てにとらわれず、送付された記録等から再度、移管先の児童相談所が自らの見立てを構築することも必要。

転居は、それまでの社会資源から切れることから、家族関係が悪化する可能性があることを踏まえたリスク判断をすべき。

③同行訪問等を含む対面での引継ぎ

問題点：移管元と移管先の児童相談所は遠方であることから、対面での引継ぎが行われず、リスクの程度の判断に齟齬が生じた。移管元の児童相談所による並行した支援の実施など、緊急性・重症度を踏まえた引継ぎが行われなかった。

対応策：緊急性や重症度の高い事例では同行訪問による移管元の児童相談所による支援の継続や要対協への出席なども含む対面等での引継ぎを行うことが重要。

④市区町村間や市区町村・児童相談所間での引継ぎ

問題点：転居前の市区町村から転居先の市区町村への引継ぎに比べ転居前の児童相談所から転居先の児童相談所への引継ぎが遅く、転居先の市区町村と児童相談所で直ちに連携した対応ができていない。

対応策：児童相談所が主に関わっている事例については、市区町村間の引継ぎのみならず、市区町村、児童相談所の間でも速やかに情報共有するなどの連携した対応が必要。また、市区町村間（児童福祉主管課、母子保健主管課）の引継ぎでは、事例に応じたそれぞれの機関の役割が明らかになるような引継ぎを行うことが重要。

(3)転居後に引継ぎを受けた自治体におけるリスクアセスメント及びソーシャルワーク

①子どもの安全確認

問題点：実母の拒否等により2度にわたり本児を確認できていない状況の後も、援助方針会議において支援的な関わりが必要であるとの方針を継続し、リスクアセスメントの見直しをしていなかった。

対応策：子どもの安全確認を最優先することが重要。当初、支援的な関わりが必要と考えていた事例でも、安全確認ができない場合には、リスクがあると判断し、速やかに立入調査を行うほか、必要に応じて出頭要請、臨検捜索などの対応を検討する必要がある。

②児童相談所と市区町村の役割

問題点：市区町村が家庭訪問により本児の確認を行おうとした際に、児童相談所がまずは訪問するまで待つよう要請し、その後の役割分担の見直しは行われなかった。

対応策：児童相談所が主導している事例は児童相談所から要対協等で情報共有・役割分担を依頼して対応することが必要。

H30

2.9 家庭訪問するも現認できず

2.20 小学校説明会で現認できず

3.2 本児死亡

国への提言 (詳細別紙)

安全確認や引継ぎ方法の徹底などを改めて進め、研修等による全国への周知等に加え、緊急総合対策の確実な実施、体制整備を進める。10

国への提言

本事例における対応策は、リスクアセスメント、それを踏まえたソーシャルワーク、子どもの安全確認、関係機関同士の情報共有及び連携など、これまでの死亡事例等の検証でも指摘された内容や、平成28年の児童福祉法の改正をはじめとした虐待防止のために取り組んできている内容が多く含まれている。

本事例を踏まえて、改めて以下のような取組が必要であるとともに、国において、平成28年、29年児童福祉法改正で規定された内容の着実な実施、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）の本事例を踏まえた効果的な実施、これまでの死亡事例等の検証で指摘された事項について、研修等の活用などによる周知、全国で取組が確実に実践されるような体制整備を進めることが必要である。

- 虐待のリスクアセスメントや親や家族関係のアセスメントなど児童相談所職員のアセスメント力を抜本的に向上させるため、客観的な資質の向上に資する人材強化策に取り組むこと
- 要保護児童対策地域協議会における関係機関や医療機関からの情報提供に対して的確に判断できるよう、児童相談所職員のアセスメント力を補強する、児童相談所の医師や弁護士等の専門職の常勤配置をこれまで以上に促進することなどによる日常的に相談できる体制を全国的に整備
- 一時保護等の措置の解除の際や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により客観的に状況把握した上で判断し、保護者を具体的に支援するための計画を作成すること、また、計画を確実に行うため必要に応じて家庭裁判所の勧告制度を活用することの徹底。解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有し、リスクが高まった場合には、客観的なアセスメントに基づき、再度一時保護することの徹底
- 乳幼児健康診査未受診者、未就園児、不就学児などで、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全確認できていない子どもについて、年に1回は状況を確認すること
- 未就園児等の転入に際して、その地域の福祉保健制度を紹介するための家庭訪問を実施
- 特定妊婦には継続的な支援を念頭に置くことの周知
- 協同面接で得られた情報や結果の取扱いについて、検察庁、警察、児童相談所の3者が共通認識をし、その情報を児童相談所において有効活用することを周知
- 緊急性や重症度の高い事例の引継ぎは、原則、対面で実施し、転居前の自治体は、アセスメントを行ってきた記録を転居後の自治体へ確実に引き継ぐことを徹底
- 通告後、保護者が子どもの面会を拒否する等により子どもの安全確認ができない場合、その事実に対して適切にアセスメントを行った上で、立入調査を実施することの徹底
- 子どもに対する有形力の行使は、子どもの精神又は発達に様々な悪影響を及ぼしうるため、基本的には不適切であることを徹底するなど、体罰によらない子育ての推進
- 都道府県児童福祉審議会において、子どもの権利擁護を図る観点から、医療機関等を含む関係者や子ども自身から意見を聴き、個別ケース等の具体的な内容を把握し審議できる仕組み（児童福祉法第8条第6項）の活用促進を含め、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討
- 今回のアセスメントの問題等はこれまでの死亡事例検証でも繰り返し指摘されているが、同様の事態が繰り返されている事実を重く受け止め、全国的に十分にアセスメント力、ソーシャルワーク力が備わるよう、児童相談所の専門的体制の強化を図るための施策の推進及びその実効性を確保するための仕組みの検討

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する
関係閣僚会議決定)

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)のポイント

- 増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。
- 緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。

緊急的に講ずる対策

I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底
 - ①全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果(虐待に起因する外傷等がある事案等)をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること
 - ②緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施
 - ③移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないように、速やかに移管元が行っていた援助を継続

II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底
 - ・子どもと面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること

III 児童相談所と警察の情報共有の強化

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底
 - ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報
 - ②通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報
 - ③①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。

IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底
 - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること
 - ・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること
 - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること

V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。

VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の策定

- 「児童相談所強化プラン」(2016年度から2019年度まで)を前倒して見直す。
- 新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を別紙骨子に基づき、年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
 - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
 - ②一時保護の体制強化策
 - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

児童虐待防止対策のための総合対策

1 児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化

- 児童相談所における専門性強化の取組促進
- より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進
 - ・児童相談所内の業務分担、市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方等について、平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
 - ・民間委託の活用等でより効果的に行うことが期待される業務の民間委託等を推進する。
- 中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進
- 適切な一時保護の実施
- 子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化
- 子どもの権利擁護の仕組みの構築
- 児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

2 児童虐待の早期発見・早期対応

- 乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進
 - ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等で虐待リスクのあるケースを適切な支援へつなげる。未就園で福祉サービスを利用していない子どものいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- 支援を必要とする妊婦への支援の強化
- 相談窓口の設置促進等
 - ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。
- 相談窓口等の周知・啓発の推進等
 - ・若年妊娠等の予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口、児童相談所全国共通ダイヤル（189）をネット等も活用して周知。
- 在宅支援サービスの充実
 - ・孤立した育児によって虐待につながらないように、市町村の在宅支援サービスの充実を図る。
- 障害のある子どもとその保護者への支援の強化
- 児童虐待に関する研修の充実
- 非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
 - ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法についても徹底する。
- ICTの活用による情報共有の手法の効率化

4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

- 児童相談所と警察の連携の強化
 - ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化や警察職員や警察OBの職員配置を進める。
- 学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進
- 要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるためのICTを活用したシステム整備を促進する。
- 協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進
- 医療を必要とする子どもの保護の体制強化
- 医療機関における児童虐待対応体制の整備
- 生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

5 適切な司法関与の実施

- 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進
 - ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の児童相談所への周知徹底及び活用事例の収集、横展開など保護者支援を進める。
 - ・法的対応体制強化等を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

6 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化

- 都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進
 - ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。
- 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進
- 児童養護施設等における家庭的養育の推進

児童虐待防止総合強化プラン（新プラン）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定

**（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する
関係府省庁連絡会議決定）**

地域において、児童相談所と市町村が役割分担しながら、全ての子どもに対して切れ目ない支援を提供するため、2019年度から2022年度までに以下の通り児童相談所、市町村それぞれの専門職の配置を図るための取組を進める。

※ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」については、本骨子を踏まえ、最新の児童虐待相談対応件数等も考慮し、年内に策定する。

I 児童相談所の体制強化

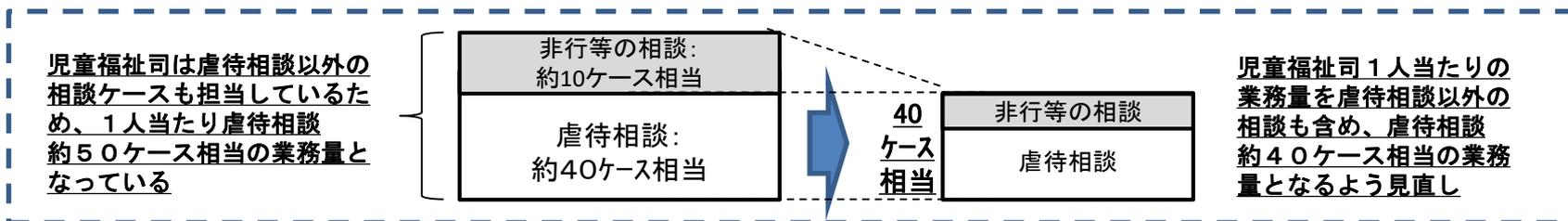
1 児童福祉司の増員

以下の取組を進めることにより、児童福祉司について約2千人程度の増員を図る。

※ 現行プラン(2016年度～2019年度) : 550人程度の増
 ※ 2017年度配置実績 : 3,253人

(1) 業務量に応じた配置の見直し

- 児童福祉司の配置標準について、児童虐待相談への対応のみならず、非行、養護、障害などの相談対応を加味した配置標準へ見直し、虐待対応職員の増員を図る。
- 児童福祉司一人当たり業務量が、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せて、児童虐待相談40ケース相当の業務量となるように設定。



- 上記増員に応じてスーパーバイザーを増員する。

(2) 地域における相談体制強化のための増員

- 里親養育支援のための児童福祉司、市町村支援のための児童福祉司をそれぞれ配置する。

2 児童心理司、保健師、弁護士について

- ・ 児童心理司 : 上記児童福祉司の増員に合わせた配置
- ・ 保健師 : 各児童相談所一人を配置
- ・ 弁護士 : 児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような体制強化

3 一時保護所 一時保護所の職員体制についても、強化を進める。

II 市町村の体制強化

1 子ども家庭総合支援拠点の強化

- 市町村における相談体制を強化するため、必要な職員を確保して子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。

2 要保護児童対策地域協議会の強化

- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について、専門職配置、研修受講が義務化されていることを踏まえ、配置を支援する。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント （平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

児童相談所の体制強化

	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240人	→	5,260人	+ 2,020人程度
児童心理司	1,360人	→	2,150人※1	+ 790人程度
保健師	140人	→	各児童相談所※2	+ 70人程度
合計	4,730人	→	7,620人	+ 2,890人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで

市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106市町村※	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	988市町村※	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点） 17

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）計画値

	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度)	2020年度 (新プラン2年度 目) ※	2022年度 (新プラン目標)
【児童相談所】				
児童福祉司	3,240 人	4,300 人 〔+1,070 人〕	4,700 人 〔+1,470 人〕	5,260 人 〔+2,020 人〕
児童心理司	1,360 人	1,610 人 〔+ 260 人〕	1,790 人 〔+ 440 人〕	2,150 人 〔+ 790 人〕
保健師	100 人	各児童相談所 〔+ 110 人〕	各児童相談所	各児童相談所

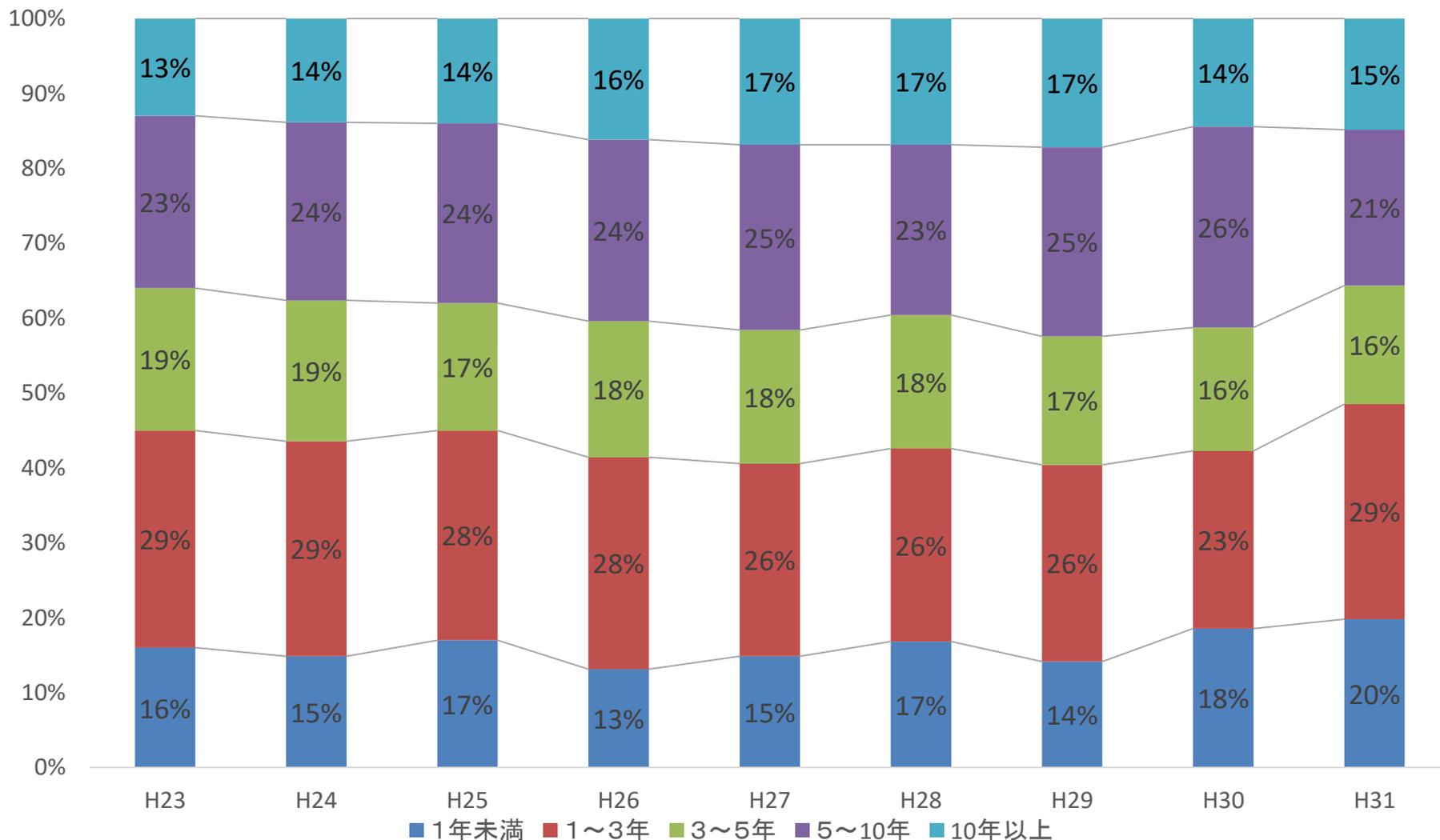
※2020年度の計画を踏まえ、地方財政措置を拡充。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）計画初年度

	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度) ※	2022年度 (新プラン目標)
【市町村】			
子ども家庭総合支援拠点	106 市町村 <small>(2018年2月実績)</small>	$\left[\begin{array}{l} 800 \text{ 市町村} \\ + \\ 694 \text{ 市町村} \end{array} \right]$	全市町村
要対協調整機関調整担当者	988 市町村 <small>(2018年2月実績)</small>	$\left[\begin{array}{l} 1,175 \text{ 市町村} \\ + \\ 187 \text{ 市町村} \end{array} \right]$	全市町村

※2019年度の計画を踏まえ、地方財政措置が講じられる予定。

児童福祉司の勤務年数割合の推移について(各年度4月1日時点)



※ H23～H28は、所長・次長・スーパーバイザーであって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く

※ H29は、所長・次長・スーパーバイザー・里親担当職員であって児童福祉司の発令を受けている者を含み、任用予定、非常勤職員を除く

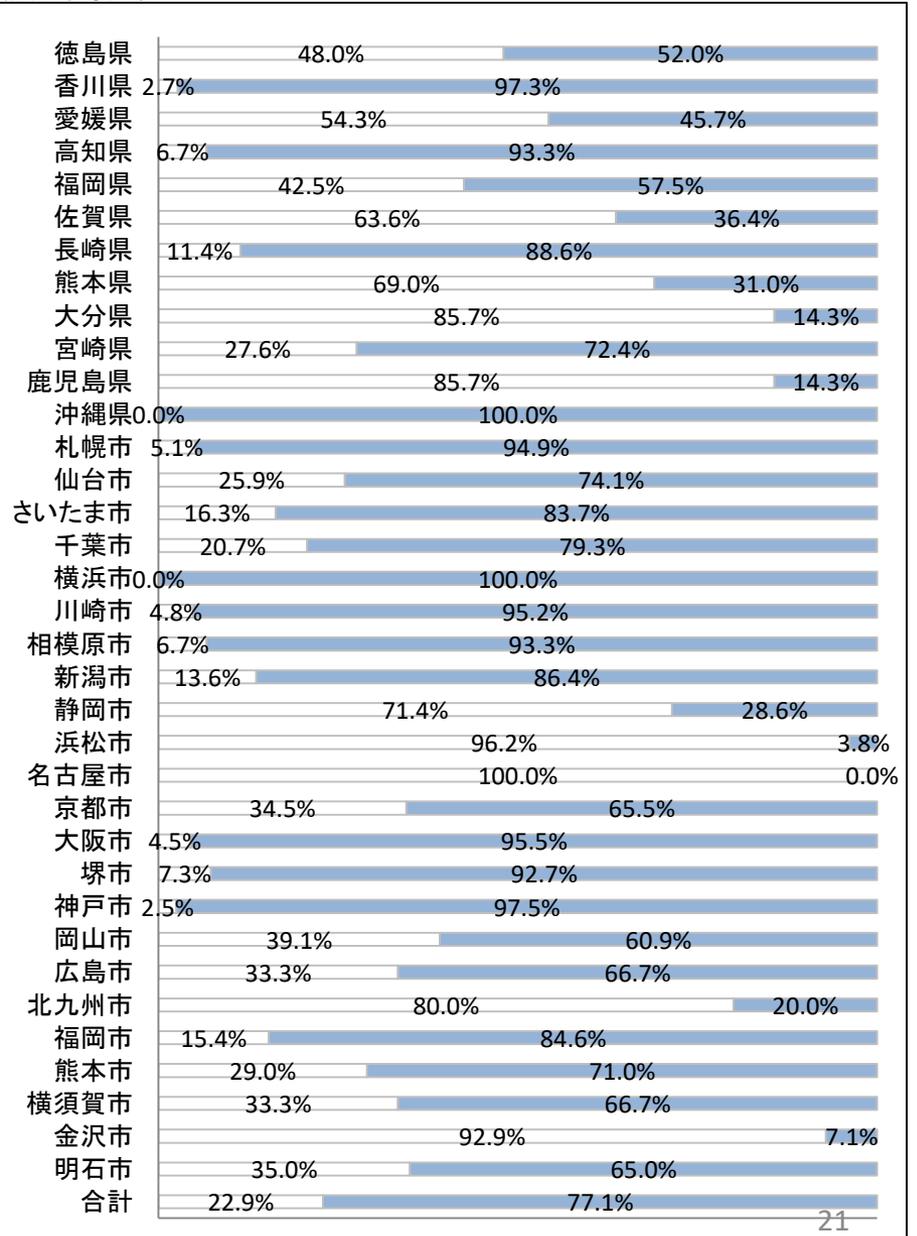
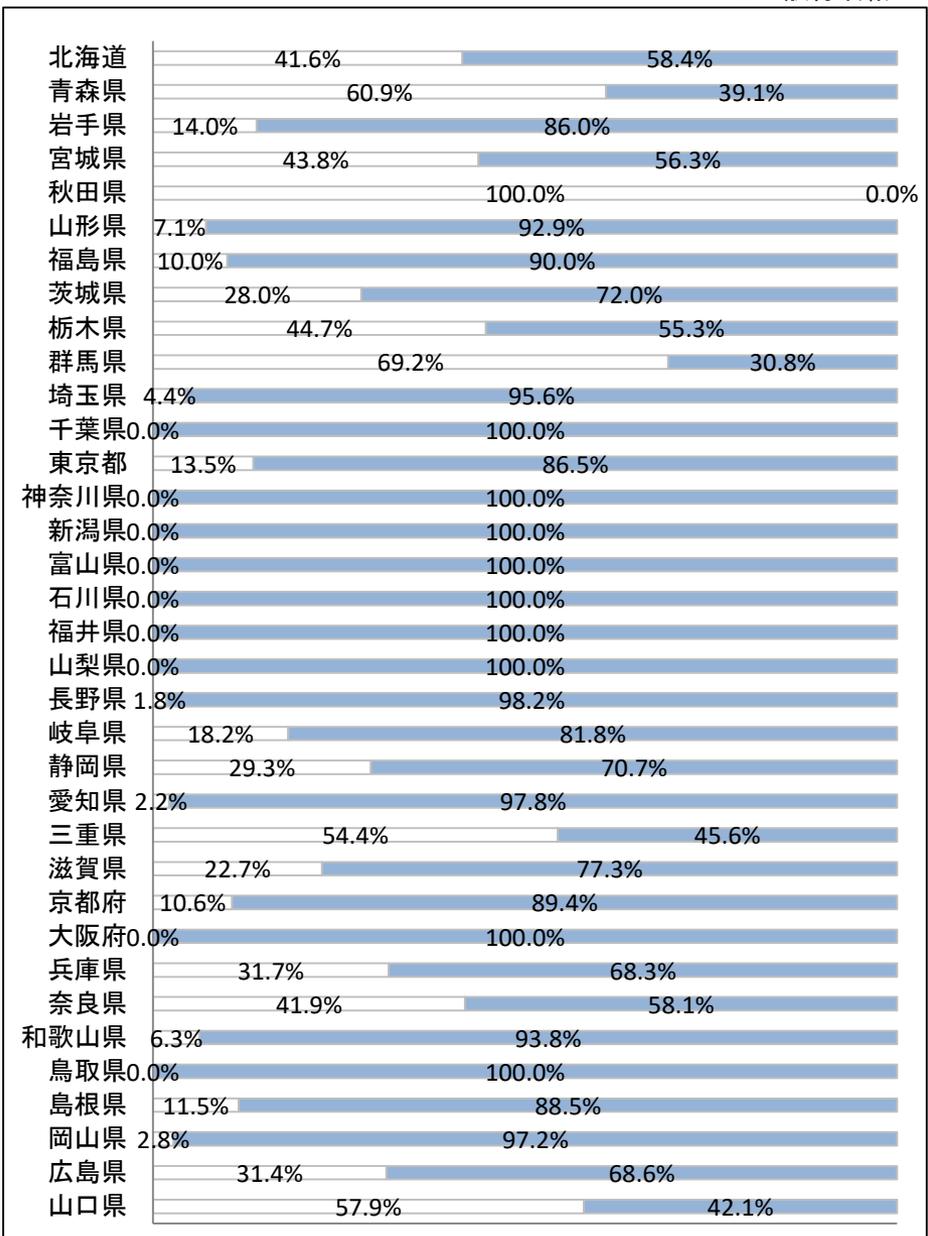
※ H30は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む

※ H31は、所長・次長・スーパーバイザー・里親養育支援担当・市町村支援担当であって児童福祉司の発令を受けている者、任用予定者、非常勤を含む

【厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ】

平成31年度 児童福祉司の採用区分構成割合(平成31年4月1日時点)

□ 一般行政職 ■ 福祉等専門職



児童虐待防止対策の抜本的強化について

昨今の虐待相談件数の急増、平成30年の目黒区の事案、令和元年の野田市の事案等を踏まえ、以下の通り、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。

新プランの体制強化の前倒し、抜本的強化を取り込み児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を 198回国会に提出し2020年度予算編成。具体化を図る。

(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)

児童虐待防止対策の抜本的強化について①（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

昨今の虐待相談件数の急増、昨年を目黒区の事案、今年の野田市の事案等を踏まえ、以下の通り、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。本対策を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

1 子どもの権利擁護

① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

法・体罰禁止について法定化する。

・体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行う。

法・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な見直しを検討する。

② 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

法・子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認

② 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

・子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け設置を促進する。

・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。

③ 相談窓口の周知・徹底

・189(いちはやく)の周知、啓発。通話料の無料化。

④ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

・スクールカウンセラーやSNS等を活用した相談体制を充実。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

- 法** ① 介入的な対応等を的確に行うことができるようにするための体制整備
- ・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分ける等の児童相談所における機能分化を行う。
- ② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備
- 法**
- ・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
 - ・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。
- ③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化
- 法**
- ・児童相談所における医師・保健師の配置の義務化。
 - ・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。
- 法** ④ 第三者評価など児童相談所の業務に関する評価の実施
- ⑤ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充
- ・新プランに基づく人材確保が進むよう、採用活動に関する支援等の実施。
 - ・専門性確保のため、児童相談所OBの活用や人事ローテーションへの配慮の要請。
- ⑥ 児童福祉司等への処遇改善
- ・手当などによる児童福祉司等の処遇改善を図る。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) 児童相談所の設置促進

① 児童相談所の設置（管轄区域）に関する基準の設定

法 ・児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置（管轄区域）に関する基準を定める。

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

法 ・政府は、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずる。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図る。

法 ・政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
・中核市及び特別区における児童相談所設置に向け、支援を抜本的に拡充する。

③ 一時保護所の環境改善・体制強化

・適切な環境で一時保護できる受け皿確保及び個別的な対応ができる環境整備、職員体制の強化等

(3) 市町村の体制強化

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

・2022年度までに子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、支援を拡充する。

② 要保護児童対策地域協議会の充実強化

(4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

法 ・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年を目途に検討する。

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

・スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー、警察OBの学校・教育委員会への配置を支援。

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

・児童虐待対応マニュアルを作成、実践的な研修を推進。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(6)DV対応と児童虐待対応との連携強化等

法 ① DV対応と児童虐待対応との連携強化

② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

(7)関係機関間の連携強化等

法 ① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化

② 児童相談所・市町村における情報共有の推進

・全都道府県で、児童相談所と市町村の情報共有システムを推進。全国的な情報共有に向けた検討を進める。

③ 保護者支援プログラムの推進

・専門医療機関、民間団体と連携した実施、重大事例の検証を踏まえた活用方法の検討。

④ 児童相談所と警察の連携強化

⑤ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化

・児童虐待に係る情報の管理、関係機関と連携した対応について周知徹底。

4 社会的養育の充実・強化

① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充

・里親の負担軽減（一時的に子どもを預かるサービスの利用促進）や手当の充実等。

② 特別養子縁組制度等の利用促進

・特別養子縁組の成立要件を緩和する（養子となる者の年齢の上限を引き上げる）等の見直しを行う。

③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

④ 自立に向けた支援の強化

・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

改正の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

※下線部は衆議院による修正部分

1. 児童の権利擁護【①の一部は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、児童の安全確保を明文化する。
- ③ 児童福祉審議会において児童に意見聴取する場合においては、その児童の状況・環境等に配慮するものとする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

(1) 児童相談所の体制強化等【①・⑥・⑦は児童虐待の防止等に関する法律、それ以外は児童福祉法】

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 都道府県は、児童相談所の行う業務の質の評価を行うことにより、その業務の質の向上に努めるものとする。
- ④ 児童福祉司の数は、人口、児童虐待相談対応件数等を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。
- ⑤ 児童福祉司及びスーパーバイザーの任用要件の見直し、児童心理司の配置基準の法定化により、職員の資質の向上を図る。
- ⑥ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- ⑦ 都道府県知事が施設入所等の措置を解除しようとするときの勘案要素として、児童の家庭環境を明文化する。

(2) 児童相談所の設置促進【①は児童福祉法、②・③は改正法附則】

- ① 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ② 政府は、施行後5年間を目途に、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援等の措置を講ずるものとする。
その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする。
- ③ 政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 関係機関間の連携強化

【①は児童福祉法、②～④・⑤の前段は児童虐待の防止等に関する法律、⑤の後段は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律】

- ① 要保護児童対策地域協議会から情報提供等の求めがあった関係機関等は、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
- ② 国及び地方公共団体は、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携強化のための体制の整備に努めなければならないものとする。
- ③ 児童虐待を受けた児童が住所等に移転する場合に、移転前の住所等を管轄する児童相談所長は移転先の児童相談所長に速やかに情報提供を行うとともに、情報提供を受けた児童相談所長は要保護児童対策地域協議会が速やかに情報交換を行うことができるための措置等を講ずるものとする。
- ④ 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童に関する秘密を漏らしてはならないこととする。
- ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

3. 検討規定その他所要の規定の整備

- ① 児童福祉司の数の基準については、児童福祉司の数に対する児童虐待相談対応件数が過重なものとならないよう、必要な見直しが行われるものとする。
- ② 児童相談所職員の処遇改善、一時保護所等の量的拡充・一時保護の質的向上に係る方策等に対する国の支援等の在り方について、速やかに検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ③ 民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ④ 一時保護その他の措置に係る手続の在り方について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑤ 児童の意見表明権を保障する仕組みとして、児童の意見を聴く機会の確保、児童が自ら意見を述べる機会の確保、その機会に児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の権利擁護の在り方について、施行後2年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑥ 児童福祉の専門知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策について、施行後1年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑦ 児童虐待の防止等に関する施策の在り方について、施行後5年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑧ 通報の対象となるDVの形態及び保護命令の申立をすることができるDV被害者の範囲の拡大、DV加害者の地域社会における更生のための指導等の在り方について、公布後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
- ⑨ その他所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和2年4月1日(3②及び⑧)については公布日、2(1)②及び⑤の一部については令和4年4月1日、2(2)①は令和5年4月1日。)

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)の概要

(令和元年6月19日成立・6月26日公布)

改正の概要

1. 児童の権利擁護

親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこととする。児童福祉施設の長等についても同様とする。

2. 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

- ① 都道府県は、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずるものとする。
- ② 都道府県は、児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとするとともに、児童相談所に医師及び保健師を配置する。
- ③ 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ④ 児童虐待を行った保護者について指導措置を行う場合は、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- ⑤ DV対策との連携強化のため、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの職員については、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はDV被害者の保護のために、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとする。

【施行期日】 令和2年4月1日(2②は令和4年4月1日、2③は令和5年4月1日。)

【今後の対応】

- 検討規定に基づき以下の対応等を行う。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
国と地方との協議の場の開催(※) ※中核市等の児相設置促進、人材確保等の検討のため、WGを設置。	8月2日 ▼	協議の場		
体罰禁止	9月3日 ▼	検討会 → 周知	施行	
職員の資格の在り方 その他資質の向上策の検討	9月10日 ▼	資質向上WG	施行後一年	
一時保護等の手続きの在り方の検討		実態把握	検討の場	
子どもの権利擁護に関する検討		調査研究 12月19日	施設等でのモデル実施 権利擁護WT等	施行後二年
民法「懲戒権」の検討(法務省)	6月20日 ▼	法制審議会	(中間試案・パブリックコメント)	

児童福祉法等改正法に基づく検討状況

○ 令和元年に成立した児童福祉法等改正法の検討規定に基づき以下の対応等を行う。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
体罰禁止	9月3日 ▼ 検討会	周知 施行		
職員の資格の在り方 その他資質の向上策の検討	9月10日 ▼	資質向上 WG	施行後一年	
一時保護等の手続きの在り方の検討	実態把握	検討の場		
子どもの権利擁護に関する検討	調査研究 12月19日 ▼	施設等でのモデル実施	権利擁護WT等	施行後二年
民法「懲戒権」の検討（法務省）	6月20日 ▼	法制審議会	(中間試案・パブリックコメント)	
国と地方との協議の場の開催(※) ※中核市等の児相設置促進、人材確保等の検討のため、WGを設置	8月2日 ▼	協議の場		

児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場

改正法の規定等に基づき、児童虐待の防止に向けた課題を整理し、**国、都道府県及び市区町村における体制の強化**を進めるため、児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場を設置。さらに、個別の論点について検討を行うために2つのワーキンググループを設置。

1. 児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関するWG

< 構成員 >

- ・滋賀県、茨城県、本庄市、さいたま市、豊田市、新宿区、那賀町、舟橋村
- ・厚生労働省
- ・オブザーバー：全国知事会、全国市長会、全国町村会

< 主な検討課題 >

- ・人材の確保・育成・人事の在り方
- ・中核市等における児童相談所設置の効果
- ・中核市等における児童相談所設置の具体的プロセス
- ・都道府県、市町村の連携強化と役割分担 等

→ 先進的な取組を実施している自治体から、人材の確保・育成、中核市の児童相談所設置に向けた準備・効果、児童相談所と市町村の連携方策、子ども家庭総合支援拠点の設置プロセス等について、ヒアリングを実施

2. 児童相談所の設置の基準に関するWG

< 構成員 >

- ・滋賀県、茨城県、本庄市、さいたま市、豊橋市、世田谷区
- ・厚生労働省
- ・オブザーバー：那賀町、舟橋村、全国知事会、全国市長会、全国町村会

< 設置基準（※）の策定にあたっての主な視点 >

- ・人口
- ・地理的条件や交通事情
- ・相談対応件数
- ・市町村との連携 等

※政令で定める設置基準の施行は令和5年度だが、地方自治体における準備期間を考慮した対応が必要。

→ 各自治体における児童相談所の現状や設置に関する考え方等を議論

児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場

児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関する協議の場

改正法の規定等に基づき、児童虐待の防止に向けた課題を整理し、国、都道府県及び市区町村における体制の強化を進めるため、協議の場を設置（8月2日に第1回開催）

< 構成員 >

- ・茨城県知事、滋賀県知事
- ・豊田市長、さいたま市長、
文京区長、本庄市長
- ・舟橋村長、那賀町長
- ・厚生労働大臣
- ・厚生労働省子ども家庭局長

< 今後の進め方 >

具体的な検討を行うため、下記の2つのワーキンググループを設置
次回は、両ワーキンググループからの報告を聴取し、協議

児童虐待防止対策に係る体制強化の在り方に関するWG

< WGにおける検討内容 >

国、都道府県及び市区町村における体制の強化に向けて、取組事例の収集や要望等についてヒアリングを行いながら、具体的な検討を行う

< 構成員 >

- ・滋賀県、茨城県
- ・本庄市、さいたま市、豊田市、新宿区
- ・那賀町、舟橋村
- ・厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室長
- ・オブザーバー
全国知事会事務局、全国市長会事務局、全国町村会事務局

児童相談所の設置の基準に関するWG

< WGにおける検討内容 >

改正法に規定された児童相談所の設置の参酌基準の設定について具体的な検討を行い、基準案をとりまとめ

< 構成員 >

- ・滋賀県、茨城県
- ・本庄市、さいたま市、豊橋市、世田谷区
- ・厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室長
- ・オブザーバー
那賀町、舟橋村
全国知事会事務局、全国市長会事務局、全国町村会事務局

体罰等によらない子育ての推進に関する検討会について

設置の趣旨

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号。以下「改正法」という。）において、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他監護及び教育に必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならないこととされた。

これを受け、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方を示したガイドライン等を作成し、国民や関係者にわかりやすく普及するとともに、保護者に対する支援策もあわせて周知を行うなど、体罰等によらない子育てを推進するための検討を行う。

スケジュール・開催実績

令和元年9月3日 第1回開催

令和元年10月28日 第2回開催

令和元年12月3日 第3回開催

※ パブリックコメントを実施（12月20日～1月18日）

令和2年2月18日 第4回開催

令和2年2月20日 とりまとめ

令和2年4月1日 改正法施行

主な検討事項

1. 体罰禁止の考え方
2. 体罰の範囲等
3. 体罰等によらない子育て推進方策及び保護者への支援策

委員

- 大日向雅美 恵泉女学園大学 学長
- 高祖 常子 認定NPO法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事
- 立花 良之 成育医療研究センター こころの診療部 乳幼児メンタルヘルス診療科 診療部長
- 福丸 由佳 白梅学園大学 子ども学部 教授
CARE-Japan 代表
- 松田 妙子 NPO法人 せたがや子育てネット 代表理事
- 森 保道 日本弁護士連合会 子どもの権利委員会 委員・幹事
- 山田 和子 四天王寺大学 看護学部 教授

○座長

（敬称略、五十音順）

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループについて

設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)附則第7条第3項において、政府は、この法律の施行後1年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしてされている。

これを受け、子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策についての検討を行うため、「社会的養育専門委員会」の下にワーキンググループを設置する。

主な検討事項

子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策

スケジュール

令和元年 9月10日 第1回開催
 令和2年 2月19日 第2回開催
 令和2年 夏目処 中間的な整理
 令和2年 12月 ワーキンググループの議論の整理
 その後、社会的養育専門委員会へ報告

委員

委員名	所 属
相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 教授
我妻 元晴	本庄市保健部子育て支援課長
安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科 教授
江口 晋	大阪府中央子ども家庭センター 所長
奥山 真紀子	日本子ども虐待防止学会理事長
加藤 雅江	杏林大学保健学部健康福祉学科 教授 兼 日本精神保健福祉士協会常任理事
栗延 雅彦	和泉乳児院院長
栗原 直樹	元十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科 教授
小島 健司	埼玉県伊奈町健康福祉統括監
小山 菜生子	児童家庭支援センターかわわ センター長
才村 純	東京通信大学 教授
佐藤 杏	国立成育医療研究センター医療連携・患者支援センター ソーシャルワーカー
園田 三恵	滋賀県健康医療福祉部こども・青少年局副局長 兼 子育て支援室室長
高橋 誠一郎	社会福祉法人至誠学舎立川児童事業本部 副本部長兼事務局長
津崎 哲郎	NPO法人児童虐待防止協会 理事長
西澤 哲	山梨県立大学人間福祉学部・福祉コミュニティ学科 教授
藤林 武史	福岡市こども総合相談センター 所長
増沢 高	こどもの虹情報研修センター 研究部長
○松本 伊智朗	北海道大学大学院教育学研究院 教授
○宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院 教授
○村松 幹子	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会副会長 全国保育士会会長
◎山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授

◎座長 ○座長代理

(敬称略、五十音順)

子どもの権利擁護に関するワーキングチームについて

設置の趣旨

令和元年6月19日に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則第7条第4項において、子どもの権利擁護の在り方について、施行後2年後までに、検討し、必要な措置を講じるものとされた。

これを踏まえ、子どもの権利擁護に関する国内外の事例収集や課題の検討等を行うことを目的として、本ワーキングチームを開催する。（令和元年12月19日に第1回開催）

検討事項

- (1) 子どもの意見表明を支援する仕組みの在り方
- (2) 子どもの権利を擁護する仕組みの在り方
- (3) その他子どもの権利擁護の在り方

委員

○ 相澤 仁	日本子ども家庭福祉学会 理事 大分大学 福祉健康科学部 教授	久保 健二	福岡市 こども総合相談センター こども緊急支援課長、弁護士
池田 清貴	くれたけ法律事務所 弁護士	桑田 朋子	東京都 福祉保健局 少子社会対策部 子供・子育て計画担当課長
栄留 里美	大分大学 福祉健康科学部 助教	田中 由美	大阪府 福祉部 子ども室 家庭支援課 課長
榎本 英典	三重県 児童相談センター 子どもの権利擁護 コーディネーター	永野 咲	昭和女子大学 人間社会学部 助教
大谷 美紀子	大谷&パートナーズ法律事務所 弁護士	中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
奥山 眞紀子	日本子ども虐待防止学会 理事長	堀 正嗣	熊本学園大学 社会福祉学部 教授
川瀬 信一	千葉県生実学校星久喜中学校分教室 教諭	前橋 信和	関西学院大学 人間福祉学部 教授

○座長

(敬称略、五十音順)

1. 児童虐待防止のための懲戒権に関する規定の見直し

平成23年の民法改正

民法第822条が定める親権者の懲戒権について、児童虐待の口実に使われることがあるとの指摘を踏まえ、**懲戒権は子の利益のために行使しなければならない、児童虐待を正当化するものでないことを明確化した(※)**。

第820条 親権を行う者は、**子の利益のために**子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

第822条 親権を行う者は、**第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内**でその子を懲戒することができる。

(※) 民法第822条の規定の削除を求める意見もあったが、①相当な「しつけ」もできなくなると誤解されるおそれがあることや、②「しつけ」の在り方には様々な考え方があることから、見送られた。

その後の動向

- 親権者の懲戒権については、**依然として児童虐待の口実に使われることがあるとの指摘**がされており、**親権者による体罰禁止の法定化**を含む改正法が国会で成立
- これに至る様々な社会的背景を踏まえ、**民法第822条の規定の在り方の再検討**をも強く求める指摘

○ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年6月19日成立)附則第7条第5項

政府は、この法律の施行後2年を目途として、**民法第822条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（概要）

第一 総則

一 目的

- ・養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度を導入
 - ・業務の適正な運営を確保するための規制
- 養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進
- ⇒ 児童の福祉の増進

二 定義

「養子縁組のあっせん」：養親希望者と18歳未満の児童との間の養子縁組をあっせんすること

「民間あっせん機関」：許可を受けて養子縁組のあっせんを業として行う者

三 児童の最善の利益等

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんは、

- ① 児童の最善の利益を最大限に考慮し、これに適合するように行われなければならない。
- ② 可能な限り日本国内において児童が養育されることとなるよう、行われなければならない。

四 民間あっせん機関及び児童相談所の連携及び協力

五 個人情報の取扱い

第二 民間あっせん機関の許可等

民間の事業者が養子縁組のあっせんを業として行うことについて、

（これまで）第二種社会福祉事業の届出

↓
（新法）許可制度を導入

許可基準（営利目的で養子縁組あっせん事業を行おうとするものでないこと等）、手数料、帳簿の備付け・保存・引継ぎ、第三者評価、民間あっせん機関に対する支援等について定める。

第三 養子縁組のあっせんに係る業務

一 相談支援

二 養親希望者・児童の父母等による養子縁組のあっせんの申込み等

三 養子縁組のあっせんを受けることができない養親希望者（研修の修了の義務付け等）

四 児童の父母等の同意

〔養親希望者の選定、面会、縁組成立前養育の各段階での同意（同時取得可）〕

五 養子縁組のあっせんに係る児童の養育

六 縁組成立前養育

七 養子縁組の成否等の確認

八 縁組成立前養育の中止に伴う児童の保護に関する措置

九 都道府県知事への報告（あっせんの各段階における報告義務）

十 養子縁組の成立後の支援、

十一 養親希望者等への情報の提供

十二 秘密を守る義務等、

十三 養子縁組あっせん責任者

第四 雑則

一 （厚生労働大臣が定める）指針

二 （都道府県知事から民間あっせん機関に対する）指導及び助言、報告及び検査

三 （国・地方公共団体による）養子縁組のあっせんに係る制度の周知

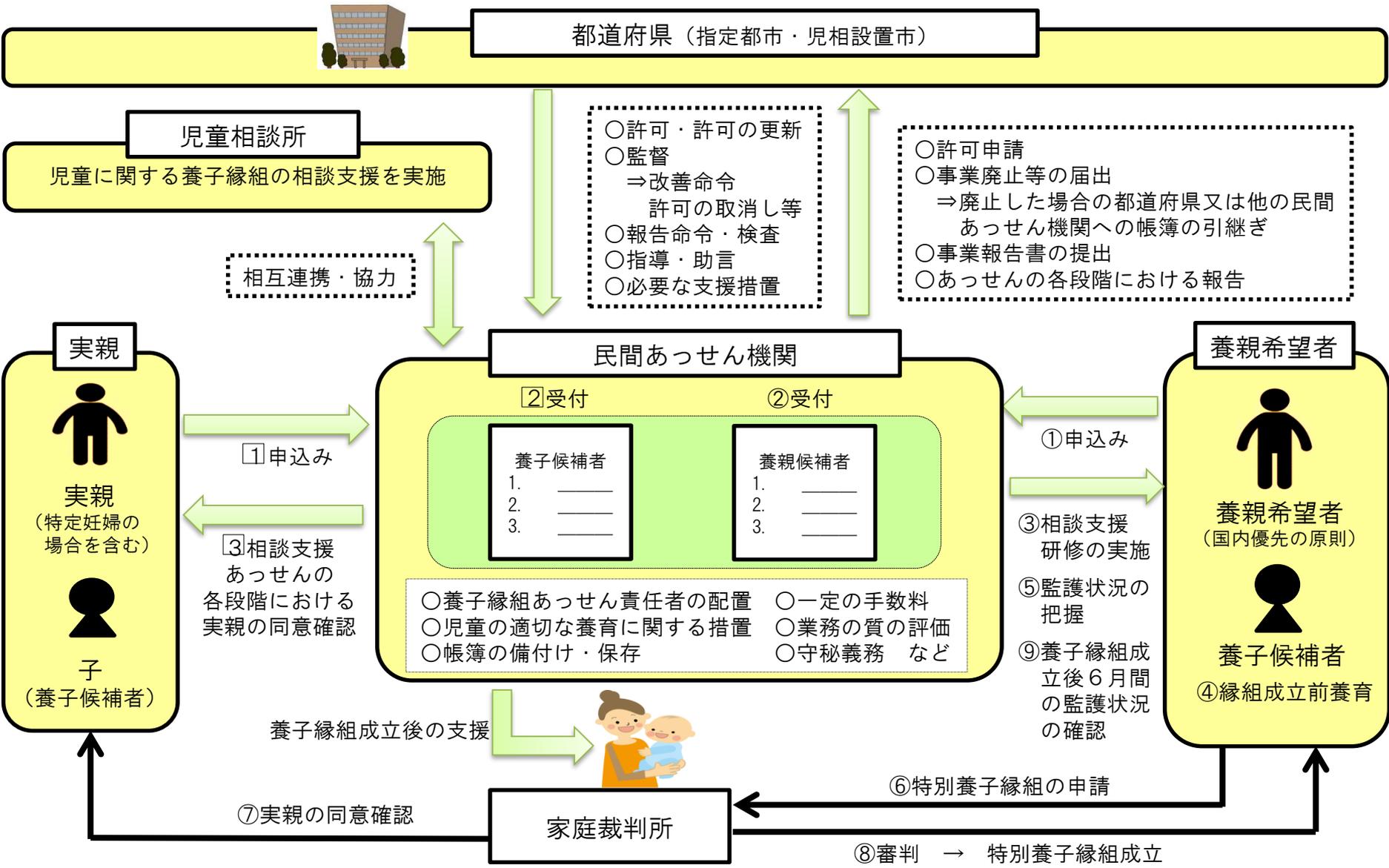
第五 罰則

無許可で養子縁組あっせん事業を行った者等について、罰則を規定

第六 その他

施行期日（平成30年4月1日）、経過措置、検討

許可制度導入後の民間あっせん機関による養子縁組あっせんの仕組み（大まかなイメージ）



民法等の一部を改正する法律の概要

改正の目的 児童養護施設に入所中の児童等に家庭的な養育環境を提供するため、特別養子縁組の成立要件を緩和すること等により、制度の利用を促進。
厚労省の検討会において全国の児童相談所・民間の養子あっせん団体に対して実施した調査の結果
「要件が厳格」等の理由で特別養子制度を利用できなかった事例 298件(H26～H27)
(うち「実父母の同意」を理由とするもの 205件・「上限年齢」を理由とするもの 46件)

- 見直しのポイント**
- ① 特別養子制度の対象年齢の拡大(第1)
 - ② 家庭裁判所の手続を合理化して養親候補者の負担軽減(第2)

第1 養子候補者の上限年齢の引上げ（民法の改正）

1. 改正前の制度

養子候補者の上限年齢

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に6歳未満であること。

例外 6歳に達する前から養親候補者が引き続き養育 ⇒ 8歳未満まで可。

改正前の制度において上限年齢が原則6歳未満、例外8歳未満とされている理由

- ① 養子候補者が幼少の頃から養育を開始した方が実質的な親子関係を形成しやすい。
- ② 新たな制度であることから、まずは、必要性が明白な場合に限り導入。

【児童福祉の現場等からの指摘】 年長の児童について、特別養子制度を利用することができない。

2. 改正の内容

養子候補者の上限年齢の引上げ等

(1) 審判申立時における上限年齢(新民法第817条の5第1項前段・第2項)

原則 特別養子縁組の成立の審判の申立ての時に15歳未満であること。

例外 ① 15歳に達する前から養親候補者が引き続き養育

かつ、② やむを得ない事由により15歳までに申立てできず

※15歳以上の者は自ら普通養子縁組をすることができることを考慮して15歳を基準としたもの。

(2) 審判確定時における上限年齢(新民法第817条の5第1項後段)

審判確定時に18歳に達している者は、縁組不可。

(3) 養子候補者の同意(新民法第817条の5第3項)

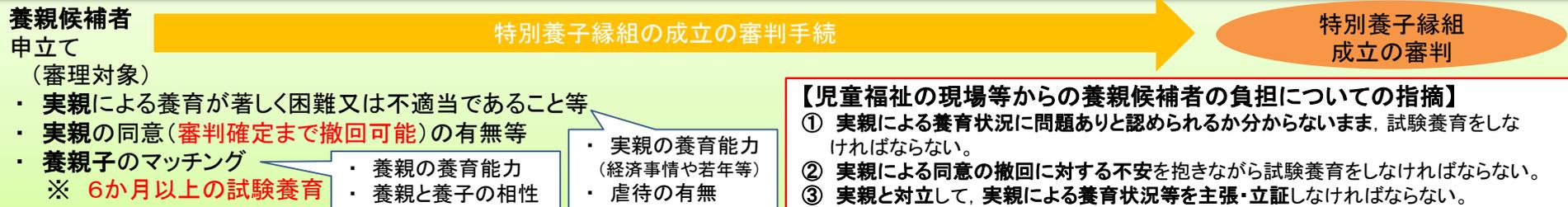
養子候補者が審判時に15歳に達している場合には、その者の同意が必要。

(15歳未満の者についても、その意思を十分に考慮しなければならない。)

第2 特別養子縁組の成立の手続の見直し（家事事件手続法及び児童福祉法の改正）

1. 改正前の制度

養親候補者の申立てによる1個の手続



2. 改正の内容

二段階手続の導入

(1) 二段階手続の導入(新家事事務手続法第164条・第164条の2関係)

特別養子縁組を以下の二段階の審判で成立させる。

(ア) 実親による養育状況及び実親の同意の有無等を判断する審判(特別養子適格の確認の審判)

(イ) 養親子のマッチングを判断する審判(特別養子縁組の成立の審判)

⇒ 養親候補者は、第1段階の審判における裁判所の判断が確定した後に試験養育をすることができる(上記①及び②)。

(2) 同意の撤回制限(新家事事務手続法第164条の2第5項関係)

⇒ 実親が第1段階の手続の裁判所の期日等でした同意は、2週間経過後は撤回不可(上記②)。

(3) 児童相談所長の関与(新児童福祉法第33条の6の2・第33条の6の3)

⇒ 児童相談所長が第1段階の手続の申立人又は参加人として主張・立証をする(上記③)。

(イメージ図)

児相長 or 養親候補者申立て

第1段階の手続

特別養子適格の確認の審判

実親は、第2段階には関与せず、同意を撤回することもできない。

養親となる者が第1段階の審判を申し立てるときは、第2段階の審判と同時に申し立てなければならない。

二つの審判を同時にすることも可能。

⇒ 手続長期化の防止

(審理対象)

- ・ 実親による養育状況
- ・ 実親の同意の有無等

養親候補者申立て

第2段階の手続

特別養子縁組成立の審判

(審理対象) ・ 養親子のマッチング ※ 6か月以上の試験養育

試験養育がうまくいかない場合には却下

第3 施行期日【令和2年4月1日】

子ども虐待による死亡事例等の 検証結果等について（第15次報告）

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和元年8月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例58例（65人）を対象とした。

区分	第15次報告			（参考）第14次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）	計
例数	50(23)	8(0)	58(23)	49(18)	18(2)	67(20)
人数	52(23)	13(0)	65(23)	49(18)	28(3)	77(21)

※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

※（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

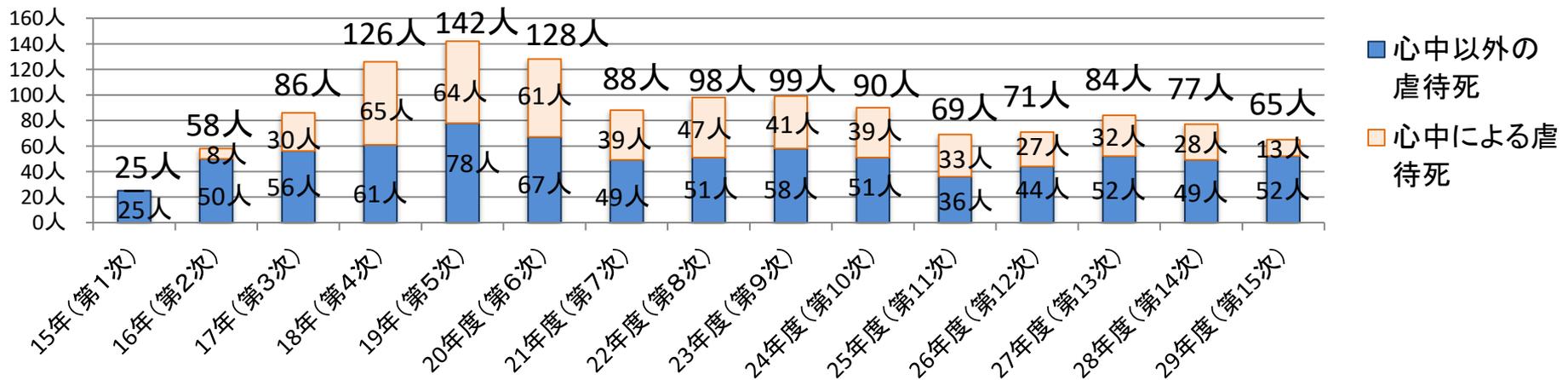
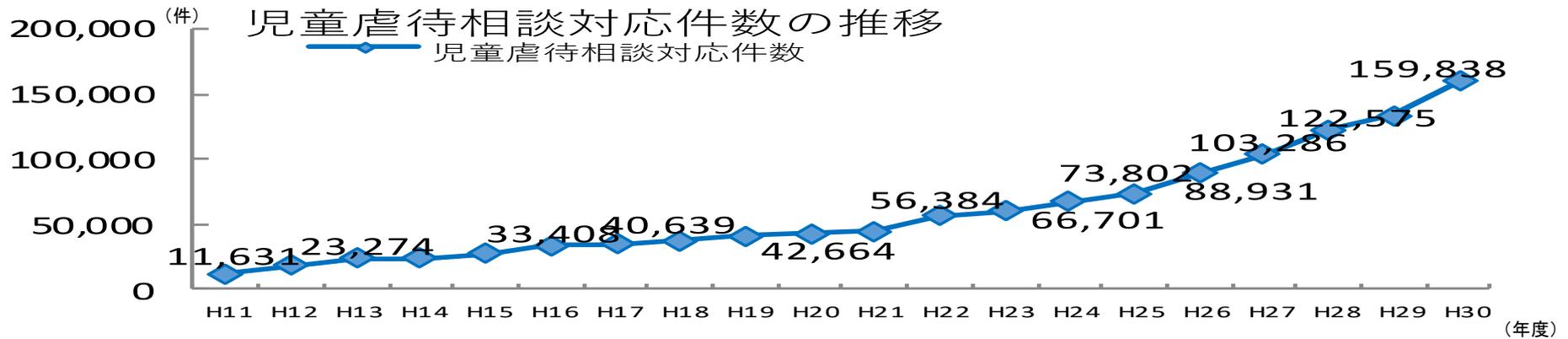
厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成29年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例7例（7人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第14次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)			第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)			第13次報告 (平成29年8月)			第14次報告 (平成30年8月)		
	H15.7.1～ H15.12.31 (6か月間)			H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)			H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)			H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)			H19.1.1～ H20.3.31 (1年3か月間)			H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)			H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)			H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)			H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)			H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)			H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)			H26.4.1～ H27.3.31 (1年間)			H27.4.1～ H28.3.31 (1年間)			H28.4.1～ H29.3.31 (1年間)		
	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計	心中 以外	心中	計						
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77

児童虐待相談の対応件数及び児童虐待による死亡事例の検証・分析対象の推移等

- 平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、159,838件。平成11年度に比べて約13.7倍。
 - ・ 心理的虐待の割合が最も多く（55.3%）、次いで身体的虐待の割合が多い（25.2%）。
 - ・ 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。
- 毎年、多くの死亡事例が発生。（平成29年度心中以外の虐待死 52人）
 - ・ 0歳児が最も多く（53.8%）、そのうち月例0か月児の死亡は50.0%であった。



2. 死亡事例（58例・65人）の分析

（1）心中以外の虐待死（50例・52人）各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

- 死亡した子どもの年齢 「0歳」…28例・28人（53.8%）
（0歳のうち月齢0か月児が14例・14人（50.0%））
- 主な虐待の種類 「身体的虐待」…20例・22人（42.3%）
「ネグレクト」…20例・20人（38.5%）
（「不明」…10例・10人（19.2%））
- 直接の死因 「頭部外傷」…11例・11人（30.6%※）
- 主たる加害者 「実母」…22例・25人（48.1%）
「実父」…12例・14人（26.9%）
- 加害の動機（複数回答） 「保護を怠ったことによる死亡」…9例・9人（17.3%）
「泣きやまないことにはいらだったため」…6例・6人（11.5%）
- 実母が抱える問題（複数回答） 「遺棄」…19例・19人（36.5%）
「予期しない妊娠/計画していない妊娠」…16例・16人（30.8%）
「妊婦健診未受診」…16例・16人（30.8%）
「自宅分娩（助産師などの立ち会いなし）」…16例・16人（30.8%）
- 乳幼児健康診査の受診状況 「3～4か月児健診」の未受診者…5例・5人（25.0%※）
「1歳6か月児健診」の未受診者…1例・1人（14.3%※）
「3歳児健診」の未受診者…1例・1人（20.0%※）
- 養育者（実母）の心理的・精神的問題等 「養育能力の低さ」…13例・13人（26.0%）
「育児不安」…8例・8人（16.0%）
（養育能力の低さとは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。）
- 関係機関の関与
（重複あり） 児童相談所の関与がありが8例（16.0%）、市区町村（虐待対応担当部署）の関与がありが9例（18.0%）であった。
児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方の関与がありが6例（12.0%）であった。
何らかの機関（児童相談所、市区町村、保健センター等）が関与していた事例は29例（58.0%）であった。
0か月児事例14例については関係機関の関与無しが12例（85.7%）、関与がありが2例（14.3%）であった。
- 要保護児童対策地域協議会 対象とされていた事例は9例（18.0%）であった。

(2) 心中による虐待死 (8例・13人) 各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

- 死亡した子どもの年齢 「0歳」「4歳」「7歳」…各2例・2人(15.4%) 「3歳」…1例・2人(15.4%)
(0歳は月齢7か月児が1例・1人、月齢8か月児が1例・1人)
- 直接の死因 「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」…1例・5人(41.7%※)
「頸部絞扼による窒息」…2例・2人(16.7%※)
- 主たる加害者 「実母」…5例・6人(46.2%)
「実父」…3例・6人(46.2%)
- 加害の動機(複数回答) 「経済的困窮(多額の借金など)」…3例・8人(61.5%)
「夫婦間のトラブルなどの家庭の不和」…2例・7人(53.8%)
- 関係機関の関与 児童相談所の関与した事例はなく、市区町村(虐待対応担当部署)の関与がありが1例(12.5%)であった。
- 要保護児童対策地域協議会 対象とされていた事例は1例(12.5%)であった。

3. 重症事例(7例・7人)の分析

- 重症となった子どもの年齢 「0歳」…3例・3人(月齢8か月児が2例・2人、月齢1か月児が1例・1人)
- 虐待の種類 「身体的虐待」…6例・6人
- 直接の受傷要因 「頭部外傷」…5例・5人
- 主たる加害者 「実父」…3例・3人
「実母と実父」…2例・2人
- 関係機関の関与(重症の受傷以前) 児童相談所の関与がありが3例、市区町村(虐待対応担当部署)の関与がありが4例であった。
- 要保護児童対策地域協議会 対象とされていた事例は2例・2人(要支援児童)であった。
- 重症となった受傷後の対応状況
 - ・重症となった受傷後に医療機関へ入院した事例は7例・7人全てであった。
 - ・このうち、入院の対応をした診療科は「小児科」が3例・3人と最も多く、次いで「PICU(小児集中治療室)」「外科」「小児神経科」「整形外科」がそれぞれ1例・1人であった。
 - ・医療機関に一時保護委託をした事例は3例・3人であった。
 - ・受傷後に要保護児童対策地域協議会の対象とされた事例は4例・4人であった。
 - ・平成29年9月1日時点で加害者と同居していない事例は5例・5人であった。このうち、援助方針として「家族再統合」「分離」がそれぞれ2例・2人であった。
 - ・検証の実施状況について、行政機関内部における検証を実施した事例、第三者による検証を実施した事例は、それぞれ3例・3人であった。

※ この割合は「不明」「未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した有効割合

4. 個別ヒアリング調査結果の分析

- 検証対象事例のうち、特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例（4例）について、都道府県・市区町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

(1) 事例の概要

- 【事例1】施設入所歴がある長男が、転居後に実母から頭部に衝撃を与える暴行を受け死亡した事例
- 【事例2】10代の実父母が予期しない妊娠の後に出産、遺棄し死亡させた事例
- 【事例3】要保護児童対策地域協議会の対象となっていた長女を、実父母が自宅に放置し死亡させた事例
- 【事例4】転居にあたり市区町村間で情報共有されていた実母が、次男に揺さぶり行為を行い死亡させた事例

(2) 各事例が抱える問題点とその対応策のまとめ

① 転居や里帰り等により居所が一定しない事案に対する支援（事例1、3）

- 広域的に複数の機関が連携した見守り体制を構築する
- 継続ケースについては、定期的なアセスメントを実施し情報を適切に把握する等、確実なケースの進行管理を行う
- 転入時の子育て世代に対する支援体制の整備を検討する
- 可否確認ができないこと自体をリスクが高いものとして認識する

② 特定妊婦に対する対応（事例1～4）

- 自ら支援を求めない人へのアウトリーチを検討する
- 若年層の予期しない妊娠や妊娠前からの性に関する相談について、SNS等を活用した相談体制を整備する
- 特定妊婦として関わった情報や支援内容を、その後の子どもの支援にも活かす等、長期的な視野をもった支援を実施する
- 特定妊婦の危険度を明確にするアセスメントツールの統一と、要保護児童対策地域協議会と連携するシステムの構築を検討する
- 妊婦健診の未受診などリスクが高まる情報を共有する体制を検討する

③ 施設退所時の支援（事例1）

- 既存の援助マニュアル等を徹底する
- 職員に対する十分な研修やスーパーバイズを行う体制を整備する
- 要保護児童対策地域協議会の活用等、関係機関と連携した支援を実施する
- 継続支援中の状況にとらわれず、新たな虐待通告や家族構成の変化等があった場合は、状況が変化しているという観点をもって対応する

④ 家族全体を含めたアセスメント（事例2～4）

- 虐待への対応は家族全体の構造的な問題への注意が必要であることを認識し家族全体のアセスメントを行うとともに、状況の変化をふまえた支援を行う
- 保護者の訴えのみに対応するのではなく、家族全体の状況をアセスメントしそれに対応した支援ができるよう働きかける
- 家族に対する支援は、複数の関係機関と情報共有や意見交換を行いながら包括的に行う
- DVと虐待の密接な関係を意識した対応を行う
- DV等の専門家から助言を受ける体制の整備を検討する

⑤ 虐待を発見する視点（事例1、2、4）

- 児童虐待防止法において、虐待の早期発見が期待されている機関に対して、虐待対応の基礎知識や責務について周知・啓発を徹底する
- 育児不安や育児疲労等によって生じる、保護者の子どもに対する衝動的な感情・行動をコントロールする方法について周知する
- 学校においては、被虐待児への対応とともに、若年妊娠の可能性について認識をもち、組織的な対応の在り方等を検討する

⑥ 支援者側の体制の充実（事例3）

- 支援困難事例に対してチームでかかわる体制を整備する
- 引継ぎルールの明確化、市区町村も含め適切な支援を行うことができる体制を検討する

5.【特集】転居

最近の事例において、転居に伴う課題を指摘されている事例があることを受け、分析が可能であった第5～14次報告までの虐待死事例の中で、心中以外の虐待死事例のうち0か月児を除く事例381人について、転居経験の有無を確認した。

その結果「転居経験あり」150人（39.4%）、「転居経験なし」155人（40.7%）、「転居経験不明」76人（19.9%）であった。

本特集では「転居経験あり」の事例について、その傾向を検証した。

（1）結果（各項目において人数割合が多かったものを主に掲載）

項目	転居経験あり（150人を全体とした構成割合を記載）	転居経験なし（155人を全体とした構成割合を記載）
①死亡した子どもの死亡時の年齢	「1歳」34人（22.7%）、「0歳」「3歳」22人（14.7%）、 「2歳」19人（12.7%）	「0歳」97人（62.6%）、「1歳」14人（9.0%）、 「2歳」12人（7.7%）
②主たる虐待者（虐待を行った者） <small>複数回答</small>	「実母」92人（51.4%）、「実父」34人（19.0%）、 「母の交際相手」29人（16.2%）、「養父」9人（5.0%）	「実母」106人（62.4%）「実父」50人（29.4%）、 「母の交際相手」6人（3.5%）、「母方祖母」2人（1.2%）
③同居していた家族	「実父母」63人（42.0%）、「ひとり親（離婚）」25人 （16.7%）、「内縁関係」24人（16.0%）、「再婚」16人 （10.7%）	「実父母」120人（77.4%）「ひとり親（離婚）」10人（6.5%）、 「ひとり親（未婚）」9人（5.8%）
④地域社会との接触	「ほとんど無い」58人（38.7%）、「乏しい」36人（24.0%）	「ふつう」45人（29.0%）、「乏しい」36人（23.2%）
⑤親族との接触	「ふつう」41人（27.3%）、「乏しい」32人（21.3%）、 「ほとんど無い」23人（15.3%）	「ふつう」70人（45.2%）、「乏しい」27人（17.4%）、 「活発」18人（11.6%）
⑥実母の年齢（子ども死亡時）	「20～24歳」53人（35.3%）、「25～29歳」36人（24.0%）	「25～29歳」38人（24.5%）、「35～39歳」35人（22.6%）
⑦実母の10代での妊娠・出産の経験	「経験あり」62人（41.3%）、「経験なし」55人（36.7%）	「経験なし」92人（59.4%）、「経験あり」36人（23.2%）
⑧子どもの養育機関・教育機関の所属	「所属なし」87人（58.0%）、「所属あり」43人（28.7%）	「所属なし」101人（65.2%）、「所属あり」32人（20.6%）
⑨子どもの施設入所等の経験	「経験なし」115人（76.7%）、「経験あり」29人（19.3%）	「経験なし」135人（87.1%）、「経験あり」15人（9.7%）
⑩児童相談所の関与	「関与なし」54人（36.0%）、「関与あり」39人（26.0%）	「関与なし」69人（44.5%）、「関与あり」21人（13.5%）
⑪市区町村の関与	「関与なし」51人（34.0%）、「関与あり」39人（26.0%）	「関与なし」62人（40.0%）、「関与あり」27人（17.4%）
⑫確認された虐待の期間	「～1か月以内」49人（32.7%）、「1か月～6か月以内」38人 （25.3%）、「6か月以上」33人（22.0%）	「～1か月以内」84人（54.2%）、「1か月～6か月以内」21人 （13.5%）、「6か月以上」12人（7.7%）
⑬加害の動機	「しつけのつもり」42人（28.0%）、「保護を怠ったことによる 死亡」24人（16.0%）	「泣き止まないことに苛立つ」32人（20.6%）、「保護を怠ったこ とによる死亡」19人（12.3%）

(2) 考察（転居経験ありに関するもの）

- 「転居あり」の傾向をみると、子どもの死亡時の年齢は「1歳」が最も多く、同居家族は「実父母」に次いで「ひとり親（離婚）」「内縁関係」「再婚」が多く、主たる虐待者について「実母」「実父」に次いで「母の交際相手」が多い。
また、10代で妊娠・出産を経験している実母も多く、地域社会との接触は「ほとんど無い」又は「乏しい」、親族との接触についても「乏しい」ことが多い。
- このことから、転居により今までの社会的支援が途切れた中で、新しい家族関係を構築する等、家族に大きなストレスがかかっている状況であること、社会的な支援の希薄さや、社会的な孤立が深まっていることが想像できる。
- 転居によりこれまで築いてきた支援が途切れるなど、転居そのものがリスクを高める要因となりうる。
- 転出・転入の自治体間での情報共有はもちろんのこと、市区町村の母子保健担当窓口等では虐待予防の視点を持ち、子育て世代の転入者に対し、確実に相談先や支援策を周知徹底する等、細やかな支援が必要である。
- 施設入所等の経験や児童相談所等が関与している事例が多いこと等から、これらの事例は関与を避けるために転居をしている可能性も考えられる。特に、施設入所後、措置解除後は、関係機関で確実に情報を共有し、支援体制を整えておく必要があるとともに、児童相談所等は、転居等の情報を迅速に把握できる進行管理の仕組みづくりが必要である。
- 転居した事例に対応する場合には、令和元年の児童福祉法等改正法の趣旨も踏まえ、若年妊娠、地域とのかかわりが途切れていること、家族構成の変化など、リスクを高める要因に留意してアプローチするとともに、転出先・転入先において、転居前の状況や転居に伴う状況の変化などが端的に分かる確実な引継ぎ、要保護児童対策地域協議会等を活用したきめ細やかな情報共有、役割分担、関係機関による見守り・支援体制の整備を行い、切れ目のない支援を行うことが望まれる。

1 虐待の発生予防及び早期発見

- ① 妊娠前から支援を必要とする養育者の確実な把握と支援の強化
 - ・「女性健康支援センター」における専任相談員の配置促進、「子育て世代包括支援センター」の設置促進
 - ・支援が必要な妊婦とする判断基準等の検討や妊婦健診未受診者の対応の徹底
 - ・妊娠に関する相談や子育て相談など、予期しない妊娠をした者も含め相談しやすいよう、SNS等を活用した相談体制の整備の検討
- ② 乳幼児健診未受診等の家庭の把握と支援の調整
 - ・未受診等の子どもの状況把握と、里帰り先なども含めた現に居住している場所での支援調整
- ③ 居住の実態が把握できない子ども・家庭に対するフォロー体制の整備
 - ・要保護児童対策地域協議会等を活用した子どもの安全確認
- ④ 精神疾患、身体疾患等があり養育支援が必要と判断される養育者への対応
 - ・医療機関との連携及び育児支援
- ⑤ 虐待の予防に視点をおいた保護者及び関係機関への知識の啓発
 - ・体罰を含む危険な行為についての保護者への周知
 - ・関係機関への知識や責務についての周知

2 関係機関の連携及び適切な引継ぎによる切れ目のない支援

- ① 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化
 - ・要保護児童対策地域協議会等により共有した情報の適切な活用
- ② 一時保護実施・解除時、施設入所・退所時、里親委託時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施
 - ・一時保護実施時・施設入所中から要保護児童対策地域協議会と児童相談所で情報共有することを含め、一時保護解除後・施設退所後・里親委託後に適切な支援を継続して実施
 - ・保護者が家庭引取時の条件を履行しない場合等の措置の検討と毅然とした対応

3 転居情報を把握できる仕組みづくりと地方公共団体での確実な継続支援の実施

- ① 転居前後の具体的な情報の共有、転居情報を把握できる仕組みづくりの検討

4 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施と評価

- ① 多角的な視点に基づいたアセスメントの実施と結果の共有
 - ・複数機関の視点をもって意見交換・協議を行い認識を共有
 - ・子どもの意見の適切な聴取と意見を尊重した対応
 - ・子どもの訴えと保護者の訴えが異なる場合や関係機関間のリスクの認識のずれや違和感を放置せずリスクを再評価し対応
- ② 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

5 市町村及び児童相談所の相談体制の強化と職員の資質向上

- ① 専門職の配置も含めた体制の充実と強化
- ② 適切な対応につなげるための相談技術の向上
 - ・対応すべき基本的な事項について点検を実施
 - ・各機関の役割を踏まえた研修の実施及び受講の推進

6 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

- ① 検証の積極的な実施
 - ・転居を繰り返す事例に対する複数の自治体による検証の実施
- ② 検証結果の虐待対応への活用
 - ・研修等で活用により、検証結果からの学びを引き継ぐ

国への提言

1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

- ① 妊娠期から切れ目のない支援体制の整備
 - ・ 特定妊婦等の確実な把握のための好事例等の情報発信や、標準的な特定妊婦の基準や支援プログラムの作成
 - ・ 里帰り先などを含め母子が現に居住している場所での母子保健サービス等の育児支援が受けられるよう周知徹底
- ② 精神疾患のある養育者等への相談・支援体制の強化
 - ・ 適切な支援に向けた保健・医療・福祉の連携強化の周知
- ③ 虐待の早期発見及び早期対応のための広報・啓発
 - ・ 子どもへの体罰禁止の周知徹底と体罰によらない子育ての推進

2 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化に関わる体制整備

- ・ 役割の明確化による相互理解と連携の促進
- ・ 協同面接等の情報を有効活用することの周知

3 児童相談所及び市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

- ・ 医師、保健師や弁護士等の配置の促進
- ・ ソーシャルワークを担う人材の資質向上の推進
- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

4 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備

- ・ 要保護児童対策地域協議会の強化に向けた支援

5 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備

- ・ 入所中からの措置解除後を見越した継続支援の促進
- ・ 家庭裁判所の勧告制度の活用についての周知徹底

6 地域をまたがる（転居）事例の関係機関の連携・協働及び検証

- ・ 緊急度の高い事例の引継ぎ方法等の周知徹底

7 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

- ・ 研修等での検証結果活用のための周知

8 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

- ・ 子ども自身等から意見を聴き審議できる仕組みの活用促進を含め、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

第1次から第15次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠／計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は予防接種が未接種である（途中から受診しなくなった場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルーズ等）がある
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが保育所等に来なくなった
- 施設等への入退所を繰り返している（家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い）
- きょうだいに虐待があった
- 子どもが保護を求めている

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 孤立している

援助過程の側面

- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず得られた情報を統合し虐待発生リスクを認識できなかった
- 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）における検討の対象事例になっていなかった
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄であった
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていなかった
- 転居時に十分な引継ぎが行えていなかった

※子どもが低年齢である場合や離婚等によるひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

児童虐待防止対策に関する現状・課題 主な取り組み

児童虐待防止対策に関する現状・課題と対応

【現状】

平成30年度の児童相談所の相談対応件数は過去最多の159,838件、一貫して増加。死亡事例（平成29年度65人）をはじめ痛ましい事案も発生。

【課題】

児童虐待の発生予防・早期発見

妊産婦から子育て期までの切れ目のない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・軽減する。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、児童相談所や市町村の体制や権限の強化等を行う。

被虐待児童への自立支援

被虐待児童の家庭への復帰支援を強化するとともに、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

【主な対策・取組】 ※昨年成立した法改正事項は下線部分

○体罰禁止規定の創設

○DV対策との連携強化規定の創設

・ 婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターとの連携協力

○子育て世代包括支援センターの全国展開

・ 市町村への子育て世代包括支援センター設置促進（**2020年度までに全市町村で設置（100%）**）

○乳幼児健診未受診者、未就園児等の緊急把握の実施

○相談窓口等の周知・啓発

・ 全国共通ダイヤル（189）の無料化

等

○児童相談所の体制強化等新プランによる体制強化

- ・ **2022年度までに児童福祉司の約2000人増**の大幅増員
- ・ **2022年度までに児童心理司の約800人増**

○常時弁護士による指導・助言の下で対応するための規定の拡充

- ・ 法律関係業務を適切かつ円滑に行うための体制整備

○医師及び保健師の配置義務規定の創設

- ・ 医師（現在193か所（91.1%））及び保健師（現在105か所（50%））を**2022年4月1日から全ての児童相談所に配置（100%）**

○児童相談所の設置促進のための規定の創設

- ・ 児童相談所の管轄区域の基準（人口等）の創設
- ・ 中核市・特別区に対する施設整備、人材確保、育成支援等の措置

○市町村における相談体制の強化

- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点（市町村における虐待相談の拠点）の設置促進（**2022年度末までに全市町村で設置（100%）**）

等

○家庭への復帰支援

- ・ 一時保護等の措置解除時の保護者等への相談支援

○家庭養育の推進

- ・ 里親委託の推進（里親を育成・支援する機関への補助の拡大）
（里親委託率について、**乳幼児は概ね2026年度まで（3歳未満は概ね2024年度まで）に75%以上、学童期以降は概ね2029年度までに50%以上**）
- ・ 特別養子縁組制度の見直し
- ・ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化などの推進（職員配置の拡充）

○自立支援

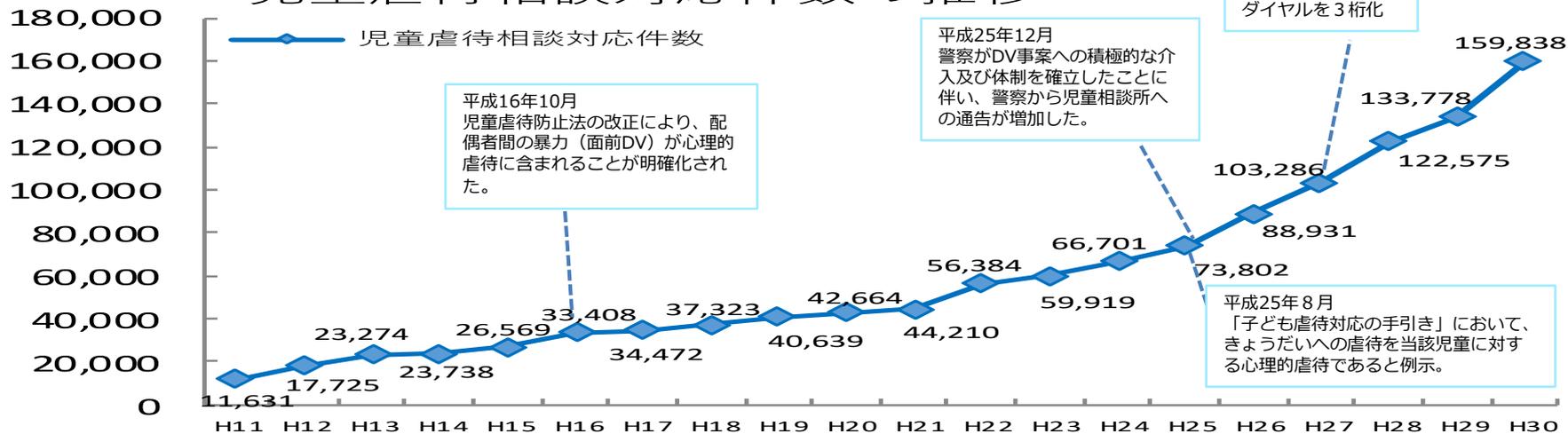
- ・ 施設等の高校生の進学のための支援の充実（塾代の引上げ）
- ・ 児童養護施設を退所した後の生活支援のための貸付事業の実施

等

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、159,838件。平成11年度に比べて約14倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（55.3%）、次いで身体的虐待の割合が多い（25.2%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。

児童虐待相談対応件数の推移



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成30年度	40,238 (25.2%) (+7,015)	29,479 (18.4%) (+2,658)	1,730 (1.1%) (+193)	88,391 (55.3%) (+16,194)	159,838 (100.0%) (+26,060)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
30年度	11,178 (7%) (+1,514)	2,314 (2%) (+143)	21,449 (13%) (+4,467)	1,414 (1%) (+296)	8,331 (5%) (+705)	230 (0%) (+12)	216 (0%) (+48)	3,542 (2%) (+343)	2,477 (2%) (+431)	79,138 (50%) (+13,083)	11,449 (7%) (+2,168)	18,100 (11%) (+2,850)	159,838 (100%) (+26,060)

児童虐待防止対策の現状（1）

年 度	児童相談所数 （か所）	児童福祉司数 （人）	要保護児童対策地域協議 会(子どもを守る地域ネット ワーク)等設置割合(%)	児童相談所相談対応件数(件)	
				総数	うち児童虐待相談 対応件数
平成12年度	174 (1.00)	1,313 (1.00)	-	361,124(1.00)	17,725 (1.00)
平成13年度	175 (1.01)	1,480 (1.13)	15.6% (1.00)	381,843(1.06)	23,274 (1.31)
平成14年度	180 (1.03)	1,627 (1.24)	21.7% (1.39)	398,025(1.10)	23,738 (1.34)
平成15年度	182 (1.05)	1,733 (1.32)	30.1% (1.93)	341,629(0.95)	26,569 (1.50)
平成16年度	182 (1.05)	1,813 (1.38)	39.8% (2.55)	351,838(0.97)	33,408 (1.88)
平成17年度	187 (1.07)	1,989 (1.51)	51.0% (3.27)	349,911(0.97)	34,472 (1.94)
平成18年度	191 (1.10)	2,139 (1.63)	69.0% (4.42)	381,757(1.06)	37,323 (2.11)
平成19年度	196 (1.13)	2,263 (1.72)	84.1% (5.39)	367,852(1.02)	40,639 (2.29)
平成20年度	197 (1.13)	2,358 (1.80)	94.1% (6.03)	364,414(1.01)	42,664 (2.41)
平成21年度	201 (1.16)	2,428 (1.85)	97.6% (6.26)	371,800(1.03)	44,211 (2.49)
平成22年度	204 (1.17)	2,477 (1.89)	98.7% (6.33)	373,528(1.03)	56,384 (3.18)
平成23年度	206 (1.18)	2,606 (1.98)	99.5% (6.38)	385,294(1.07)	59,919 (3.38)
平成24年度	207 (1.19)	2,670 (2.03)	99.7% (6.39)	384,261(1.06)	66,701 (3.76)
平成25年度	207 (1.19)	2,771 (2.11)	99.7% (6.39)	391,997(1.09)	73,802 (4.16)
平成26年度	207 (1.19)	2,829 (2.15)	- (-)	420,128(1.16)	88,931 (5.02)
平成27年度	208 (1.20)	2,934 (2.23)	99.1% (6.35)	439,200(1.22)	103,286 (5.83)
平成28年度	210 (1.21)	3,030 (2.31)	99.2% (6.36)	457,472(1.27)	122,575 (6.92)
平成29年度	210 (1.21)	3,235 (2.46)	99.7% (6.39)	466,880(1.29)	133,778 (7.55)
平成30年度	212 (1.21)	3,426 (2.31)	(0.00)	504,856(1.40)	159,838 (9.02)

* ()内は、平成12年度を1.00とした指数(伸び率)(なお、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)等設置割合は、平成13年度を1.00とした指数(伸び率))

* 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)等設置割合については、平成17年度までは6月1日現在、平成18年以降は4月1日現在、平成27年度は2月1日現在の児童福祉法第25条の2の規定に基づく要保護児童対策地域協議会の設置割合

* 平成22年度の児童相談所相談対応件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

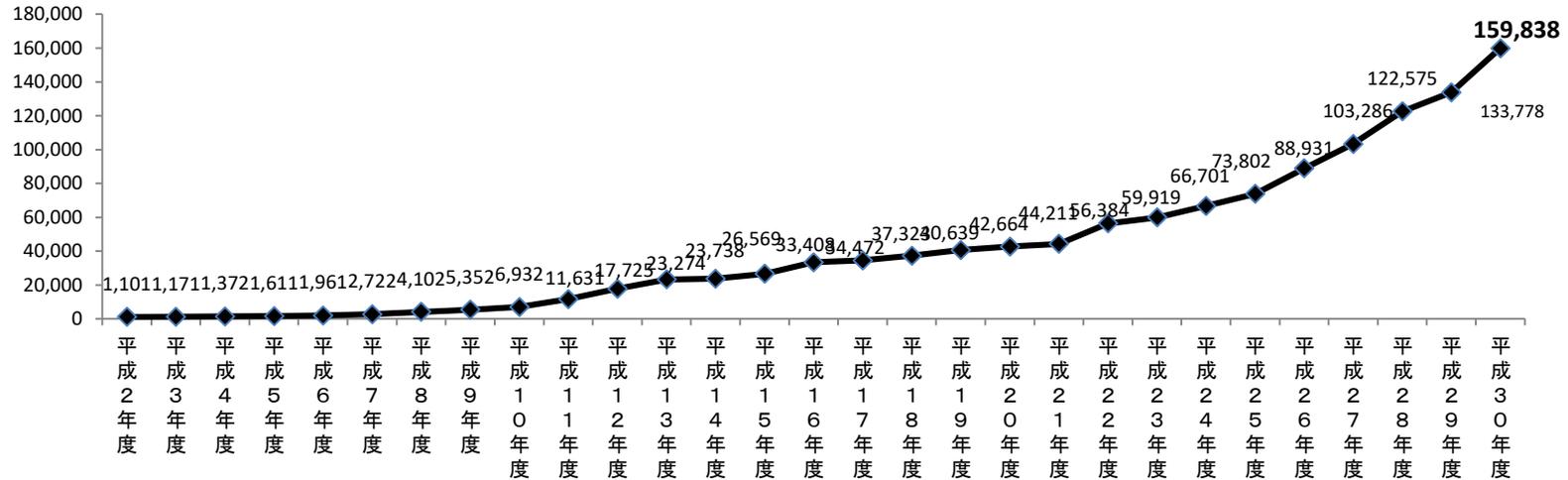
1. 平成30年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

平成30年度中に、全国212か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は159,838件で、過去最多。

※ 対前年度比119.5% (26,060件の増加)

※ 相談対応件数とは、平成29年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置を行った件数。

2. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数	42,664	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838
対前年度比	105.0%	103.6%	-	-	111.3%	110.6%	120.5%	116.1%	118.7%	109.1%	119.5%

注) 平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

3. 主な増加要因

- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加 (平成29年度: 72,197件→平成30年度: 88,391件 (+16,194件))
- 警察等からの通告の増加 (平成29年度: 66,055件→平成30年度: 79,138件 (+13,083件))

(平成29年度と比して児童虐待相談対応件数が大幅に増加した自治体からの聞き取り)

- 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案 (面前DV) について、警察からの通告が増加。

児童相談所での児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県、指定都市、児童相談所設置市別)

	児童相談所相談対応件数			対前年度 増減割合
	平成29年度	平成30年度	対前年度 増減件数	
1 北海道	3,220	3,767	547	117%
2 青森県	1,073	1,413	340	132%
3 岩手県	1,088	1,178	90	108%
4 宮城県	727	894	167	123%
5 秋田県	460	464	4	101%
6 山形県	271	413	142	152%
7 福島県	1,177	1,549	372	132%
8 茨城県	2,256	2,687	431	119%
9 栃木県	1,232	1,336	104	108%
10 群馬県	1,079	1,312	233	122%
11 埼玉県	10,439	12,374	1,935	119%
12 千葉県	6,811	7,547	736	111%
13 東京都	13,707	16,967	3,260	124%
14 神奈川県	4,904	5,838	934	119%
15 新潟県	1,482	1,905	423	129%
16 富山県	794	848	54	107%
17 石川県	438	566	128	129%
18 福井県	553	638	85	115%
19 山梨県	757	904	147	119%
20 長野県	2,048	2,370	322	116%
21 岐阜県	1,095	1,405	310	128%
22 静岡県	1,304	1,718	414	132%
23 愛知県	4,364	4,731	367	108%
24 三重県	1,670	2,074	404	124%
25 滋賀県	1,400	1,638	238	117%
26 京都府	1,528	1,984	456	130%
27 大阪府	11,306	12,208	902	108%
28 兵庫県	3,614	4,778	1,164	132%
29 奈良県	1,481	1,825	344	123%
30 和歌山県	1,142	1,328	186	116%
31 鳥取県	76	80	4	105%
32 島根県	203	300	97	148%
33 岡山県	497	541	44	109%
34 広島県	2,053	2,243	190	109%
35 山口県	526	742	216	141%

	児童相談所相談対応件数			対前年度 増減割合
	平成29年度	平成30年度	対前年度 増減件数	
36 徳島県	634	756	122	119%
37 香川県	1,181	1,375	194	116%
38 愛媛県	726	890	164	123%
39 高知県	326	420	94	129%
40 福岡県	3,084	3,513	429	114%
41 佐賀県	248	351	103	142%
42 長崎県	630	898	268	143%
43 熊本県	545	624	79	114%
44 大分県	1,321	1,735	414	131%
45 宮崎県	1,136	1,379	243	121%
46 鹿児島県	818	1,131	313	138%
47 沖縄県	691	1,100	409	159%
48 札幌市	1,913	1,885	▲ 28	99%
49 仙台市	695	901	206	130%
50 さいたま市	2,656	2,960	304	111%
51 千葉市	1,103	1,513	410	137%
52 横浜市	4,825	6,403	1,578	133%
53 川崎市	2,411	2,805	394	116%
54 相模原市	1,132	1,432	300	127%
55 新潟市	676	888	212	131%
56 静岡市	590	618	28	105%
57 浜松市	474	575	101	121%
58 名古屋市	2,898	3,394	496	117%
59 京都市	1,328	1,670	342	126%
60 大阪市	5,485	6,316	831	115%
61 堺市	1,621	2,170	549	134%
62 神戸市	1,576	1,748	172	111%
63 岡山市	436	431	▲ 5	99%
64 広島市	1,625	1,776	151	109%
65 北九州市	1,139	1,487	348	131%
66 福岡市	1,292	1,908	616	148%
67 熊本市	703	908	205	129%
68 横須賀市	656	795	139	121%
69 金沢市	429	518	89	121%
全国	133,778	159,838	26,060	119%

※指定都市、児童相談所設置市の件数は、都道府県の件数の外数である。

【出典：福祉行政報告例】

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 平成30年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成20年度	16,343(38.3%)	15,905(37.3%)	1,324(3.1%)	9,092(21.3%)	42,664(100.0%)
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%) (+7,015)	29,479(18.4%) (+2,658)	1,730(1.1%) (+193)	88,391(55.3%) (+16,194)	159,838(100.0%) (+26,060)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

○ 平成30年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣知人、家族、学校等からが多くなっている。

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	福祉 事務所	保健 センター	保育所	児童福 祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
20年度	7,281 (17.1%)	6,132 (14.4%)	558 (1.3%)	1,778 (4.2%)	1,252 (2.9%)	199 (0.5%)	4,801 (11.3%)	516 (1.2%)	829 (1.9%)	723 (1.7%)	282 (0.7%)	1,772 (4.2%)	6,133 (14.4%)	192 (0.5%)	198 (0.5%)	4,454 (10.4%)	234 (0.5%)	5,330 (12.5%)	42,664 (100.0%)
21年度	7,342 (16.6%)	7,615 (17.2%)	504 (1.1%)	2,667 (6.0%)	1,383 (3.1%)	187 (0.4%)	4,608 (10.4%)	474 (1.1%)	787 (1.8%)	614 (1.4%)	226 (0.5%)	1,715 (3.9%)	6,600 (14.9%)	206 (0.5%)	176 (0.4%)	4,858 (11.0%)	209 (0.5%)	4,040 (9.1%)	44,211 (100.0%)
22年度	8,908 (15.8%)	12,175 (21.6%)	696 (1.2%)	3,152 (5.6%)	1,324 (2.3%)	372 (0.7%)	5,535 (9.8%)	453 (0.8%)	862 (1.5%)	722 (1.3%)	155 (0.3%)	2,116 (3.8%)	9,135 (16.2%)	208 (0.4%)	216 (0.4%)	5,197 (9.2%)	254 (0.5%)	4,904 (8.7%)	56,384 (100.0%)
23年度	8,949 (14.9%)	12,813 (21.4%)	741 (1.2%)	3,621 (6.0%)	1,282 (2.1%)	340 (0.6%)	5,160 (8.6%)	366 (0.6%)	882 (1.5%)	634 (1.1%)	202 (0.3%)	2,310 (3.9%)	11,142 (18.6%)	220 (0.4%)	213 (0.4%)	5,536 (9.2%)	313 (0.5%)	5,195 (8.7%)	59,919 (100.0%)
24年度	8,664 (13.0%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	2,653 (4.0%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	211 (0.3%)	5,730 (8.6%)	303 (0.5%)	5,050 (7.6%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (83.7%)
30年度	11,178 (7.0%)	21,449 (13.4%)	1,414 (0.9%)	7,460 (4.7%)	1,345 (0.8%)	428 (0.3%)	6,986 (4.4%)	348 (0.2%)	1,397 (0.9%)	1,042 (0.7%)	216 (0.1%)	3,542 (2.2%)	79,138 (49.5%)	230 (0.1%)	406 (0.3%)	10,649 (6.7%)	394 (0.2%)	12,216 (7.6%)	159,838 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

児童相談所での相談対応件数の推移

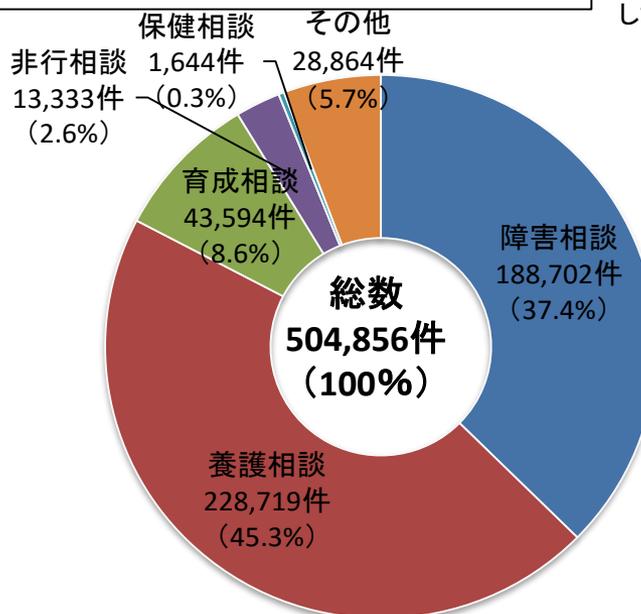
○ 平成29年度の児童相談所での相談対応件数は466,880件で、「虐待相談」を含む「養護相談」が全体の41.9%と最も多く、次いで「障害相談」が39.6%であり、「養護相談」については、相談別件数で唯一増え続けている。

	障害相談	養護相談	育成相談	非行相談	保健相談	その他	総数
平成16年度	158,598(45.1%)	74,435(21.2%)	65,356(18.6%)	18,084(5.1%)	5,474(1.6%)	29,891(8.5%)	351,838(100.0%)
平成17年度	162,982(46.6%)	75,668(21.6%)	61,304(17.5%)	17,571(5.0%)	4,430(1.3%)	27,956(8.0%)	349,911(100.0%)
平成18年度	194,871(51.0%)	78,863(20.7%)	61,061(16.0%)	17,166(4.5%)	4,313(1.1%)	25,483(6.7%)	381,757(100.0%)
平成19年度	182,053(49.5%)	83,505(22.7%)	58,958(16.0%)	17,670(4.8%)	3,411(0.9%)	22,255(6.0%)	367,852(100.0%)
平成20年度	182,524(50.1%)	85,274(23.4%)	55,005(15.1%)	17,172(4.7%)	2,970(0.8%)	21,469(5.9%)	364,414(100.0%)
平成21年度	192,082(51.7%)	87,596(23.6%)	51,794(13.9%)	17,690(4.8%)	2,835(0.8%)	19,803(5.3%)	371,800(100.0%)
平成22年度	181,108(48.5%)	101,323(27.1%)	50,993(13.7%)	17,345(4.6%)	2,608(0.7%)	20,151(5.4%)	373,528(100.0%)
平成23年度	185,853(48.2%)	107,511(27.9%)	51,751(13.4%)	17,155(4.5%)	2,639(0.7%)	20,385(5.3%)	385,294(100.0%)
平成24年度	175,285(45.6%)	116,725(30.4%)	52,182(13.6%)	16,640(4.3%)	2,538(0.7%)	20,891(5.4%)	384,261(100.0%)
平成25年度	172,945(44.1%)	127,252(32.5%)	51,520(13.1%)	17,020(4.3%)	2,458(0.6%)	20,802(5.3%)	391,997(100.0%)
平成26年度	183,506(43.7%)	145,370(34.6%)	50,839(12.1%)	16,740(4.0%)	2,317(0.6%)	21,356(5.1%)	420,128(100.0%)
平成27年度	185,283(42.2%)	162,119(36.9%)	49,978(11.4%)	15,737(3.6%)	2,112(0.5%)	23,971(5.5%)	439,200(100.0%)
平成28年度	185,186(40.5%)	184,314(40.3%)	45,830(10.0%)	14,398(3.1%)	1,807(0.4%)	25,937(5.7%)	457,472(100.0%)
平成29年度	185,032(39.6%)	195,786(41.9%)	43,446(9.3%)	14,110(3.0%)	1,842(0.4%)	26,664(5.7%)	466,880(100.0%)
平成30年度	188,702(37.4%)	228,719(45.3%)	43,594(8.6%)	13,333(2.6%)	1,644(0.3%)	28,864(5.7%)	504,856(100.0%)

	うち虐待相談
平成16年度	33,408
平成17年度	34,472
平成18年度	37,323
平成19年度	40,639
平成20年度	42,664
平成21年度	44,211
平成22年度	56,384
平成23年度	59,919
平成24年度	66,701
平成25年度	73,802
平成26年度	88,931
平成27年度	103,286
平成28年度	122,575
平成29年度	133,778
平成30年度	159,838

平成30年度 相談種類別対応件数

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



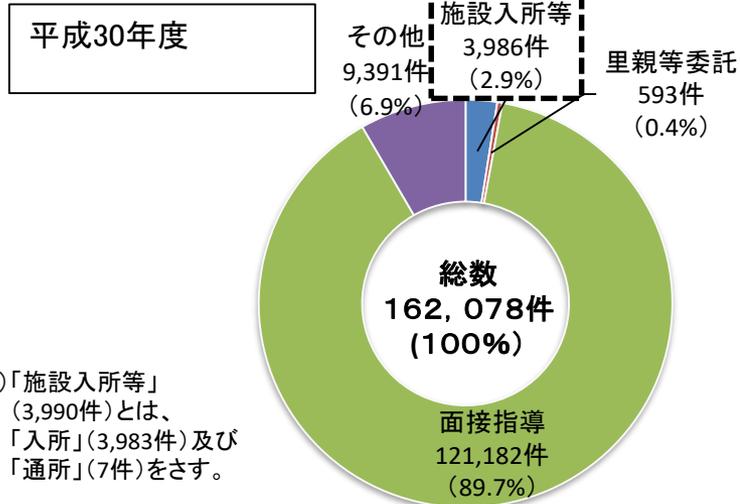
虐待相談の対応状況

○ 虐待相談を受け付けた後の対応状況は、助言指導や継続指導等のいわゆる面接指導が143,957件(88.8%)と最も多く、施設入所等については1割未満の3,990件となっている。施設入所等の内訳は、児童養護施設が2,441件(61.3%)と最も多くなっている。

虐待相談への対応

	施設入所等	里親等委託	面接指導	その他	総数
23年度	4,060 (6.7%)	439 (0.7%)	51,626 (85.0%)	4,601 (7.6%)	60,726 (100.0%)
24年度	4,067 (6.0%)	429 (0.6%)	58,373 (86.4%)	4,705 (7.0%)	67,574 (100.0%)
25年度	4,075 (5.4%)	390 (0.5%)	64,877 (86.5%)	5,640 (7.5%)	74,982 (100.0%)
26年度	4,248 (4.7%)	537 (0.6%)	78,600 (87.5%)	6,425 (7.2%)	89,810 (100.0%)
27年度	4,106 (4.0%)	464 (0.4%)	93,040 (89.5%)	6,305 (6.1%)	103,915 (100.0%)
28年度	4,277 (3.4%)	568 (0.5%)	112,038 (90.3%)	7,200 (5.8%)	124,083 (100.0%)
29年度	3,986 (2.9%)	593 (0.4%)	121,182 (89.7%)	9,391 (6.9%)	135,152 (100.0%)
30年度	3,990 (2.5%)	651 (0.4%)	143,957 (88.8%)	13,480 (8.3%)	162,078 (100.0%)

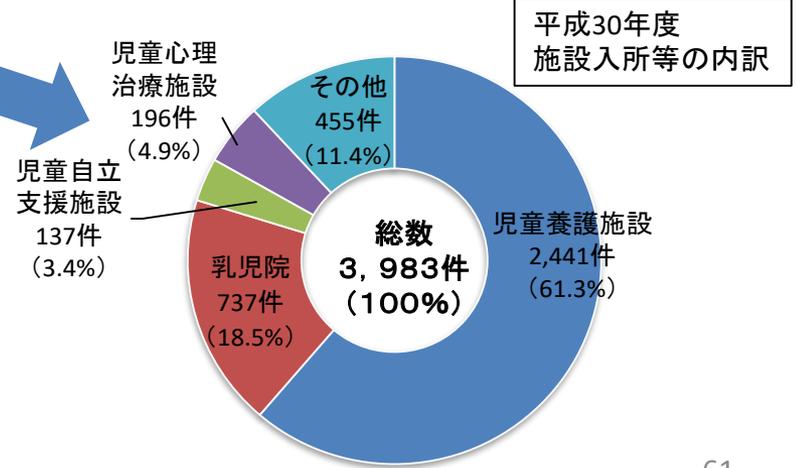
※ 1事例に対して複数の対応をした場合は複数計上とした。
 ※ 平成30年度における「その他」の主なものは、「市町村送致」3,721件である。



※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

施設入所等の内訳

	児童養護施設	乳児院	児童自立支援施設	児童心理治療施設	その他	総数
23年度	2,697 (66.4%)	713 (17.6%)	117 (2.9%)	159 (3.9%)	374 (9.2%)	4,060 (100.0%)
24年度	2,597 (63.8%)	747 (18.4%)	126 (3.1%)	161 (4.0%)	436 (10.7%)	4,067 (100.0%)
25年度	2,571 (63.1%)	715 (17.5%)	150 (3.7%)	149 (3.7%)	490 (12.0%)	4,075 (100.0%)
26年度	2,685 (63.2%)	785 (18.5%)	140 (3.3%)	182 (4.3%)	456 (10.7%)	4,248 (100.0%)
27年度	2,536 (61.8%)	753 (18.3%)	160 (3.9%)	184 (4.5%)	473 (11.5%)	4,106 (100.0%)
28年度	2,651 (62.0%)	773 (18.1%)	127 (3.0%)	198 (4.6%)	528 (12.3%)	4,277 (100.0%)
29年度	2,396 (60.2%)	800 (20.1%)	137 (3.4%)	189 (4.8%)	455 (11.4%)	3,977 (100.0%)
30年度	2,441 (61.3%)	736 (18.5%)	137 (3.4%)	196 (4.9%)	473 (11.9%)	3,983 (100.0%)



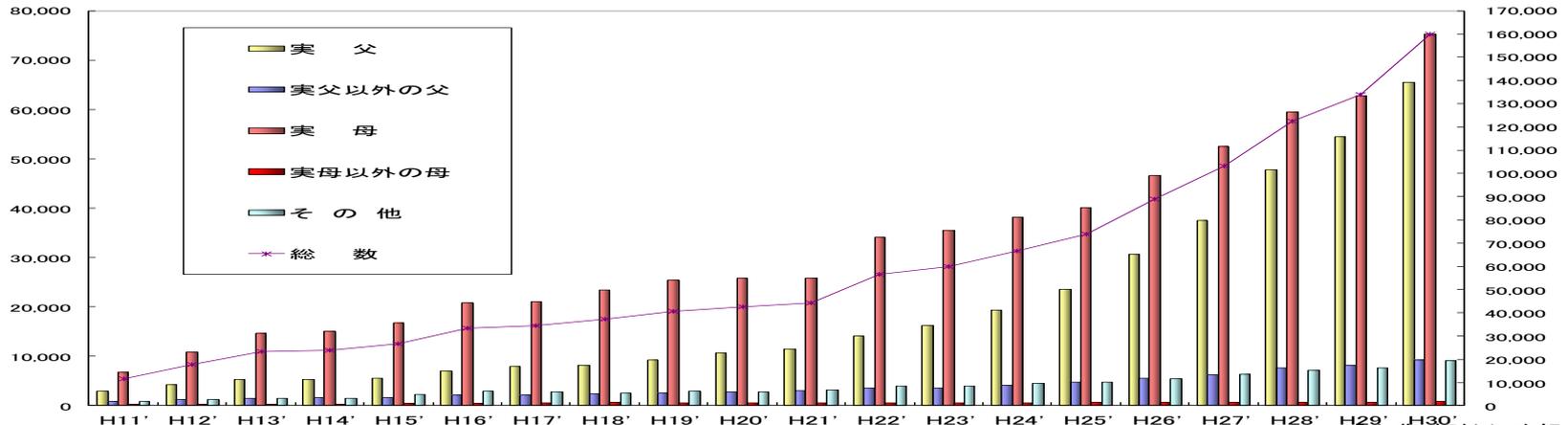
主たる虐待者の推移（児童相談所）

○ 平成30年度は、実母が47.0%と最も多く、次いで実父が41.0%となっている。

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成11年度	2,908(25.0%)	815(7.0%)	6,750(58.0%)	269(2.3%)	889(7.7%)	11,631(100.0%)
平成12年度	4,205(23.7%)	1,194(6.7%)	10,833(61.1%)	311(1.8%)	1,182(6.7%)	17,725(100.0%)
平成13年度	5,260(22.6%)	1,491(6.4%)	14,692(63.1%)	336(1.5%)	1,495(6.4%)	23,274(100.0%)
平成14年度	5,329(22.5%)	1,597(6.7%)	15,014(63.2%)	369(1.6%)	1,429(6.0%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,527(20.8%)	1,645(6.2%)	16,702(62.8%)	471(1.8%)	2,224(8.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,969(20.9%)	2,130(6.4%)	20,864(62.4%)	499(1.5%)	2,946(8.8%)	33,408(100.0%)
平成17年度	7,976(23.1%)	2,093(6.1%)	21,074(61.1%)	591(1.7%)	2,738(7.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	8,220(22.0%)	2,414(6.5%)	23,442(62.8%)	655(1.8%)	2,592(6.9%)	37,323(100.0%)
平成19年度	9,203(22.6%)	2,569(6.3%)	25,359(62.4%)	583(1.4%)	2,925(7.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	10,632(24.9%)	2,823(6.6%)	25,807(60.5%)	539(1.3%)	2,863(6.7%)	42,664(100.0%)
平成21年度	11,427(25.8%)	3,108(7.0%)	25,857(58.5%)	576(1.3%)	3,243(7.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	14,140(25.1%)	3,627(6.4%)	34,060(60.4%)	616(1.1%)	3,941(7.0%)	56,384(100.0%)
平成23年度	16,273(27.2%)	3,619(6.0%)	35,494(59.2%)	587(1.0%)	3,946(6.6%)	59,919(100.0%)
平成24年度	19,311(29.0%)	4,140(6.2%)	38,224(57.3%)	548(0.8%)	4,478(6.7%)	66,701(100.0%)
平成25年度	23,558(31.9%)	4,727(6.4%)	40,095(54.3%)	661(0.9%)	4,761(6.5%)	73,802(100.0%)
平成26年度	30,646(34.5%)	5,573(6.3%)	46,624(52.4%)	674(0.8%)	5,414(6.1%)	88,931(100.0%)
平成27年度	37,486(36.3%)	6,230(6.0%)	52,506(50.8%)	718(0.7%)	6,346(6.1%)	103,286(100.0%)
平成28年度	47,724(38.9%)	7,629(6.2%)	59,401(48.5%)	739(0.6%)	7,082(5.8%)	122,575(100.0%)
平成29年度	54,425(40.7%)	8,175(6.1%)	62,779(46.9%)	754(0.6%)	7,645(5.7%)	133,778(100.0%)
平成30年度	65,525(41.0%)	9,274(5.8%)	75,177(47.0%)	797(0.5%)	9,065(5.7%)	159,838(100.0%)

* その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。

* 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

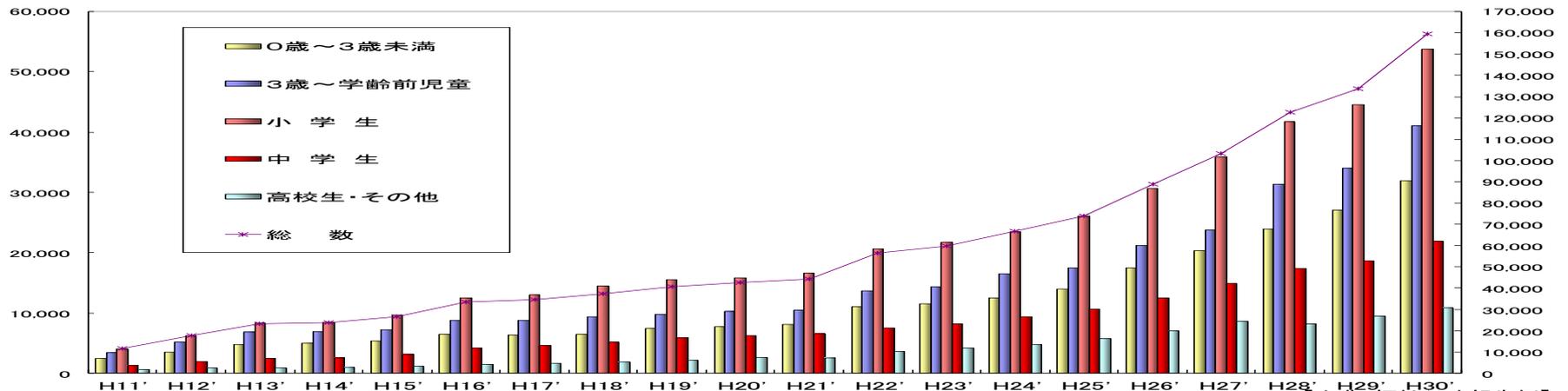


【出典：福祉行政報告例】

虐待を受けた子どもの年齢構成の推移(児童相談所)

○ 平成29年度は、小学生が33.3%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が25.5%、0歳から3歳未満が20.2%である。
 なお、小学校入学前の子どもの合計の割合は、45.7%となっており、高い割合を占めている。

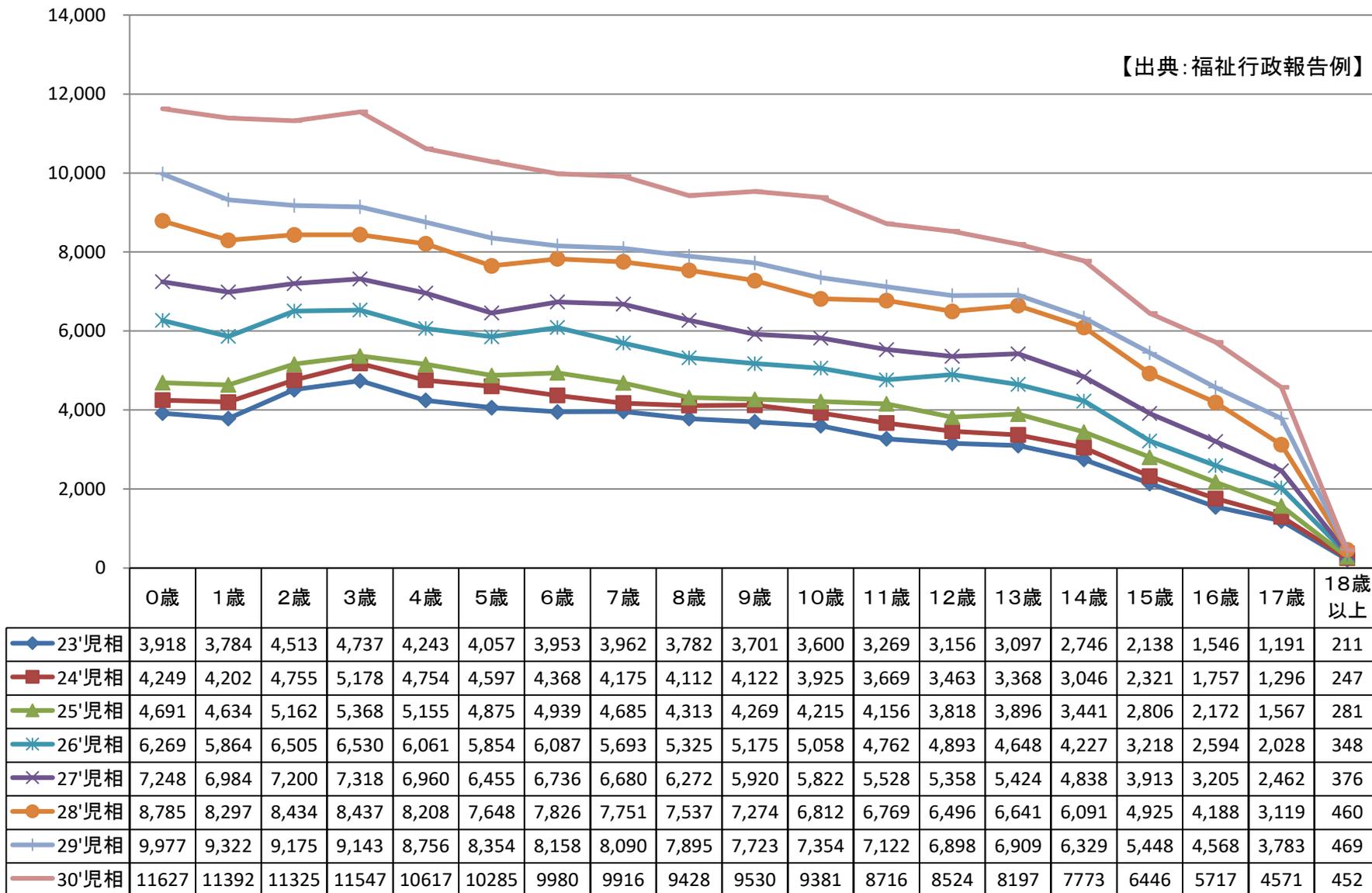
	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成11年度	2,393(20.6%)	3,370(29.0%)	4,021(34.5%)	1,266(10.9%)	581(5.0%)	11,631(100.0%)
平成12年度	3,522(19.9%)	5,147(29.0%)	6,235(35.2%)	1,957(11.0%)	864(4.9%)	17,725(100.0%)
平成13年度	4,748(20.4%)	6,847(29.4%)	8,337(35.8%)	2,431(10.5%)	911(3.9%)	23,274(100.0%)
平成14年度	4,940(20.8%)	6,928(29.2%)	8,380(35.3%)	2,495(10.5%)	995(4.2%)	23,738(100.0%)
平成15年度	5,346(20.1%)	7,238(27.3%)	9,708(36.5%)	3,116(11.7%)	1,161(4.4%)	26,569(100.0%)
平成16年度	6,479(19.4%)	8,776(26.3%)	12,483(37.4%)	4,187(12.5%)	1,483(4.4%)	33,408(100.0%)
平成17年度	6,361(18.5%)	8,781(25.5%)	13,024(37.8%)	4,620(13.4%)	1,686(4.9%)	34,472(100.0%)
平成18年度	6,449(17.3%)	9,334(25.0%)	14,467(38.8%)	5,201(13.9%)	1,872(5.0%)	37,323(100.0%)
平成19年度	7,422(18.3%)	9,727(23.9%)	15,499(38.1%)	5,889(14.5%)	2,102(5.2%)	40,639(100.0%)
平成20年度	7,728(18.1%)	10,211(23.9%)	15,814(37.1%)	6,261(14.7%)	2,650(6.2%)	42,664(100.0%)
平成21年度	8,078(18.3%)	10,477(23.7%)	16,623(37.6%)	6,501(14.7%)	2,532(5.7%)	44,211(100.0%)
平成22年度	11,033(19.6%)	13,650(24.2%)	20,584(36.5%)	7,474(13.3%)	3,643(6.5%)	56,384(100.0%)
平成23年度	11,523(19.2%)	14,377(24.0%)	21,694(36.2%)	8,158(13.6%)	4,167(7.0%)	59,919(100.0%)
平成24年度	12,503(18.7%)	16,505(24.7%)	23,488(35.2%)	9,404(14.1%)	4,801(7.2%)	66,701(100.0%)
平成25年度	13,917(18.9%)	17,476(23.7%)	26,049(35.3%)	10,649(14.4%)	5,711(7.7%)	73,802(100.0%)
平成26年度	17,479(19.7%)	21,186(23.8%)	30,721(34.5%)	12,510(14.1%)	7,035(7.9%)	88,931(100.0%)
平成27年度	20,324(19.7%)	23,735(23.0%)	35,860(34.7%)	14,807(14.3%)	8,560(8.3%)	103,286(100.0%)
平成28年度	23,939(19.5%)	31,332(25.6%)	41,719(34.0%)	17,409(14.2%)	8,176(6.7%)	122,575(100.0%)
平成29年度	27,046(20.2%)	34,050(25.5%)	44,567(33.3%)	18,677(14.0%)	9,438(7.1%)	133,778(100.0%)
平成30年度	32,302(20.2%)	41,090(25.8%)	53,797(33.7%)	21,847(13.7%)	10,802(6.8%)	159,838(100.0%)



【出典:福祉行政報告例】

児童相談所の児童虐待相談受付件数 一年齢別

【出典：福祉行政報告例】



平成30年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数 159,838件※1

一時保護 24,864件※2

施設入所等 4,641件※3、4



内訳															
児童養護施設 2,441件				乳児院 736件				里親委託等 651件				その他施設 813件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度	29年度			28年度	29年度			28年度	29年度			28年度	29年度		
2,651件	2,396件			773件	800件			568件	593件			853件	790件		

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

- ※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
- ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、平成30年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
- ※3 児童虐待を要因として、平成29年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
- ※4 平成30年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 10,365件

【出典：福祉行政報告例】

児童相談所と警察の児童虐待事案に関する全件情報共有の取組

○ 児童相談所と警察の情報共有の状況について調査した結果、児童相談所が受理したすべての児童虐待事案について警察と情報共有していると回答した自治体を対象に、個別ヒアリング調査を実施。

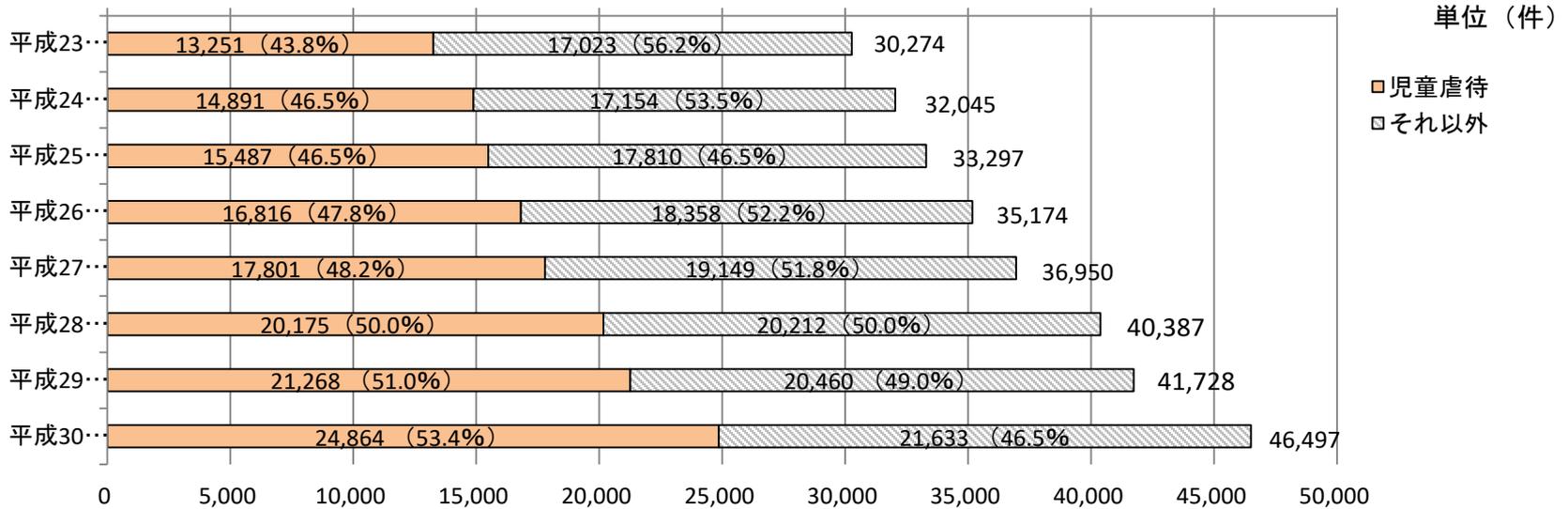
		茨城県	愛知県	高知県	大分県
開始時期・根拠		平成30年1月～ ・覚書・付属文書に基づき実施	平成30年4月～ ・協定、申合せに基づき実施	平成20年4月～ ・死亡事案の再発防止策として運用で実施（明文規定なし）	平成24年4月～ ・虐待死事件を受けて策定した再発防止策に基づき実施
情報提供時期・方法	重篤な事案	<ul style="list-style-type: none"> ・都度個別に情報提供、援助要請等を実施 ※重篤な事案の基準は、覚書の付属文書に規定し、明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・都度個別に情報提供、援助要請等を実施 ※重篤な事案の基準は、警察との申合せにより明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・都度個別に情報提供、援助要請等を実施 ※重篤な事案の基準に関する明文規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・都度個別に情報提供、援助要請等を実施 ※重篤な事案への対応については、ガイドラインで明確化
	重篤な事案以外	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回、前月分を取りまとめて県担当課から警察本部担当課へ情報提供 ・県内ネットワークシステムにより、警察本部担当課へデータを送信 ・警察では受領した情報を県警システムに取り込み、その一部について警察署で閲覧できるようにしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回、前月分を取りまとめて県担当課から警察本部担当課へ情報提供 ・USBメモリにデータを保存し媒体を直接手交 ・警察では受領した情報を警察署管轄地域ごとに分割し、各警察署へ提供 	<ul style="list-style-type: none"> （高知市） ・月1回、市の要対協新規ケース連絡会において共有 ・市・児童相談所の全ての新規受理ケース及び継続対応ケースについて、一覧表（紙媒体）で提供し、警察を含む関係機関で進行管理 （全市町村）※高知市含む ・月1回、児童相談所からケースを管轄する市町村、警察署、県福祉保健所へ郵送により一覧表を提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回、市町村の要対協実務者会議において共有 ・児相と市町村が受理した全虐待ケースを登録した「共同管理台帳」（紙媒体）により警察を含む関係機関で進行管理 ・継続ケースについても毎月状況を更新し、共有 ※全ての市町村の実務者会議に警察も参加
重篤な事案以外について提供する情報		<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの氏名、生年月日、市町村名、状況等 ・各児童相談所が受け付けした全ての虐待案件（警察から通告されたものは除く） ・一覧表をエクセルファイル、PDFファイルに取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの氏名、生年月日、市町村名、受付経路、状況、虐待種別等 ・各児童相談所が受理した全ての児童虐待通告 ・一覧表をエクセルファイルに取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの氏名、生年月日、住所、虐待種別、リスクランク（危険度）等 ・各児童相談所が受理した全ての児童虐待事案（高知市の「新規ケース連絡会」は、中央児童相談所と高知市が受理した全ての児童虐待事案） ・一覧表を紙媒体に出力 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの氏名、生年月日、世帯の状況、支援状況（方針・格付、関係機関の役割分担等） ・各児童相談所、各市町村が受理した全ての児童虐待事案 ・一覧表を紙媒体に出力

児童相談所と警察の児童虐待事案に関する全件情報共有の取組（続き）

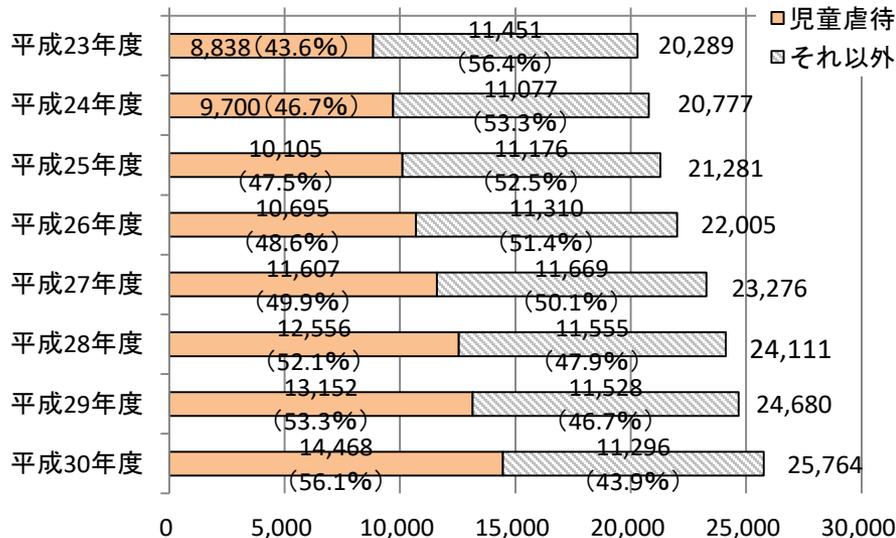
	茨城県	愛知県	高知県	大分県
メリットと感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・従来懸念されてきたケースワークへの支障や通告・相談数の減少傾向は見られない ・児童相談所ごとの情報提供基準の均一化 ・提供用の一覧簿を児童相談所の児童虐待事案受付簿を兼ねるよう様式を統一したことで、業務負担の増加を低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の目で確認することにより、早期対応・重篤化防止が図れる ・個別状況についての早期の警察への情報提供の意識付けにつながる 	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協の会議の場での情報共有により、支援の進捗状況や評価の見直しについても関係機関と協議して行うことができる ・取組開始から約10年経過するが、児童相談所が警察に全件情報提供することで通告をためらうといったクレームや意見は特にならない 	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協の場での情報共有により、関係機関相互の役割分担・具体的支援の明確化ができ、支援の漏れ防止、適切な進行管理が図れる ・児相が要対協を支援し、市町村における事案の抱え込み防止、関係機関を含めた複数の目による確認を図る
デメリット・課題と感じていること	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応件数が多い自治体で同様の取組では負担が大きいのでは。 （H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：2,038件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・協定締結後、2か月であることもあり、特に問題はない。 なお、事務的には、現状、警察へ提供データの抽出作業を職員が行っており、作業が煩雑である。 （H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：4,297件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待通告件数が多い自治体で同様の取組では負担が大きいのでは。 ・共有対象のデータは手作業で更新している。 （H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：291件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協調整機関における毎月の更新作業が負担 （H28年度中の児童相談所虐待相談対応件数：1,230件）
警察との連携の強化のための取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県、県教育委員会、警察本部の三者による覚書締結 ・警察と協議により、児童虐待について個別に提供する情報の明確化、全件情報共有を内容とする取扱要領の策定 ・覚書等策定に当たったの警察本部との継続協議 ⇒個別事案への対応に関する警察との協議・申入れ、警察と合同研修の充実等の機会増加などにつながった ・現職警察官・警察官OBの児相への配置等人事交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所と警察の情報共有・情報の適正管理について協定を締結して明文化 ・全件情報共有と深刻な児童虐待事案の速やかな情報提供等について申合せ ・協定締結に当たったの児童相談所側、警察側それぞれの研修・周知の実施 ⇒個別事案についての早期の情報提供、安全確認のための同行訪問の実施等の連携強化につながった。 ・検察・警察・児相三機関連携協議会の開催 ・警察と児相の合同訓練の実施 ・警察官OBの児相への配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・要対協の枠組みを活用し、関係機関がケースの進行管理を行う取組が浸透していることから、警察署と児童虐待対応に関する連携が図られている。 ・児童相談所と警察の合同研修の実施等により、連携を強化している 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の要対協実務者会議を毎月1回行い、警察も含めた関係機関の間の情報交換が円滑に進められ、複数の機関の視点を踏まえた援助方針の決定が行えている ・児童相談所と警察本部担当課との連絡会、連携強化研修等の開催 ・現職警察官（再任用）の配置（中央児相）

一時保護の状況

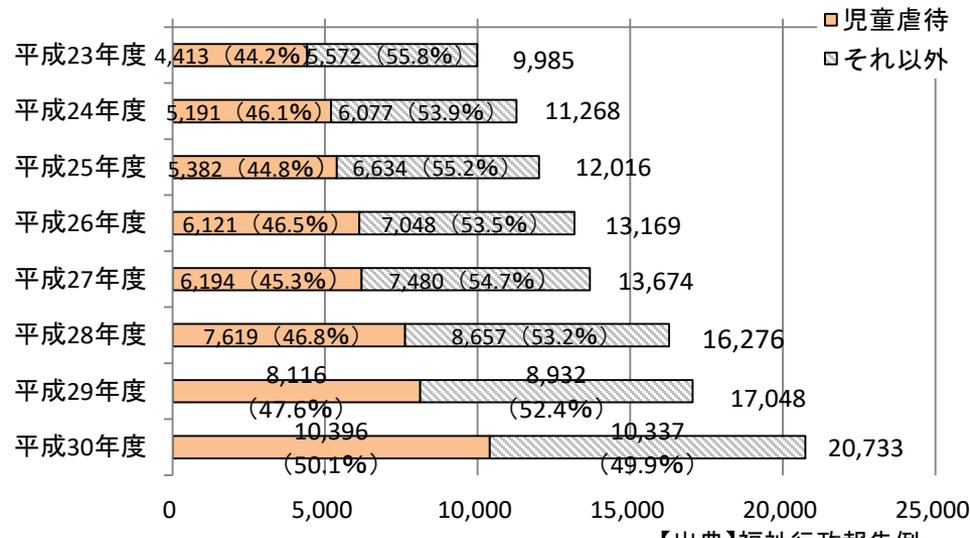
一時保護の状況



一時保護所への一時保護



児童福祉施設等への一時保護委託

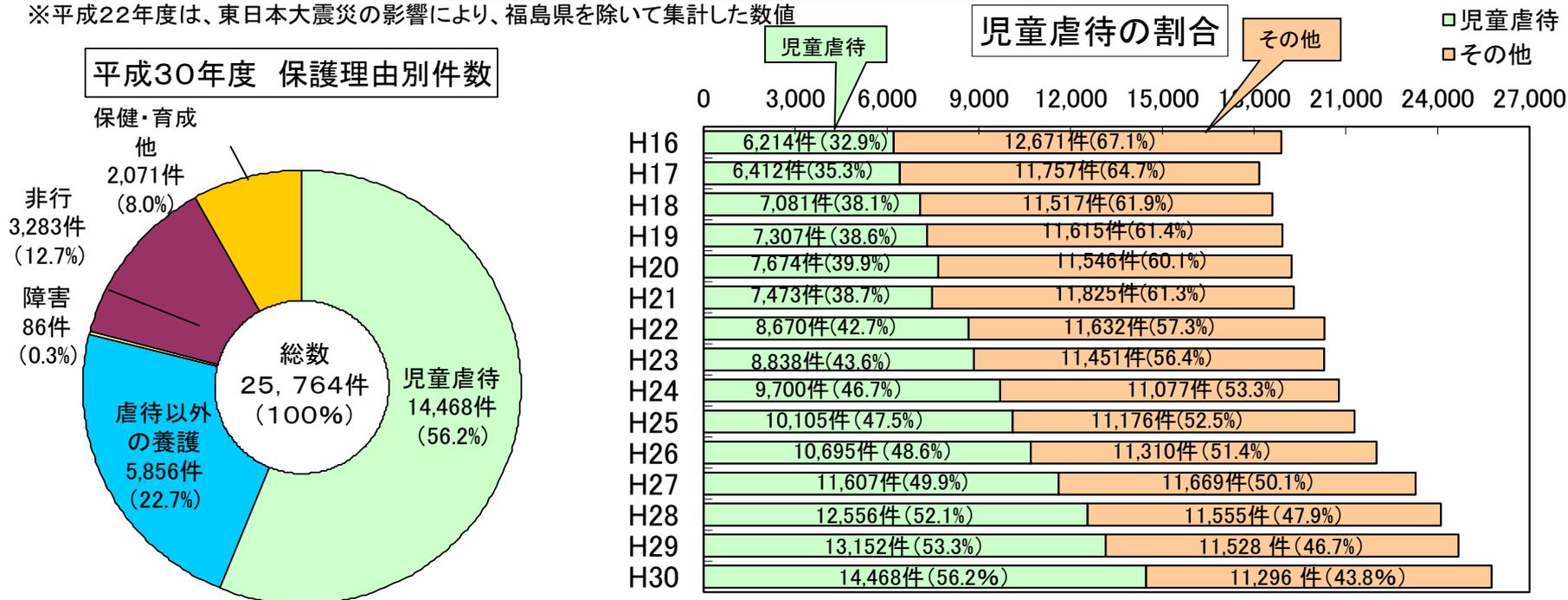


児童相談所での所内一時保護の状況

○ 平成30年度の一時保護所内の一時保護件数は25,764件であり、保護理由については、「児童虐待」が56.2%と最も多く、次いで、「虐待以外の養護」が22.7%となっている。

	児童虐待	虐待以外の養護	障害	非行	保健・育成他	総数
平成16年度	6,214(32.9%)	7,703(40.8%)	658(3.5%)	2,613(13.8%)	1,697(9.0%)	18,885(100.0%)
平成17年度	6,412(35.3%)	7,046(38.8%)	648(3.6%)	2,494(13.7%)	1,569(8.6%)	18,169(100.0%)
平成18年度	7,081(38.1%)	6,833(36.7%)	478(2.6%)	2,685(14.4%)	1,521(8.2%)	18,598(100.0%)
平成19年度	7,307(38.6%)	6,964(36.8%)	187(1.0%)	2,604(13.8%)	1,860(9.8%)	18,922(100.0%)
平成20年度	7,674(39.9%)	6,490(33.8%)	181(0.9%)	2,967(15.4%)	1,908(9.9%)	19,220(100.0%)
平成21年度	7,473(38.7%)	6,709(34.8%)	142(0.7%)	3,224(16.7%)	1,750(9.1%)	19,298(100.0%)
平成22年度	8,670(42.7%)	6,311(31.1%)	138(0.7%)	3,173(15.6%)	2,010(9.9%)	20,302(100.0%)
平成23年度	8,838(43.6%)	6,231(30.7%)	276(1.4%)	3,175(15.6%)	1,769(8.7%)	20,289(100.0%)
平成24年度	9,700(46.7%)	5,825(28.0%)	197(1.0%)	3,092(14.9%)	1,963(9.4%)	20,777(100.0%)
平成25年度	10,105(47.5%)	5,934(27.9%)	104(0.5%)	3,167(14.9%)	1,971(9.3%)	21,281(100.0%)
平成26年度	10,695(48.6%)	5,918(26.9%)	118(0.5%)	3,199(14.5%)	2,075(9.4%)	22,005(100.0%)
平成27年度	11,607(49.9%)	5,947(25.5%)	90(0.4%)	3,536(15.2%)	2,096(9.0%)	23,276(100.0%)
平成28年度	12,556(52.1%)	5,947(24.7%)	77(0.3%)	3,423(14.2%)	2,108(8.7%)	24,111(100.0%)
平成29年度	13,152(53.3%)	5,856(23.7%)	79(0.3%)	3,505(14.2%)	2,088(8.5%)	24,680(100.0%)
平成30年度	14,468(56.2%)	5,856(22.7%)	86(0.3%)	3,283(12.7%)	2,071(8.0%)	25,764(100.0%)

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値



児童虐待による一時保護委託の状況

○ 平成30年度の児童虐待が理由の一時保護件数は25,764件であり、そのうち一時保護委託件数は10,396件で、児童虐待を理由とする一時保護総数の約38%を占めている。また、一時保護委託先内訳では、乳児院・児童養護施設への委託が合計で5,459件と約5割を占めている。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時保護所内	8,670 [68.4%]	8,838 [66.7%]	9,700 [65.1%]	10,105 [65.2%]	10,695 [63.6%]	11,607 [65.2%]	12,556 [62.2%]	13,152 [61.8%]	14,468 [58.2%]
一時保護委託	4,003 [31.6%]	4,413 [33.3%]	5,191 [34.9%]	5,382 [34.8%]	6,121 [36.4%]	6,194 [34.8%]	7,619 [37.8%]	8,116 [38.2%]	10,396 [41.8%]
児童養護施設	1,807 (45.1%)	1,935 (43.8%)	2,279 (43.9%)	2,229 (41.4%)	2,539 (41.5%)	2,523 (40.7%)	2,960 (38.9%)	2,860 (35.2%)	3,868 (37.2%)
乳児院	826 (20.6%)	810 (18.4%)	1,050 (20.2%)	903 (16.8%)	1,090 (17.8%)	1,109 (17.9%)	1,274 (16.7%)	1,501 (18.5%)	1,591 (15.3%)
児童自立支援施設	38 (0.9%)	43 (1.0%)	64 (1.2%)	61 (1.1%)	74 (1.2%)	69 (1.1%)	81 (1.1%)	85 (1.0%)	76 (1.0%)
情緒障害児短期治療施設	67 (1.7%)	56 (1.3%)	62 (1.2%)	58 (1.1%)	66 (1.1%)	58 (0.9%)	83 (1.1%)	74 (0.9%)	71 (0.7%)
障害児関係施設	226 (5.6%)	267 (6.1%)	310 (6.0%)	371 (6.9%)	406 (6.6%)	452 (7.3%)	487 (6.4%)	467 (5.8%)	596 (5.7%)
その他社会福祉施設	136 (3.4%)	114 (2.6%)	150 (2.9%)	123 (2.3%)	132 (2.2%)	129 (2.1%)	135 (1.8%)	143 (1.8%)	180 (1.7%)
警察等	101 (2.5%)	189 (4.3%)	192 (3.7%)	282 (5.2%)	226 (3.7%)	399 (6.4%)	580 (7.6%)	687 (8.5%)	999 (9.6%)
里親	436 (10.9%)	532 (12.1%)	583 (11.2%)	662 (12.3%)	941 (15.4%)	783 (12.6%)	1,161 (15.2%)	1,408 (17.3%)	1,890 (18.2%)
その他	366 (9.1%)	467 (10.6%)	501 (9.7%)	693 (12.9%)	647 (10.6%)	672 (10.8%)	858 (11.3%)	891 (11.0%)	1,125 (10.8%)
一時保護総数	12,673	13,251	14,891	15,487	16,816	17,801	20,175	21,268	25,764

* []は、一時保護総数に占める割合。()は、一時保護委託に占める割合。

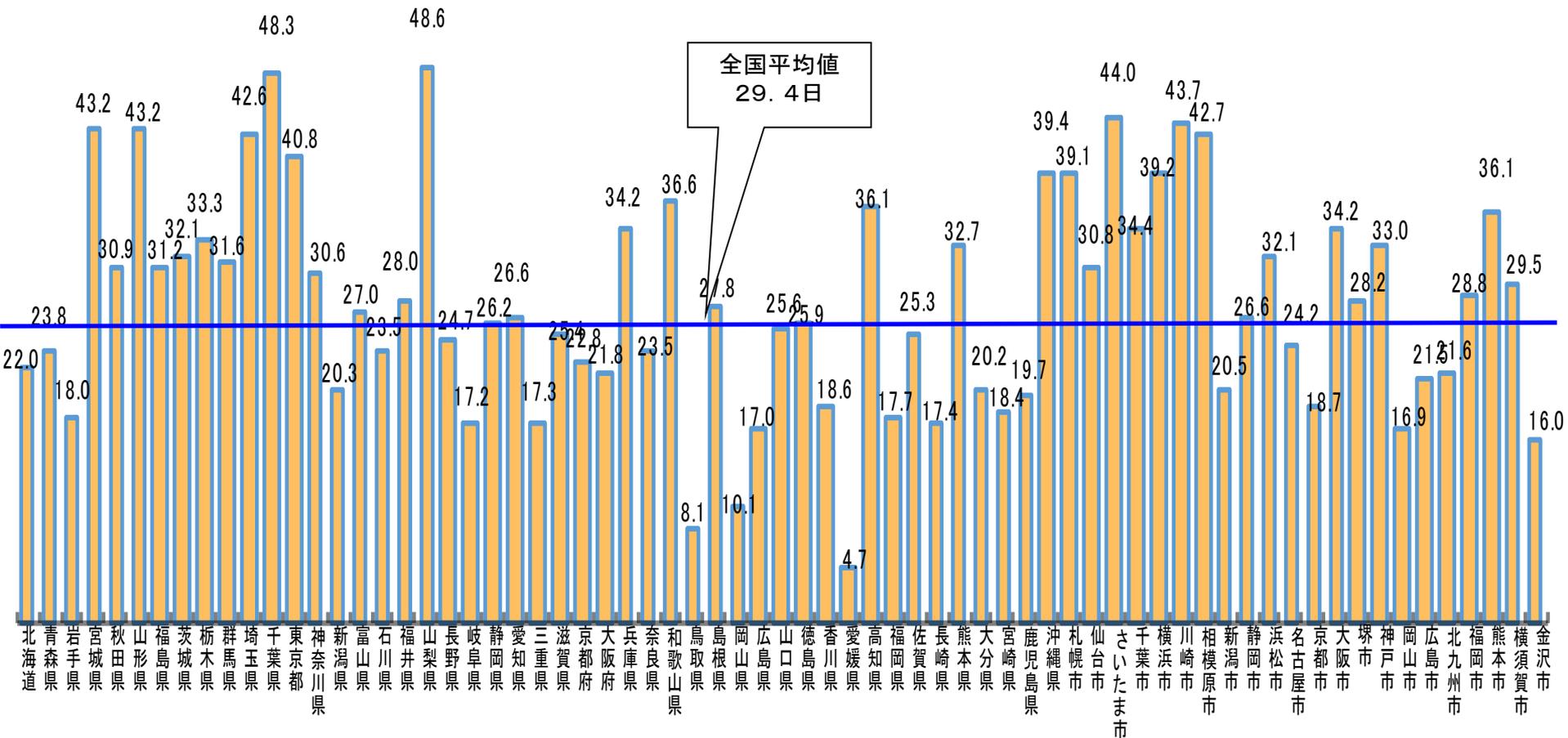
※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

(参考)一時保護所での平均在所日数(都道府県別)

○ 平均在所日数 = 年間延日数 / 年間対応件数

○ 全国平均値 : 29.4日 (前年度平均値 : 29.6日)

(参考)一時保護の期間は原則として2か月を超えてはならないとされている。



【出典】 福祉行政報告例[平成30年度]

一時保護ガイドライン（概要）

＜平成30年7月6日発出＞

I ガイドラインの目的

- 一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、また、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるもの。
- しかしながら、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分にできていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。
- 平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）により、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。また、「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日）においても、一時保護の見直しの必要性が提示された。
- 子どもを一時的にその養育環境から離す一時保護中においても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。このため、本ガイドラインは、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示す。

II 一時保護の目的と性格

1 一時保護の目的

児童福祉法に基づく一時保護の目的（子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため）及び一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要があることを記載。

2 一時保護の在り方

- 一時保護期間中は子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援を検討する期間となる。
- 一時保護を行うに当たっては、子どもや保護者の同意を得るよう努める必要があるが、子どもの安全確保が必要な場合は、子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく保護を行うべきである。
- 一時保護の有する機能として、子どもの安全確保のための「緊急保護」と子どもの心身の状況等を把握するために行う「アセスメント保護」がある。このほか一時保護の機能として、短期間の心理療法、カウンセリング等を行う短期入所指導がある。
- 一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

① 緊急保護

虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合等、子どもの安全を確保するために行う。

子どもの自由な外出を制限する環境で保護する期間は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討する。

② アセスメント保護

子どもの適切・具体的な援助指針を定めるため、一時保護による十分な行動観察等を含む総合的なアセスメントが必要な場合に行う。アセスメントは、子どもの状況等に適した環境で行う。

3 子どもの権利擁護

- 一時保護中の子どもの意見表明や相談体制、不服申立て等の権利擁護のための仕組みに関すること、外出・通信・面会・行動等を制限する場合の留意事項、被措置児童等虐待の防止等について記載。

4 一時保護の環境及び体制整備等

- 必要な一時保護に対応できる定員を設定し、地域の実情に合わせて、委託一時保護の活用等も含め、一人一人の子どもの状況に応じた対応ができるよう、一時保護の環境整備や体制整備を図る。この際、里親家庭、一時保護専用施設などで、可能な場合には、子どもの外出や通学ができるような配慮を行えるようにする。

5 一時保護の手続

- 一時保護の開始、継続（※）、解除の手続及び留意事項等について記載。

※ 平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）による家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申立てを含む。

Ⅲ 一時保護所の運営

一時保護所の環境、入所手続、子どもの観察、保護中の子どもの生活環境（生活、食事、健康管理、教育・学習支援等）等について記載。

Ⅳ 委託一時保護

委託一時保護の考え方、手続等について記載。

Ⅴ 一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント

一時保護において子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行えるよう、初期から解除時までの一時保護における各段階における対応、性被害を受けた子ども等特別な配慮が必要な子どもに対するケア、ケアを通じたアセスメントに関する事項、留意事項等について記載。

社会的養護の質の向上、権利擁護

(1) 里親数、施設数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6名)	
			12,315世帯	4,379世帯	5,556人		ホーム数	372か所
	区分 (里親は重複登録有り)	養育里親	10,136世帯	3,441世帯	4,235人			
		専門里親	702世帯	193世帯	223人			
		養子縁組里親	4,238世帯	317世帯	321人			
親族里親	588世帯	558世帯	777人	委託児童数	1,548人			

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であつて、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140か所	605か所	50か所	58か所	226か所	176か所
定員	3,857人	31,826人	1,985人	3,609人	4,672世帯	1,148人
現員	2,678人	24,908人	1,366人	1,226人	3,735世帯 児童6,333人	643人
職員総数	5,048人	18,869人	1,384人	1,815人	2,084人	858人

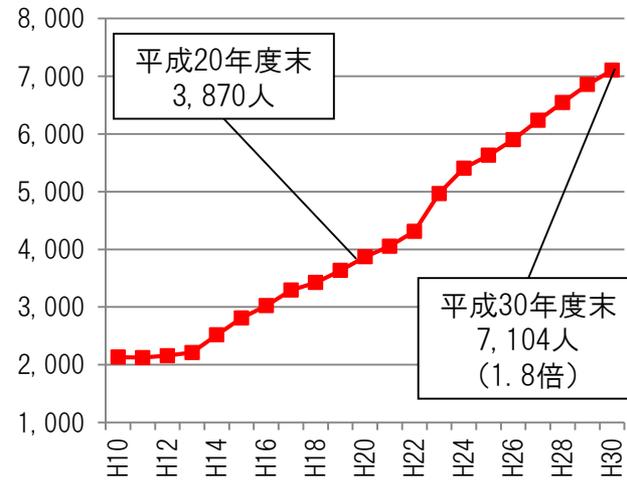
小規模グループケア	1,790か所
地域小規模児童養護施設	423か所

※里親数、F Hホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成31年3月末現在)
 ※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成30年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成30年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成31年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

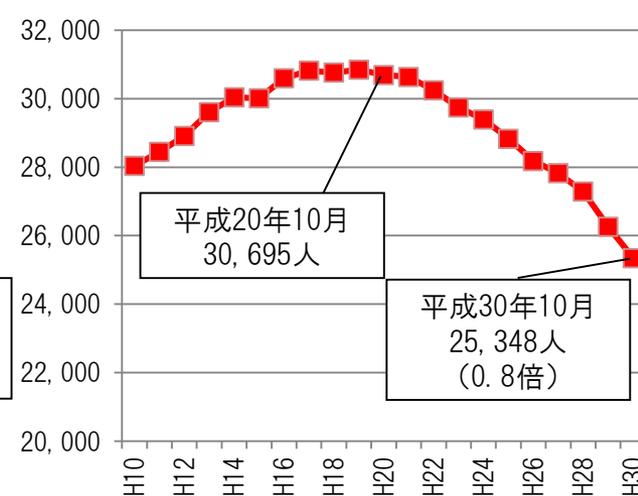
(2) 要保護児童数の推移

過去10年で、里親等委託児童数は約2倍、児童養護施設の入所児童数は約2割減、乳児院が約1割減となっている。

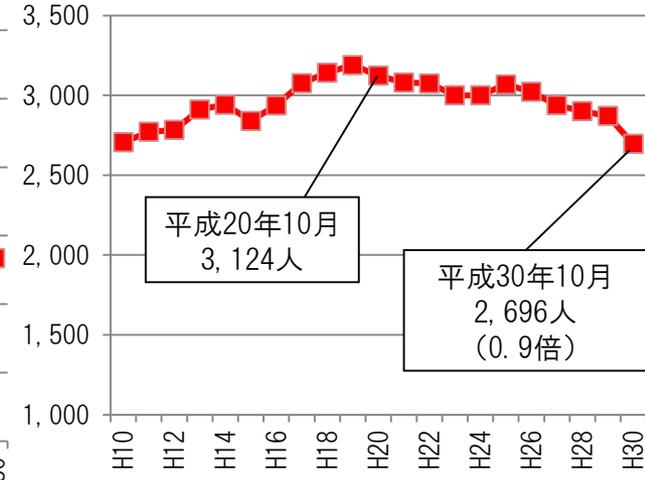
○ 里親・ファミリーホームへの委託児童数



○ 児童養護施設の入所児童数

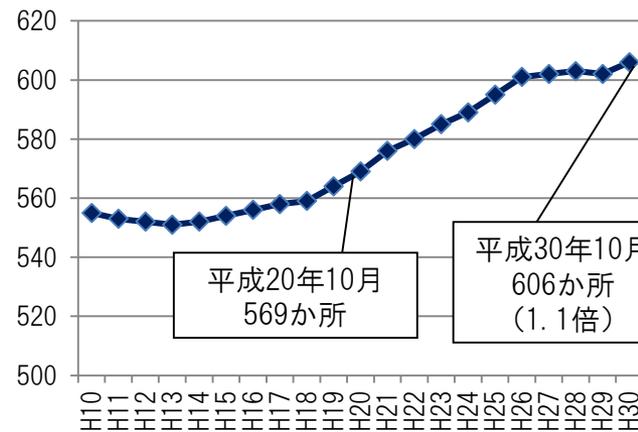


○ 乳児院の入所児童数

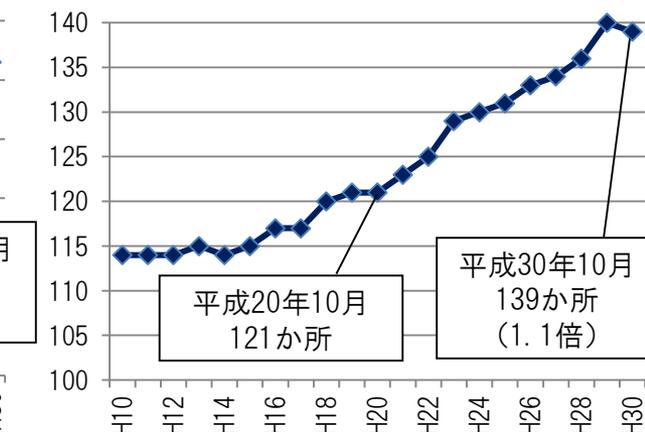


(注) 児童養護施設・乳児院については各年度10月1日現在(社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ)
里親・ファミリーホームについては、各年度3月末日現在(福祉行政報告例)

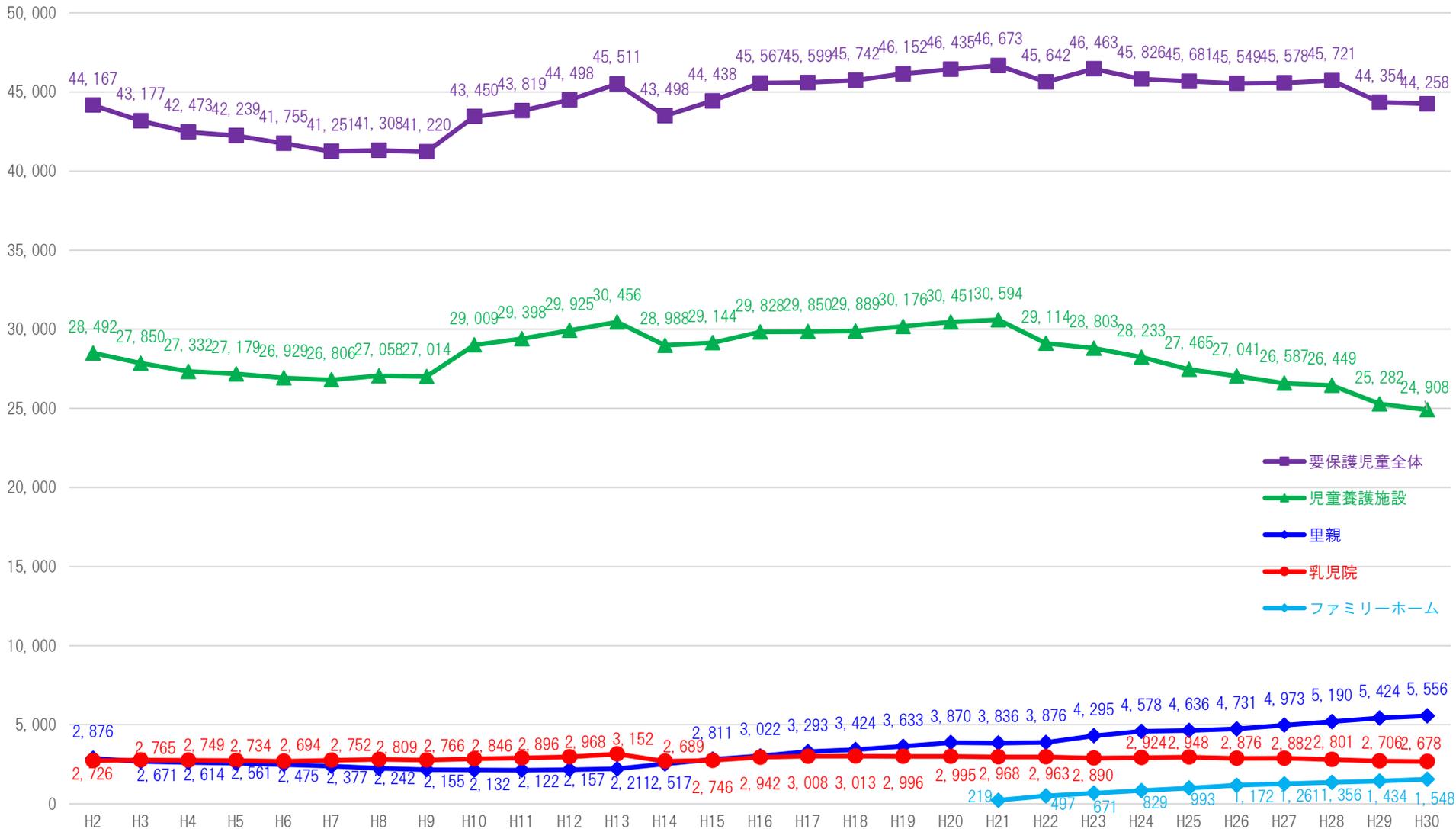
○ 児童養護施設の設置数



○ 乳児院の設置数



(参考) 要保護児童数（全体）の推移



(注) 要保護児童数は、里親・ファミリーホームの委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホームの入所児童数の合計（ファミリーホームは平成21年度以降、自立援助ホームは平成15年度以降の数）

(出典)

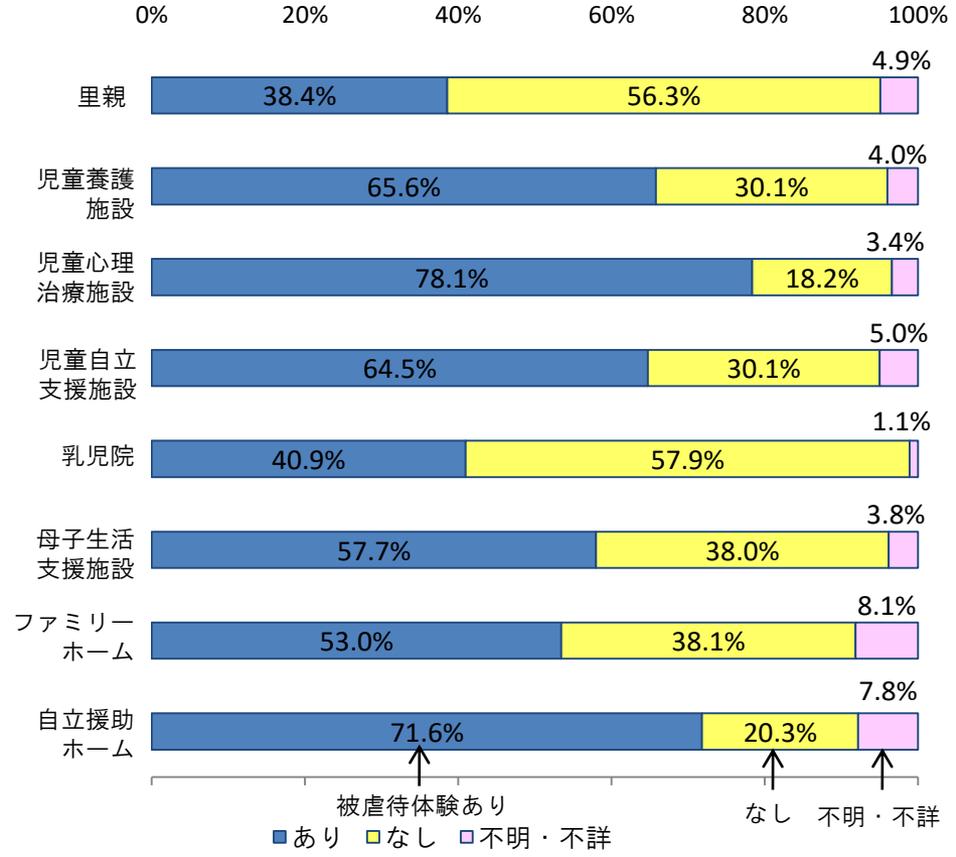
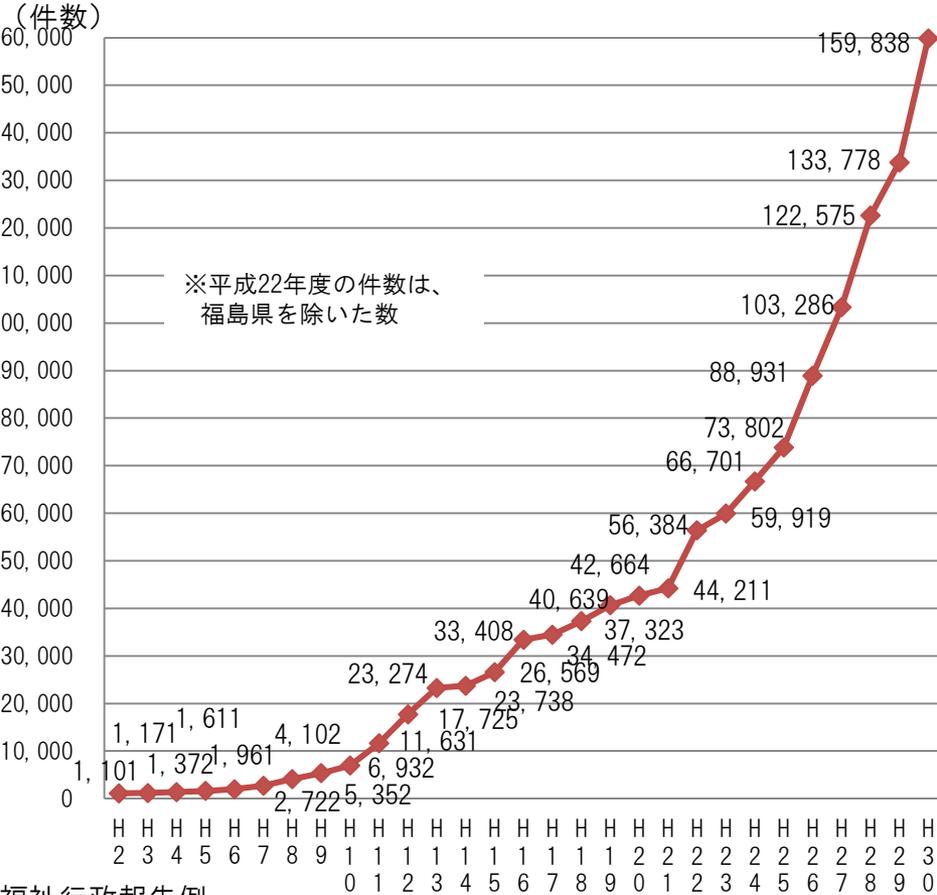
- ・里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設は、福祉行政報告例（各年度3月末現在）
- ・児童自立支援施設は、平成20年度までは社会福祉施設等調査、平成21年度以降は家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在）
- ・自立援助ホームは、家庭福祉課調べ（平成19年度、平成20年度は全国自立援助ホーム連絡協議会調べ）

(3) 虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成30年度には約13.7倍に増加。

○ 里親に委託されている子どものうち約4割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入所している子どものうち約6.5割は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果 (平成30年2月1日) 79

(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

①児童養護施設の児童の年齢

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	在籍児の年齢				入所時の年齢			
	H30	H25	H15	H4	H30	H25	H15	H4
0歳～5歳	3,232 [12.0]	4,047 [13.5]	5,421 [17.8]	4,128 [15.4]	13,567 [50.2]	15,864 [52.9]	16,704 [54.9]	14,330 [53.6]
6歳～11歳	9,431 [34.9]	10,899 [36.4]	12,408 [40.8]	10,138 [37.9]	8,821 [32.6]	9,923 [33.1]	10,010 [32.9]	9,124 [34.1]
12歳～17歳	12,418 [46.0]	13,401 [44.7]	11,448 [37.6]	11,597 [43.4]	4,245 [15.7]	4,143 [13.8]	3,642 [12.0]	3,247 [12.1]
18歳以上	1,914 [7.1]	1,607 [5.4]	1,119 [3.7]	856 [3.2]	19 [0.1]	14 [0.0]	9 [0.0]	— —
総数	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]
平均年齢	11.5歳	11.2歳	10.2歳	11.1歳	6.4歳	6.2歳	5.9歳	6.4歳

注) 総数には年齢不詳を含む。

②在籍児童の在籍期間

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	H30	H25	H15	H4
4年未満	13,327 [49.3]	14,842 [49.5]	17,415 [57.3]	13,709 [51.3]
4年以上～8年未満	7,047 [26.1]	8,143 [27.2]	7,705 [25.3]	7,237 [27.1]
8年以上～12年未満	4,184 [15.5]	4,733 [15.8]	3,737 [12.3]	4,346 [16.3]
12年以上	2,116 [7.8]	2,105 [7.0]	1,530 [5.0]	1,415 [5.3]
総数	27,026 [100.0]	29,979 [100.0]	30,416 [100.0]	26,725 [100.0]
平均期間	5.2年	4.9年	4.4年	4.7年

注) 総数には期間不詳を含む。

③児童の措置理由（養護問題発生理由）

単位：人数（人）、[] 構成割合（％）

	H30	H25	H15	H4		H30	H25	H15	H4
(父・母・父母の)死亡	684[2.5]	663[2.2]	912[3.0]	1,246[4.7]	(父・母の)就労	1,171[4.3]	1,730[5.8]	3,537[11.6]	2,968[11.1]
(父・母・父母の)行方不明	761[2.8]	1,279[4.3]	3,333[11.0]	4,942[18.5]	(父・母の)精神疾患等	4,209[15.6]	3,697[12.3]	2,479[8.2]	1,495[5.6]
父母の離婚	541[2.0]	872[2.9]	1,983[6.5]	3,475[13.0]	虐待(放任・怠惰、虐待・酷使、棄児、養育拒否)	12,210[45.2]	11,377[37.9]	8,340[27.4]	4,268[16.0]
父母の不和	240[0.9]	233[0.8]	262[0.9]	429[1.6]	破産等の経済的理由	1,318[4.9]	1,762[5.9]	2,452[8.1]	939[3.5]
(父・母の)拘禁	1,277[4.7]	1,456[4.9]	1,451[4.8]	1,083[4.1]	児童問題による監護困難	1,061[3.9]	1,130[3.8]	1,139[3.7]	1,662[6.2]
(父・母の)入院	724[2.7]	1,304[4.3]	2,128[7.0]	3,019[11.3]	その他・不詳	2,733[10.1]	4,476[14.9]	2,400[7.9]	1,199[4.5]
					総数	27,026[100.0]	29,979[100.0]	30,416[100.0]	26,725[100.0]

(4) 子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

- ・ 子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
- ・ 平成23年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。
- ・ 平成28年の改正児童福祉法において、第1条に児童が権利の主体であることを明記。

②子どもの意見をくみ上げる仕組み

- ・ 社会的養護の施設等では、子どもの気持ちを受け入れつつ、子どもの置かれた状況や今後の支援について説明。
- ・ 「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。
- ・ 当事者(社会的養護の下で育った元子どもを含む。)の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

- ・ 平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
(平成28年度の届出・通告受理件数は254件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は87件)
※平成27年度の届出・通告受理件数は233件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は83件
- ・ 職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④子どもの養育の記録

- ・ 社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。
→平成23年4月に「育てノート」(第1版)を作成。
- ・ 複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、子どものプライバシーにも配慮しながら、実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成26年度～30年度)

○届出・通告者

単位:人数(人)、[] 構成割合(%)

	児童本人	児童本人以外の 被措置児童	家族・親戚	当該施設・ 事業所等職員、 受託里親	当該施設・ 事業所等元職員、 元受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・ 保健機関	その他	(匿名を含む) 不明	合計
26年度	44 [19.5]	9 [4.0]	17 [7.5]	93 [41.2]	13 [5.8]	4 [1.8]	0 [0.0]	3 [1.3]	9 [4.0]	3 [1.3]	23 [10.2]	8 [3.5]	226 [100.0]
27年度	59 [24.6]	7 [2.9]	33 [13.8]	93 [38.7]	6 [2.5]	7 [2.9]	2 [0.8]	3 [1.3]	2 [0.8]	4 [1.7]	11 [4.6]	13 [5.4]	240 [100.0]
28年度	71 [26.6]	18 [6.7]	29 [10.9]	102 [38.2]	4 [1.5]	3 [1.1]	0 [0.0]	0 [0.0]	5 [1.9]	4 [1.5]	19 [7.1]	12 [4.5]	267 [100.0]
29年度	90 [30.8]	18 [6.2]	28 [9.6]	109 [37.3]	3 [1.0]	5 [1.7]	2 [0.7]	0 [0.0]	6 [2.1]	4 [1.4]	21 [7.2]	6 [2.1]	292 [100.0]
30年度	94 [34.7]	4 [1.5]	22 [8.1]	90 [33.2]	2 [0.7]	10 [3.7]	4 [1.5]	3 [1.1]	6 [2.2]	3 [1.1]	23 [8.5]	10 [3.7]	271 [100.0]

※1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 26年度:220件 27年度:233件 28年度:254件 29年度:277件 30年度:246件

○事実確認の状況

単位:件数(件)、[] 構成割合(%)

	事実確認を行った事例			小計	虐待ではなく 事実確認調査 不要と判断	その他の事例	合計
	虐待の事実 が認められ た	虐待の事実 が認められ なかつた	虐待の事実 の判断に至 らなかつた				
26年度	62 [27.4]	139 [61.5]	25 [11.1]	226 [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	226 [100.0]
27年度	83 [34.7]	128 [53.6]	26 [10.9]	237 [99.2]	0 [0.0]	2 [0.8]	239 [100.0]
28年度	87 [32.1]	150 [55.4]	32 [11.8]	269 [99.3]	0 [0.0]	2 [0.7]	271 [100.0]
29年度	99 [32.9]	154 [51.2]	34 [11.3]	287 [95.3]	5 [1.7]	9 [3.0]	301 [100.0]
30年度	95 [33.3]	155 [54.4]	30 [10.5]	280 [98.2]	2 [0.7]	3 [1.1]	285 [100.0]

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位：件数（件）、[] 構成割合（％）

	社会的養護関係施設				ファミリーホーム （里親）	障害児施設等 （障害児通所 支援事業含む）	児童相談所 （一時保護 委託含む）	合計
	乳児院	児童養護施設	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設				
26年度	0 [0.0]	38 [61.3]	0 [0.0]	4 [6.5]	8 [13.0]	10 [16.1]	2 [3.2]	62 [100.0]
27年度	5 [6.0]	40 [48.2]	1 [1.2]	8 [9.6]	11 [13.3]	15 [18.1]	3 [3.6]	83 [100.0]
28年度	0 [0.0]	53 [60.9]	2 [2.3]	5 [5.7]	13 [14.9]	6 [6.9]	8 [9.2]	87 [100.0]
29年度	1 [1.0]	64 [64.6]	0 [0.0]	8 [8.1]	12 [12.1]	10 [10.1]	4 [4.0]	99 [100.0]
30年度	3 [3.2]	50 [52.6]	3 [3.2]	5 [5.3]	13 [13.7]	17 [17.9]	4 [4.2]	95 [100.0]

（参考）社会的養護関係施設数等推移

単位：か所（委託里親除く）、世帯（委託里親）

	乳児院	児童養護施設
26年度	133	601
27年度	134	602
28年度	136	603
29年度	140	605
30年度	140	605

	児童心理 治療施設	児童自立 支援施設
26年度	38	58
27年度	43	58
28年度	46	58
29年度	46	58
30年度	50	58

○虐待の種別・類型

単位：件数（件）、[] 構成割合（％）

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
26年度	34 [54.8]	5 [8.1]	8 [12.9]	15 [24.2]	62 [100.0]
27年度	49 [59.0]	2 [2.4]	18 [21.7]	14 [16.9]	83 [100.0]
28年度	52 [59.8]	4 [4.6]	16 [18.4]	15 [17.2]	87 [100.0]
29年度	56 [56.6]	3 [3.0]	17 [17.2]	23 [23.2]	99 [100.0]
30年度	55 [57.9]	2 [2.1]	15 [15.8]	23 [24.2]	95 [100.0]

	委託里親	ファミリーホーム
26年度	3,644	257
27年度	3,817	287
28年度	4,038	313
29年度	4,245	347
30年度	4,379	372

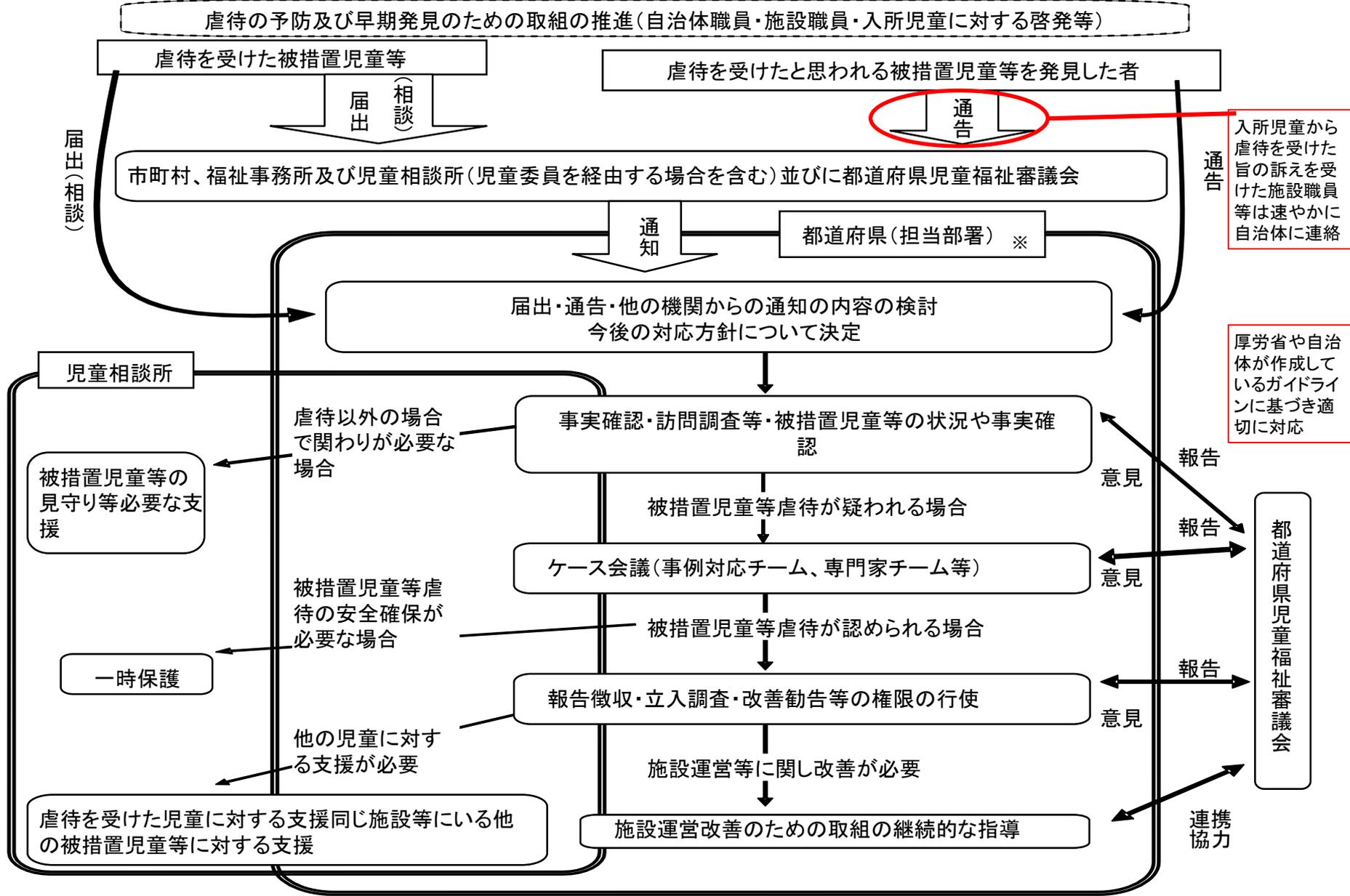
※1：家庭福祉課調べ（各年度10月1日現在（委託里親、ファミリーホーム除く））

※2：福祉行政報告例（各年度末現在（委託里親、ファミリーホーム））

※詳しくは、厚生労働省ホームページの「社会的養護『被措置児童等虐待届出等制度の実施状況について』」を参照

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/04.html

被措置児童等に対する虐待への対応の流れ(イメージ)



* 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておくことが必要

里親委託等の推進

(1) 里親委託の推進

里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、**社会的養護では里親委託を優先して検討**。
 - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる
 - (b) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる
 - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

里親委託の推進

①里親等委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、里親等への委託率が20.5%と施設養護が多くを占めている。
- ・しかし、日本でも、新潟市では里親等への委託率が55.9%を占め、また、さいたま市では過去10年間で6.2%から40.0%(+33.8%)へ増加するなど、里親等への委託を積極的に推進している自治体もある。
- ・里親等委託率を増加させている自治体においては、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。委託率を伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。
 - 平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進
 - 平成28年の児童福祉法の改正において、家庭養育優先原則が規定されたことを踏まえ、平成29年3月及び30年3月に改正

②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・予期せぬ妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。
 - 平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

(2) 里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成21年3月末の10.5%から、平成31年3月末には20.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100

※ 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、平成30年度末で372か所、委託児童1,548人。

里親等委託率

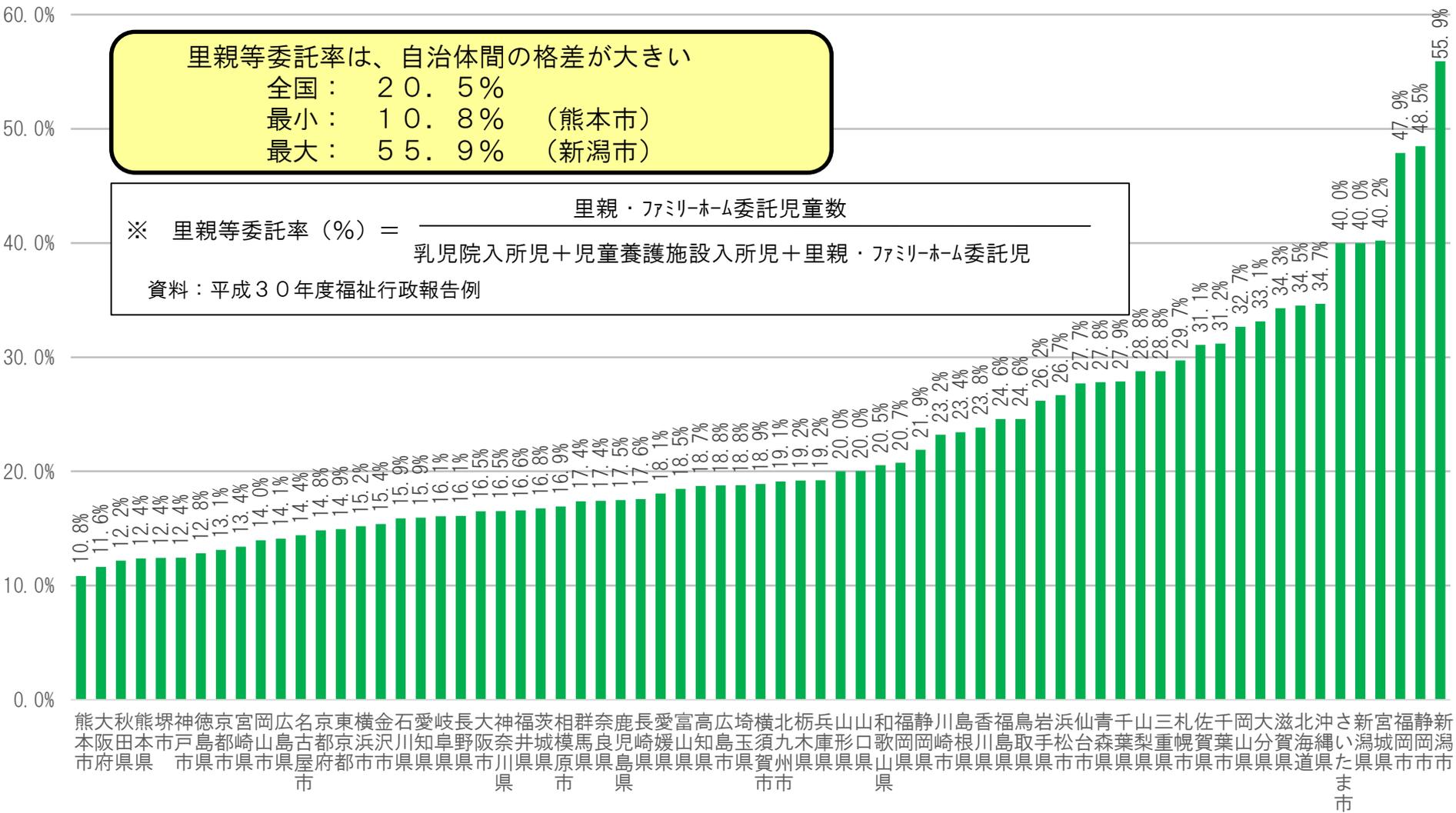
(資料) 福祉行政報告例(各年度末現在) ※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

(3) 都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成30年度末）

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい
 全国： 20.5%
 最小： 10.8%（熊本市）
 最大： 55.9%（新潟市）

※ 里親等委託率（%） = $\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$
 資料：平成30年度福祉行政報告例



市町村における相談体制

はじめに

- 平成28年児童福祉法改正法附則第2条第3項に基づく検討事項を検討するため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下にワーキンググループを設置。
児童福祉法に規定する子どもの権利を守るため、今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた取組について、現状の問題点、それを解決する方策を中心に、目指すべき方向性、今後の取り組むべき事項について、平成28年3月の「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書を基本とした上で、その後に取りまとめられた報告等を踏まえ、議論を行い、整理した。
- 今後、目指すべき方向性に沿って、対応について速やかに取組を進めるとともに、制度的な対応など必要な事項については、国において、法的及び財政的な措置を含め、適切に対応されるべきである。
- また、今回整理した事項にとどまることなく、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の一層の充実に向け、不断の見直しを行い、必要な取組を進めるべきである。

※ 平成28年児童福祉法改正法附則第2条第3項 「政府は、法律の施行（2017年4月）後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

1 児童相談所の業務の在り方及び市町村における相談支援体制の在り方

（目指すべき方向性）

- ・ 児童相談所において、通告に対する初期の対応を迅速かつ的確に行い、必要な保護ができる体制が必要。
- ・ 保護機能（調査・評価・保護等の措置を行う機能）も含め適切な対応がとれるよう、児童相談所内での保護機能と支援マネジメント機能（措置後の事案等のマネジメントを行う機能）の機能分け、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進する。
- ・ このため、国において、方向性を示し、各都道府県等において、体制整備の方法を検討、体制整備を進める。
- ・ 地域における切れ目ない支援のため、児童相談所のみならず、市町村における相談・支援体制を強化する。

（対応）

（1）都道府県等における保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たすことができるようにするための体制整備

① 保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たし、適切な対応を可能とする体制整備等に関する計画策定

- ・ 保護機能と支援マネジメント機能に応じた部署分けや、保護の際に対応した職員とは異なる職員が支援マネジメントを担当する対応などの機能を分けることのほか、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進することについて、国において方向性を示し、各都道府県等において、これを踏まえ、体制整備について検討し、計画を策定する。

② 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化

- ・ 児童相談所における意思決定に、日常的に弁護士が関与し、共に対応できるよう、法令上の措置の検討や財政支援の強化など体制強化の推進方策の具体化を図る。

③ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師と共に対応できるような体制強化

④ 保護機能を強化するための研修等の充実

⑤ 外部委託等の推進

（2）市町村等の地域の相談支援体制の強化

① 市町村の子ども家庭相談体制の強化、要保護児童対策地域協議会の活性化

・新プランに基づき、児童相談所に市町村支援担当児童福祉司、2022年度までに全ての市町村における要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による市町村の体制強化を図るとともに、ガイドラインの策定等により、要保護児童対策地域協議会の活性化を図る。

② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

・新プランに基づき2022年度までに全市町村での設置を促進する。また、子育て世代包括支援センターと一体的に設置する場合の要件やモデルを示すこと等により、市町村での子ども家庭相談支援体制の強化を図る。

③ 民間を含めた地域資源の充実

・地域における子どもや家庭を支援する資源を活用したショートステイ、トワイライトステイ事業等の在宅サービスや保護者支援等の充実を図る。

(3) 児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みの創設

・国において、標準的な指標や評価機構なども含め、評価のバラツキが生じないように、より効果的な評価の在り方を検討した上で、ガイドラインの策定等を行い、児童相談所の業務(一時保護所を含む)について自己評価及び第三者評価を行う仕組みの創設に迅速に取り組む。

(4) 中核市・特別区における児童相談所の設置促進

・5年を目途に全ての中核市・特別区における一層の児童相談所の設置促進策を講じるため、法令上の措置の検討を含め自治体の実態把握や関係者間での協議の場の設置など国による更なる設置促進策の具体化を図る。

2 要保護児童の通告の在り方

(目指すべき方向性)

まずは通告を受理した機関が受けた通告について安全確認等の対応に当たって必要な情報の聞き取り等が適切に行われ、的確に通告に対応できるような体制整備を進めることが必要。

(対応)

(1) 通告窓口の一元的な運用方策の提示

・希望する自治体において、通告窓口を一元的に運用できる方策について、通告受理後の安全確認の体制を含め国で整理し、具体的に提示する。

(2) 通告後の対応に関する市町村、児童相談所の連携体制づくり

① 通告受理の際の情報の聞き取り等に関する研修の実施

・市町村、児童相談所が受け付けた通告に対して適切に情報の聞き取りや情報収集が行えるよう、研修を新たに実施する。

② 市町村、児童相談所の協議、ガイドライン策定に向けた取組

・市町村、児童相談所が通告後の対応について共通認識を持って対応できるようにするため、ガイドライン策定に向けた取組等を推進する。

③ 面前DV通告への市町村、児童相談所の対応等

・国において、面前DV通告への対応に関するガイドラインの策定、活用方法等を示すことにより、児童相談所と市町村の間の通告を受けた後の対応等に関する役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを進める。

④ リスクアセスメントシート及びその活用方法の見直し

・リスクアセスメントツールについて、信頼性、妥当性を科学的に検討するなど、より実践的に活用できるものに見直す。

(3) 市町村の子ども家庭相談支援体制の強化、要保護児童対策地域協議会の活性化(再掲)

(4) 市町村、児童相談所の情報共有基盤の整備に向けた検討

・ガイドライン等の策定を行うなど必要な支援を行い、市町村、児童相談所が情報共有の効率化を図るためのシステム整備を進める。

(5) 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の見直し

・「189」について、虐待通告を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直す。

3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策

(目指すべき方向性)

- ・児童相談所、市町村における子ども家庭相談における対応を強化するため、いずれもの資質向上が必要。
- ・地域全体の対応力の向上という観点から、児童相談所、市町村が連携を図りながら専門性を高める取組を推進。
- ・子ども家庭相談分野のソーシャルワークを担う人材、特に指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の資質について、求められる要件の具体的な内容や資格化を含め客観的に把握する方法等について引き続き検討。

(対応)

(1) 児童相談所の専門性向上のための体制整備

① 児童福祉司等の児童相談所の職員体制等の強化

- ・緊急総合対策に基づく人員体制の強化等を講ずる。都道府県等において専門人材の確保・育成に関する計画を策定する(再掲)。

② スーパーバイザー要件のさらなる厳格化の検討

- ・当面、スーパーバイザー研修の際のレポート提出等による修了要件を設定するとともに、研修受講を任用要件とする。

③ 児童福祉司等の任用要件について相談援助の業務経験を有する旨の明確化

- ・児童福祉司等の任用要件のうち、業務経験が必要とされるものについて、相談援助の業務経験が必要であることを明確化する。

④ 児童心理司の配置人数に関する基準の設定

- ・児童心理司の配置基準に関して、法令に位置づけることを検討する。

⑤ 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化(再掲)

⑥ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師と共に対応できるような体制強化(再掲)

(2) 児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材の専門性向上のための国家資格化も含めた在り方検討

- ・児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材、特にスーパーバイザーについて、その専門性の確保・向上とそれを客観的に把握できる枠組みを検討する必要があることから、その在り方について、専門的に検討する委員会を設け、国家資格化も含め、一定の年限を区切って引き続き、具体的な検討を進める。

(3) 市町村の専門性向上のための体制整備

① 市町村の子ども家庭相談支援体制の強化・要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による資質の向上(再掲)

② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進(再掲)

4 子どもの意見表明に関する仕組み等

- ・子ども自身や関係機関が児童福祉審議会に申立てを行うことができることについて、改めて周知徹底を図るとともに、ガイドラインの作成等を行い、都道府県児童福祉審議会等を活用した子どもの意見を聴く枠組みを構築する。
- ・全ての子どもの意見表明権を保障するアドボケイト制度の構築を目指し、まずは、一時保護も含む代替養育における子どもの意見表明権を保障するためのアドボケイトの在り方について検討を行い、全国展開に向けた必要な取組を進める。

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント （平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

児童相談所の体制強化

	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240人	→	5,260人	+ 2,020人程度
児童心理司	1,360人	→	2,150人※1	+ 790人程度
保健師	140人	→	各児童相談所※2	+ 70人程度
合計	4,730人	→	7,620人	+ 2,890人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで

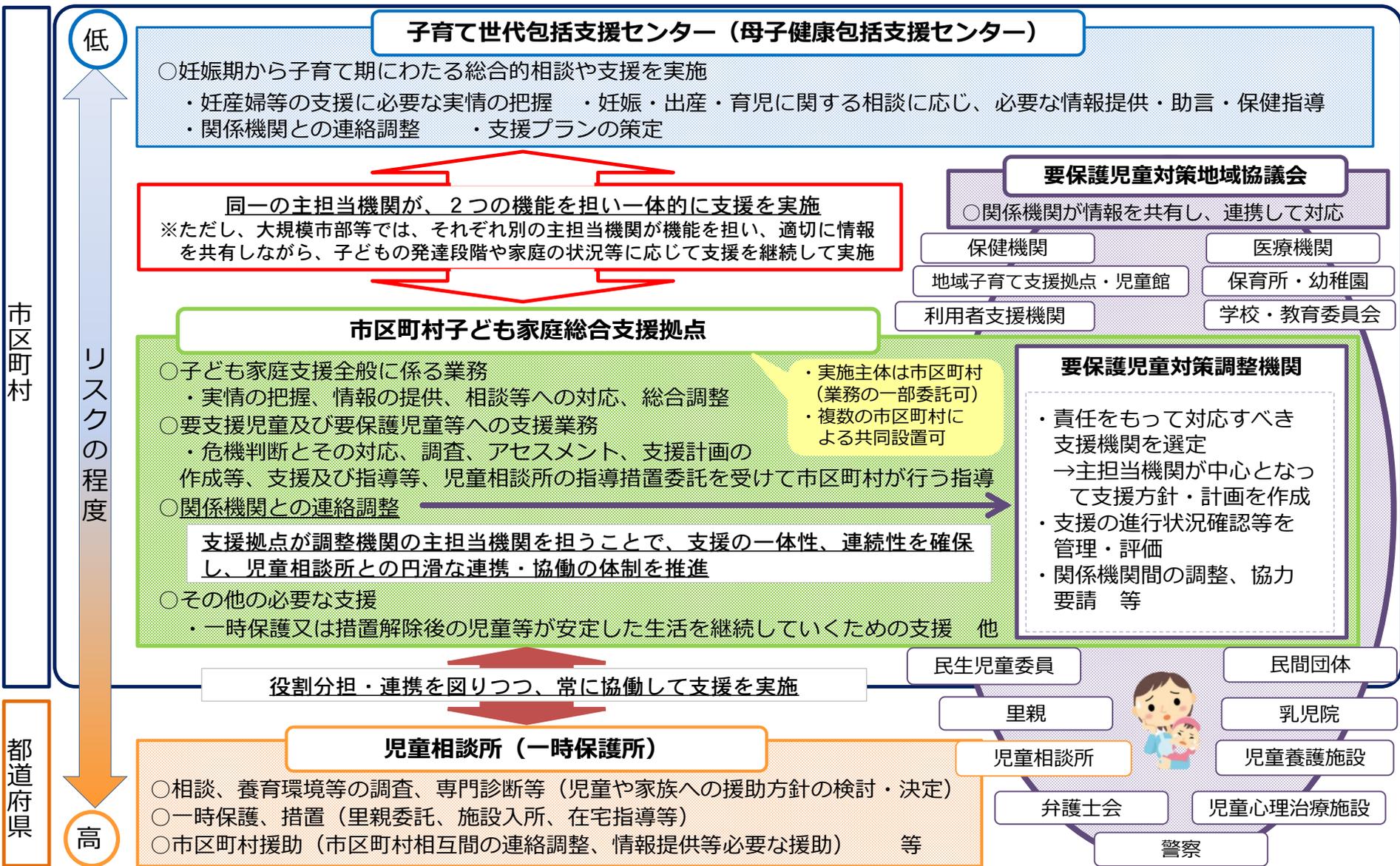
市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106市町村※	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	988市町村※	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点） 93

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること

子ども家庭総合支援拠点の設置促進について

- ◆ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、**2019年度から2022年度までの4年間で全市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置**する。
- ◆ 子ども家庭総合支援拠点の設置運営に当たっては、**2019年度において、以下のとおり、国庫補助金による支援メニューを用意するとともに、地方財政措置が講じられる予定**であることから、各自治体において積極的に活用いただきたい。

<国庫補助金>

運営費の支援

- ◎**児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金**(市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業)
 - ・子ども家庭総合支援拠点の運営に必要な事業費(非常勤職員の人件費等)を補助する。〈継続〉
 - ・夜間や土日・祝日に開所する子ども家庭総合支援拠点に対し、開所時間に応じて運営費を加算する。《新規》
 - ・法的・医学的な知見を踏まえた対応ができるよう、弁護士や医師等の嘱託費用を補助する。《新規》

立ち上げ支援

- ◎**児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金**(市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業)
 - ・子ども家庭総合支援拠点を**開設する際の準備期間における非常勤職員の人件費、改修費を補助**する。《新規》

◎アドバイザー派遣について

- ・学識経験者等の**アドバイザーが各自治体に出向き、子ども家庭総合支援拠点の立ち上げ支援のための助言**を行う。《新規》
 - ◆ 平成30年度の調査研究事業において、子ども家庭総合支援拠点の「立ち上げ支援マニュアル」を策定する予定であり、学識経験者等のアドバイザーが各自治体に対し、マニュアルを活用した技術的助言を行うこととしているため、都道府県主催の市町村向け研修会・説明会等の機会を通じて、積極的にアドバイザー派遣を活用していただきたい。(アドバイザー派遣の利用方法等については追って周知する予定)
 - ※都道府県が市町村向けに実施する研修(児童虐待防止対策研修事業)について、開催回数の増加を図るため、補助単価の引上げを実施《拡充》)

機能強化の支援

- ◎**児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金**(市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業(仮称))
 - ・子ども家庭総合支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業やショートステイ等の事業の利用も組み合わせる支援できるように、拠点を通じた在宅支援を実施するために必要な費用を補助する。《新規》

<地方財政措置>

- ・子ども家庭総合支援拠点に従事する**常勤職員(子ども家庭支援員)の人件費**について、**地方財政措置を講じる**。《新規》

市町村児童虐待相談対応件数及び経路別件数の推移

○ 全国の市町村における児童虐待に関する相談対応件数は、年々増加傾向にある。



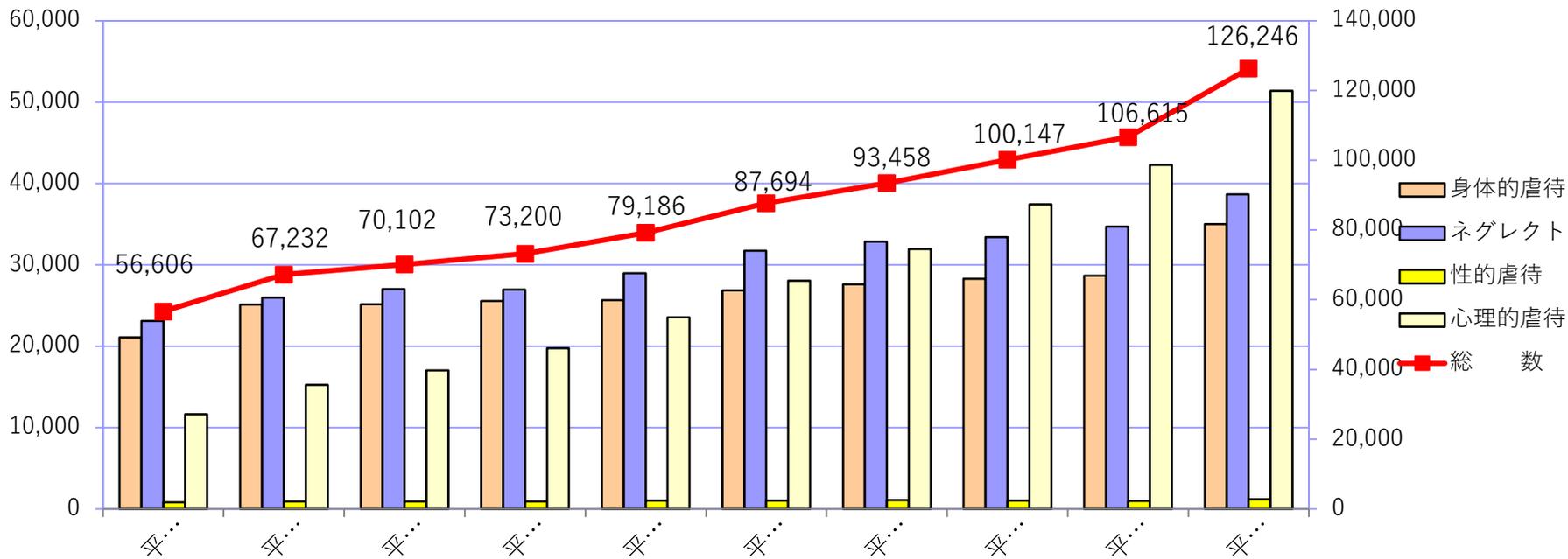
※平成22年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県（仙台市以外）の一部、福島県を除いて集計した数値。

○ 平成30年度において、市町村に寄せられた虐待相談の相談経路は、児童相談所、学校、家族親戚からが多い。

年度	家族親戚	近隣知人	児童本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童委員	学校等			その他	総数
				児童相談所	福祉事務所	保健センター	福祉事務所	保健センター	保育所	児童福祉施設	保健所	医療機関			幼稚園	学校	教育委員会		
23年度	7,152 (10.2%)	8,436 (12.0%)	273 (0.4%)	12,730 (18.2%)	1,109 (1.6%)	1,074 (1.5%)	4,873 (7.0%)	4,923 (7.0%)	5,853 (8.3%)	576 (0.8%)	883 (1.3%)	1,467 (2.1%)	1,679 (2.4%)	1,791 (2.6%)	742 (1.1%)	10,249 (14.6%)	1,205 (1.7%)	5,087 (7.3%)	70,102 (100.0%)
24年度	7,214 (9.9%)	8,566 (11.7%)	308 (0.4%)	13,760 (18.8%)	1,378 (1.9%)	1,242 (1.7%)	4,770 (6.5%)	5,334 (7.3%)	5,819 (7.9%)	605 (0.8%)	937 (1.3%)	1,657 (2.3%)	2,083 (2.8%)	1,641 (2.2%)	679 (0.9%)	10,320 (14.1%)	1,143 (1.6%)	5,744 (7.8%)	73,200 (100.0%)
25年度	7,344 (8.4%)	8,310 (9.5%)	317 (0.4%)	16,025 (18.3%)	1,558 (1.8%)	1,338 (1.5%)	5,726 (6.5%)	5,675 (6.5%)	6,019 (6.9%)	575 (0.7%)	985 (1.1%)	1,844 (2.1%)	2,398 (2.7%)	1,430 (1.6%)	891 (1.0%)	10,917 (12.4%)	1,226 (1.4%)	6,608 (7.5%)	79,186 (100.0%)
26年度	7,722 (8.8%)	8,613 (9.8%)	336 (0.4%)	17,809 (20.3%)	2,035 (2.3%)	1,701 (1.9%)	6,260 (7.1%)	6,503 (7.4%)	6,359 (7.3%)	667 (0.8%)	1,337 (1.5%)	2,043 (2.3%)	3,068 (3.5%)	1,382 (1.6%)	929 (1.1%)	12,074 (13.8%)	1,544 (1.8%)	7,312 (8.3%)	87,694 (100.0%)
27年度	8,074 (8.6%)	7,871 (8.4%)	368 (0.4%)	19,210 (20.6%)	2,567 (2.7%)	1,871 (2.0%)	7,010 (7.5%)	6,711 (7.2%)	6,505 (7.0%)	860 (0.9%)	1,375 (1.5%)	2,421 (2.6%)	3,439 (3.7%)	1,278 (1.4%)	1,007 (1.1%)	13,164 (14.1%)	1,752 (1.9%)	7,975 (8.5%)	93,458 (100.0%)
28年度	8,561 (8.5%)	7,267 (7.3%)	360 (0.4%)	22,165 (22.1%)	2,597 (2.6%)	2,124 (2.1%)	6,807 (6.8%)	7,224 (7.2%)	6,174 (6.2%)	831 (0.8%)	1,345 (1.3%)	2,490 (2.5%)	5,263 (5.3%)	1,077 (1.1%)	944 (0.9%)	13,904 (13.9%)	1,831 (1.8%)	9,183 (9.2%)	100,147 (100.0%)
29年度	9,142 (8.6%)	6,823 (6.4%)	389 (0.4%)	24,657 (23.1%)	2,960 (2.8%)	2,292 (2.1%)	6,776 (6.4%)	7,508 (7.0%)	6,157 (5.8%)	883 (0.8%)	1,314 (1.2%)	2,538 (2.4%)	6,227 (5.8%)	942 (0.9%)	939 (0.9%)	14,859 (13.9%)	1,865 (1.7%)	10,344 (9.7%)	106,615 (100.0%)
30年度	10,487 (8.3%)	7,580 (6.0%)	508 (0.4%)	28,529 (22.6%)	3,092 (2.4%)	2,413 (1.9%)	7,490 (5.9%)	8,092 (6.4%)	7,850 (6.2%)	1,067 (0.8%)	1,340 (1.1%)	3,090 (2.4%)	6,821 (5.4%)	988 (0.8%)	1,087 (0.9%)	18,529 (14.7%)	2,421 (1.9%)	14,862 (11.8%)	126,246 (118.4%)

市町村における虐待相談の内容別件数の推移

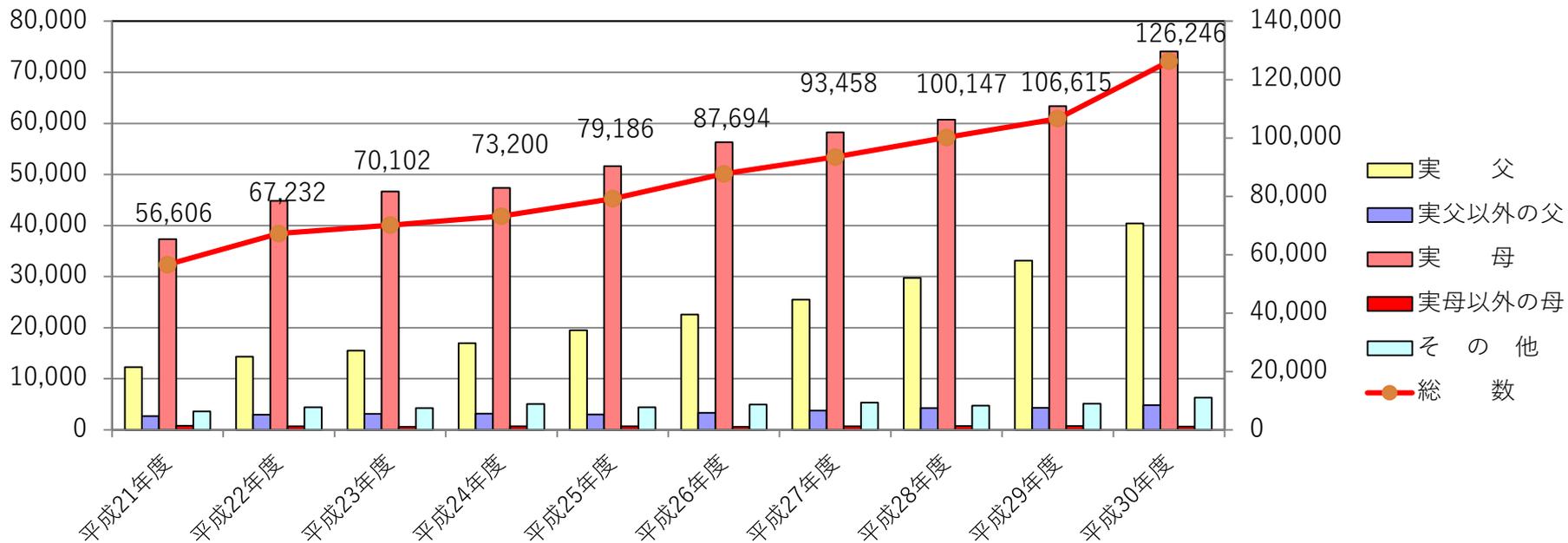
	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成21年度	21,088 (37.3%)	23,099 (40.8%)	800 (1.4%)	11,619 (20.5%)	56,606 (100.0%)
平成22年度	25,100 (37.3%)	25,979 (38.6%)	913 (1.4%)	15,240 (22.7%)	67,232 (100.0%)
平成23年度	25,154 (35.9%)	27,008 (38.5%)	932 (1.3%)	17,008 (24.3%)	70,102 (100.0%)
平成24年度	25,559 (34.9%)	26,953 (36.8%)	934 (1.3%)	19,754 (27.0%)	73,200 (100.0%)
平成25年度	25,665 (32.4%)	28,954 (36.6%)	1,013 (1.3%)	23,554 (29.8%)	79,186 (100.0%)
平成26年度	26,860 (30.6%)	31,740 (36.2%)	1,033 (1.2%)	28,061 (32.0%)	87,694 (100.0%)
平成27年度	27,603 (29.5%)	32,844 (35.1%)	1,077 (1.2%)	31,934 (34.2%)	93,458 (100.0%)
平成28年度	28,299 (28.3%)	33,418 (33.4%)	1,009 (1.0%)	37,421 (37.4%)	100,147 (100.0%)
平成29年度	28,655 (26.9%)	34,715 (32.6%)	978 (0.9%)	42,267 (39.6%)	106,615 (100.0%)
平成30年度	35,001 (27.7%)	38,644 (30.6%)	1,196 (0.9%)	51,405 (40.7%)	126,246 (100.0%)



【出典:福祉行政報告例】

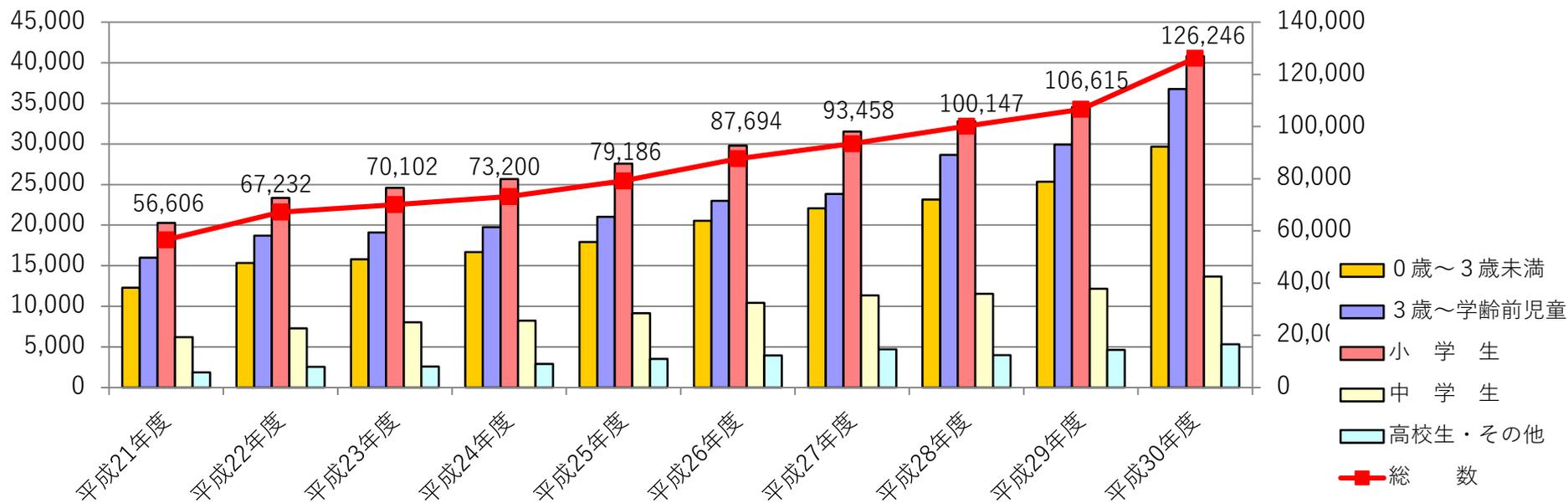
主たる虐待者の推移（市町村）

	実 父	実父以外の父	実 母	実母以外の母	そ の 他	総 数
平成21年度	12,259 (21.7%)	2,668 (4.7%)	37,337 (66.0%)	777 (1.4%)	3,565 (6.3%)	56,606 (100.0%)
平成22年度	14,337 (21.3%)	2,964 (4.4%)	44,841 (66.7%)	702 (1.0%)	4,388 (6.5%)	67,232 (100.0%)
平成23年度	15,515 (22.1%)	3,114 (4.4%)	46,673 (66.6%)	572 (0.8%)	4,228 (6.0%)	70,102 (100.0%)
平成24年度	16,973 (23.2%)	3,161 (4.3%)	47,337 (64.7%)	679 (0.9%)	5,050 (6.9%)	73,200 (100.0%)
平成25年度	19,505 (24.6%)	3,014 (3.8%)	51,613 (65.2%)	665 (0.8%)	4,389 (5.5%)	79,186 (100.0%)
平成26年度	22,567 (25.7%)	3,331 (3.8%)	56,291 (64.2%)	591 (0.7%)	4,914 (5.6%)	87,694 (100.0%)
平成27年度	25,478 (27.3%)	3,752 (4.0%)	58,235 (62.3%)	675 (0.7%)	5,318 (5.7%)	93,458 (100.0%)
平成28年度	29,748 (29.7%)	4,220 (4.2%)	60,714 (60.6%)	724 (0.7%)	4,741 (4.7%)	100,147 (100.0%)
平成29年度	33,123 (31.1%)	4,273 (4.0%)	63,390 (59.5%)	718 (0.7%)	5,111 (4.8%)	106,615 (100.0%)
平成30年度	40,408 (32.0%)	4,827 (3.8%)	74,072 (58.7%)	641 (0.5%)	6,298 (5.0%)	126,246 (100.0%)



虐待を受けた子どもの年齢構成の推移（市町村）

	0歳～3歳未満	3歳～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	総数
平成21年度	12,280 (21.7%)	15,981 (28.2%)	20,268 (35.8%)	6,220 (11.0%)	1,857 (3.3%)	56,606 (100.0%)
平成22年度	15,330 (22.8%)	18,716 (27.8%)	23,358 (34.7%)	7,292 (10.8%)	2,536 (3.8%)	67,232 (100.0%)
平成23年度	15,803 (22.5%)	19,112 (27.3%)	24,579 (35.1%)	8,047 (11.5%)	2,561 (3.7%)	70,102 (100.0%)
平成24年度	16,677 (22.8%)	19,738 (27.0%)	25,667 (35.1%)	8,227 (11.2%)	2,891 (3.9%)	73,200 (100.0%)
平成25年度	17,915 (22.6%)	21,027 (26.6%)	27,568 (34.8%)	9,153 (11.6%)	3,523 (4.5%)	79,186 (100.0%)
平成26年度	20,528 (23.4%)	22,998 (26.2%)	29,805 (34.0%)	10,419 (11.9%)	3,944 (4.5%)	87,694 (100.0%)
平成27年度	22,074 (23.6%)	23,828 (25.5%)	31,516 (33.7%)	11,330 (12.1%)	4,710 (5.0%)	93,458 (100.0%)
平成28年度	23,159 (23.1%)	28,663 (28.6%)	32,823 (32.8%)	11,524 (11.5%)	3,978 (4.0%)	100,147 (100.0%)
平成29年度	25,357 (23.8%)	29,920 (28.1%)	34,527 (32.4%)	12,162 (11.4%)	4,649 (4.4%)	106,615 (100.0%)
平成30年度	29,670 (23.5%)	36,778 (29.1%)	40,810 (32.3%)	13,666 (10.8%)	5,322 (4.2%)	126,246 (100.0%)



【出典：福祉行政報告例】

市町村における虐待対応担当窓口の設置状況

＜平成29年4月1日時点＞

区 分	指定都市・児童 相談所設置市	市・区（30万人 以上）	市・区（10万人 ～30万人未満）	市・区（10万人 未満）	町	村	合 計
市町村数	22	62	201	529	744	183	1,741
児童福祉主管課	5 22.7%	34 54.8%	152 75.6%	365 69.0%	421 56.6%	58 31.7%	1,035 59.4%
母子保健主管課	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 0.8%	28 3.8%	12 6.6%	44 2.5%
児童福祉・母子保健統合主管課	1 4.5%	4 6.5%	11 5.5%	40 7.6%	204 27.4%	81 44.3%	341 19.6%
子育て世代包括支援センター	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	7 1.3%	6 0.8%	1 0.5%	15 0.9%
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1 4.5%	4 6.5%	5 2.5%	3 0.6%	1 0.1%	0 0.0%	14 0.8%
福祉事務所（家庭児童相談室）	8 36.4%	13 21.0%	22 10.9%	76 14.4%	3 0.4%	0 0.0%	122 7.0%
保健センター	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 1.5%	8 4.4%	19 1.1%
教育委員会	0 0.0%	0 0.0%	2 1.0%	18 3.4%	35 4.7%	11 6.0%	66 3.8%
保健所	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	1 0.1%
児童相談所	3 13.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.2%
障害福祉主管課	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	1 0.2%	6 0.8%	3 1.6%	11 0.6%
その他	4 18.2%	6 9.7%	8 4.0%	15 2.8%	28 3.8%	9 4.9%	70 4.0%

（上段：市町村数、下段：該当区分での割合）

市町村における虐待対応担当窓口の設置状況

<平成29年4月1日時点>

区 分	指定都市・児童 相談所設置市	市・区（30万人 以上）	市・区（10万人 ～30万人未満）	市・区（10万人 未満）	町	村	合 計
市町村数	22	62	201	529	744	183	1,741
児童福祉主管課	5 22.7%	34 54.8%	152 75.6%	365 69.0%	421 56.6%	58 31.7%	1,035 59.4%
母子保健主管課	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 0.8%	28 3.8%	12 6.6%	44 2.5%
児童福祉・母子保健統合主管課	1 4.5%	4 6.5%	11 5.5%	40 7.6%	204 27.4%	81 44.3%	341 19.6%
子育て世代包括支援センター	0 0.0%	1 1.6%	0 0.0%	7 1.3%	6 0.8%	1 0.5%	15 0.9%
市区町村子ども家庭総合支援拠点	1 4.5%	4 6.5%	5 2.5%	3 0.6%	1 0.1%	0 0.0%	14 0.8%
福祉事務所（家庭児童相談室）	8 36.4%	13 21.0%	22 10.9%	76 14.4%	3 0.4%	0 0.0%	122 7.0%
保健センター	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	11 1.5%	8 4.4%	19 1.1%
教育委員会	0 0.0%	0 0.0%	2 1.0%	18 3.4%	35 4.7%	11 6.0%	66 3.8%
保健所	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.1%	0 0.0%	1 0.1%
児童相談所	3 13.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	3 0.2%
障害福祉主管課	0 0.0%	0 0.0%	1 0.5%	1 0.2%	6 0.8%	3 1.6%	11 0.6%
その他	4 18.2%	6 9.7%	8 4.0%	15 2.8%	28 3.8%	9 4.9%	70 4.0%

（上段：市町村数、下段：該当区分での割合）

市町村における虐待対応担当窓口職員の配置状況

＜平成29年4月1日時点＞【単位：人】

区 分		指定都市・児童 相談所設置市	市・区(30万 人以上)	市・区(10万 人～30万人未 満)	市・区(10万 人未満)	町	村	合計	
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様の資格を有する者	①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	169	192	253	285	152	17	1,068
			12.0%	20.7%	16.3%	12.0%	6.7%	4.1%	12.0%
		②医師	1	0	8	2	2	1	14
			0.1%	0.0%	0.5%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%
		③社会福祉士	175	162	224	198	111	17	887
		12.4%	17.5%	14.4%	8.4%	4.9%	4.1%	9.9%	
	④精神保健福祉士	12	18	31	27	14	1	103	
		0.8%	1.9%	2.0%	1.1%	0.6%	0.2%	1.2%	
	小 計 【児童福祉司と同様の資格を有する者】 (①～④の計)	357	372	516	512	279	36	2,072	
		25.3%	40.2%	33.2%	21.6%	12.4%	8.7%	23.2%	
	その他専門資格を有する者	⑤保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く。)	380	97	157	242	523	161	1,560
			26.9%	10.5%	10.1%	10.2%	23.2%	38.7%	17.5%
		⑥教員免許を有する者 (①に該当する者を除く。)	129	97	206	430	132	15	1,009
			9.1%	10.5%	13.3%	18.2%	5.8%	3.6%	11.3%
	⑦保育士 (①に該当する者を除く。)	117	103	171	268	191	19	869	
	8.3%	11.1%	11.0%	11.3%	8.5%	4.6%	9.7%		
小 計 【その他専門資格を有する者】 (⑤～⑦の計)	626	297	534	940	846	195	3,438		
	44.3%	32.1%	34.4%	39.7%	37.5%	46.9%	38.5%		
⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事	93	90	133	183	34	8	541		
	6.6%	9.7%	8.6%	7.7%	1.5%	1.9%	6.1%		
小 計 【一定の専門資格を有する者】 (①～⑧の計)	1,076	759	1,183	1,635	1,159	239	6,051		
	76.2%	82.0%	76.2%	69.0%	51.3%	57.5%	67.7%		
専門資格を有しない者	⑨①から⑧に該当しない一般事務職	222	85	237	581	1,034	170	2,329	
		15.7%	9.2%	15.3%	24.5%	45.8%	40.9%	26.1%	
⑩その他	115	82	132	153	65	7	554		
	8.1%	8.9%	8.5%	6.5%	2.9%	1.7%	6.2%		
合 計		1,413	926	1,552	2,369	2,258	416	8,934	
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
1 市区町村あたりの平均配置人数		64.2人	15.2人	7.7人	4.5人	3.0人	2.2人	5.1人	

市町村における虐待対応担当窓口職員の配置状況（都道府県別）

＜平成29年4月1日時点＞【単位：人】

	市区町村数	一定の専門資格		児童福祉司と同様の資格		これに準ずる者（※）		社会福祉主事		専門資格を有しない者	
		配置人数	配置率	配置人数	配置率	配置人数	配置率	配置人数	配置率	配置人数	配置率
北海道	179	313	44.7%	56	8.0%	242	34.5%	15	2.1%	388	55.3%
青森県	40	68	68.0%	7	7.0%	53	53.0%	8	8.0%	32	32.0%
岩手県	33	66	46.2%	8	5.6%	56	39.2%	2	1.4%	77	53.8%
宮城県	35	124	56.6%	16	7.3%	103	47.0%	5	2.3%	95	43.4%
秋田県	25	58	61.7%	13	13.8%	41	43.6%	4	4.3%	36	38.3%
山形県	35	63	58.9%	7	6.5%	46	43.0%	10	9.3%	44	41.1%
福島県	59	117	62.2%	13	6.9%	74	39.4%	30	16.0%	71	37.8%
茨城県	44	113	70.6%	29	18.1%	70	43.8%	14	8.8%	47	29.4%
栃木県	25	85	61.6%	31	22.5%	47	34.1%	7	5.1%	53	38.4%
群馬県	35	77	65.3%	12	10.2%	59	50.0%	6	5.1%	41	34.7%
埼玉県	63	269	71.9%	118	31.6%	91	24.3%	60	16.0%	105	28.1%
千葉県	54	280	73.9%	99	26.1%	148	39.1%	33	8.7%	99	26.1%
東京都	62	598	82.1%	376	51.6%	178	24.5%	44	6.0%	130	17.9%
神奈川県	33	561	88.5%	122	19.2%	395	62.3%	44	6.9%	73	11.5%
新潟県	30	127	76.5%	38	22.9%	82	49.4%	7	4.2%	39	23.5%
富山県	15	37	57.8%	14	21.9%	22	34.4%	1	1.6%	27	42.2%
石川県	19	64	83.1%	41	53.2%	20	26.0%	3	3.9%	13	16.9%
福井県	17	48	76.2%	9	14.3%	37	58.7%	2	3.2%	15	23.8%
山梨県	27	51	64.6%	6	7.6%	40	50.6%	5	6.3%	28	35.4%
長野県	77	183	71.8%	28	11.0%	138	54.1%	17	6.7%	72	28.2%
岐阜県	42	85	69.1%	22	17.9%	53	43.1%	10	8.1%	38	30.9%
静岡県	35	157	74.4%	66	31.3%	78	37.0%	13	6.2%	54	25.6%
愛知県	54	205	60.5%	50	14.7%	137	40.4%	18	5.3%	134	39.5%
三重県	29	146	64.3%	63	27.8%	77	33.9%	6	2.6%	81	35.7%
滋賀県	19	91	73.4%	48	38.7%	32	25.8%	11	8.9%	33	26.6%

	市区町村数	一定の専門資格		児童福祉司と同様の資格		これに準ずる者（※）		社会福祉主事		専門資格を有しない者	
		配置人数	配置率	配置人数	配置率	配置人数	配置率	配置人数	配置率	配置人数	配置率
京都府	26	121	53.5%	41	18.1%	68	30.1%	12	5.3%	105	46.5%
大阪府	43	332	71.1%	170	36.4%	123	26.3%	39	8.4%	135	28.9%
兵庫県	41	177	77.3%	96	41.9%	70	30.6%	11	4.8%	52	22.7%
奈良県	39	90	64.7%	19	13.7%	69	49.6%	2	1.4%	49	35.3%
和歌山県	30	66	68.0%	22	22.7%	41	42.3%	3	3.1%	31	32.0%
鳥取県	19	51	83.6%	26	42.6%	21	34.4%	4	6.6%	10	16.4%
島根県	19	39	76.5%	14	27.5%	20	39.2%	5	9.8%	12	23.5%
岡山県	27	125	81.2%	31	20.1%	86	55.8%	8	5.2%	29	18.8%
広島県	23	80	74.1%	41	38.0%	28	25.9%	11	10.2%	28	25.9%
山口県	19	56	71.8%	26	33.3%	28	35.9%	2	2.6%	22	28.2%
徳島県	24	49	63.6%	9	11.7%	36	46.8%	4	5.2%	28	36.4%
香川県	17	50	84.7%	16	27.1%	30	50.8%	4	6.8%	9	15.3%
愛媛県	20	77	70.0%	19	17.3%	50	45.5%	8	7.3%	33	30.0%
高知県	34	86	57.3%	17	11.3%	65	43.3%	4	2.7%	64	42.7%
福岡県	60	229	65.2%	95	27.1%	123	35.0%	11	3.1%	122	34.8%
佐賀県	20	30	44.1%	7	10.3%	23	33.8%	0	0.0%	38	55.9%
長崎県	21	71	73.2%	34	35.1%	28	28.9%	9	9.3%	26	26.8%
熊本県	45	83	55.0%	21	13.9%	56	37.1%	6	4.0%	68	45.0%
大分県	18	55	57.9%	16	16.8%	35	36.8%	4	4.2%	40	42.1%
宮崎県	26	48	61.5%	11	14.1%	33	42.3%	4	5.1%	30	38.5%
鹿児島県	43	66	44.9%	7	4.8%	53	36.1%	6	4.1%	81	55.1%
沖縄県	41	84	64.6%	42	32.3%	33	25.4%	9	6.9%	46	35.4%
全国計	1,741	6,051	67.7%	2,072	23.2%	3,438	38.5%	541	6.1%	2,883	32.3%

（※）保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員

市町村における虐待対応担当窓口職員の業務経験年数

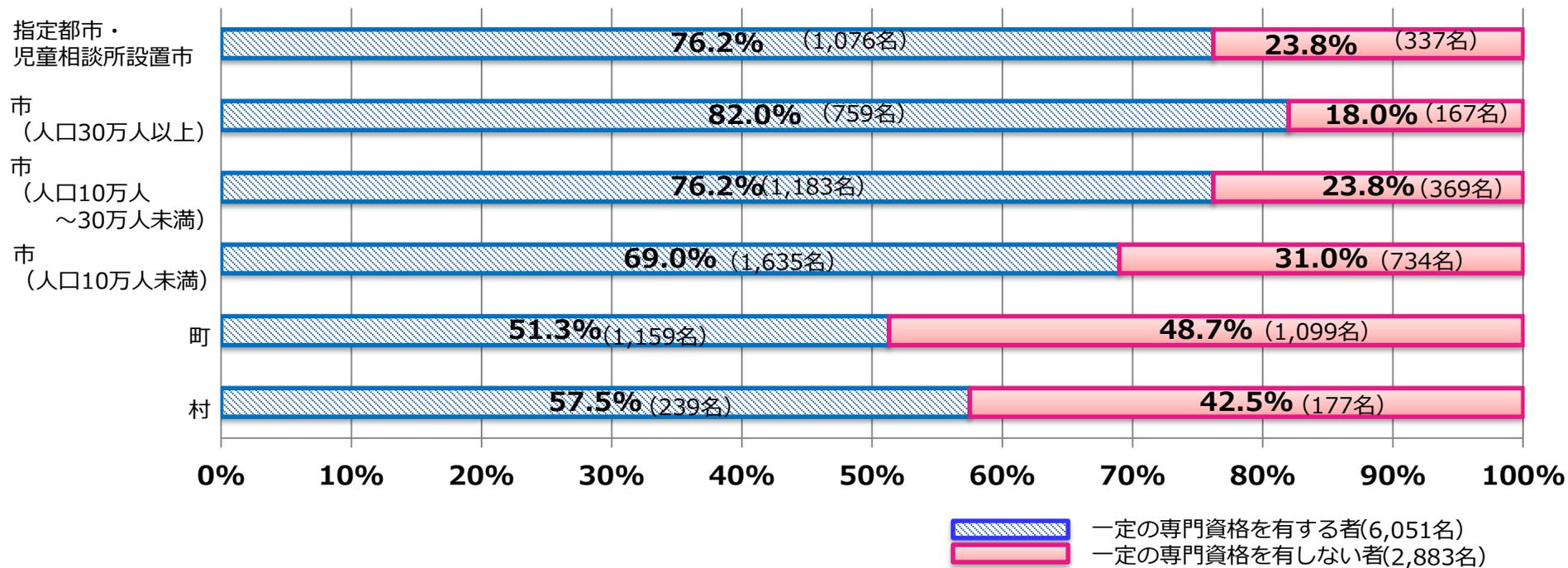
<平成29年4月1日時点>

区 分		6か月未満	6か月～ 1年未満	1年～2年未満	2年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上	合 計
正規職員	指定都市・児童 相談所設置市	207 10.9%	28 5.8%	279 14.8%	153 11.5%	206 13.6%	146 12.3%	68 10.7%	1,087 12.2%
	市・区 (30万人以上)	141 7.4%	11 2.3%	130 6.9%	94 7.0%	93 6.2%	76 6.4%	23 3.6%	568 6.4%
	市・区 (10万人～30万人未 満)	253 13.3%	32 6.7%	185 9.8%	154 11.5%	155 10.3%	89 7.5%	11 1.7%	879 9.8%
	市・区 (10万人未満)	307 16.2%	93 19.4%	314 16.6%	224 16.8%	208 13.8%	118 9.9%	21 3.3%	1,285 14.4%
	町	418 22.0%	131 27.3%	442 23.4%	305 22.8%	314 20.8%	196 16.5%	175 27.5%	1,981 22.2%
	村	60 3.2%	37 7.7%	70 3.7%	41 3.1%	62 4.1%	49 4.1%	61 9.6%	380 4.3%
小 計		1,386 73.1%	332 69.2%	1,420 75.3%	971 72.7%	1,038 68.7%	674 56.6%	359 56.4%	6,180 69.2%
正規職員以外	指定都市・児童 相談所設置市	62 3.3%	8 1.7%	62 3.3%	45 3.4%	47 3.1%	60 5.0%	42 6.6%	326 3.6%
	市・区 (30万人 以上)	76 4.0%	14 2.9%	60 3.2%	46 3.4%	58 3.8%	75 6.3%	29 4.6%	358 4.0%
	市・区 (10万人～ 30万人未満)	141 7.4%	38 7.9%	102 5.4%	85 6.4%	129 8.5%	113 9.5%	65 10.2%	673 7.5%
	市・区 (10万人 未満)	164 8.6%	64 13.3%	187 9.9%	136 10.2%	182 12.1%	225 18.9%	126 19.8%	1,084 12.1%
	町	58 3.1%	21 4.4%	52 2.8%	44 3.3%	52 3.4%	38 3.2%	12 1.9%	277 3.1%
	村	10 0.5%	3 0.6%	3 0.2%	8 0.6%	4 0.3%	5 0.4%	3 0.5%	36 0.4%
小 計		511 26.9%	148 30.8%	466 24.7%	364 27.3%	472 31.3%	516 43.4%	277 43.6%	2,754 30.8%
合 計		1,897 21.2%	480 5.4%	1,886 21.1%	1,335 14.9%	1,510 16.9%	1,190 13.3%	636 7.1%	8,934 100.0%

市町村における虐待対応担当窓口職員の配置状況

1. 一定の専門資格を有する者の割合（平成29年4月1日現在）

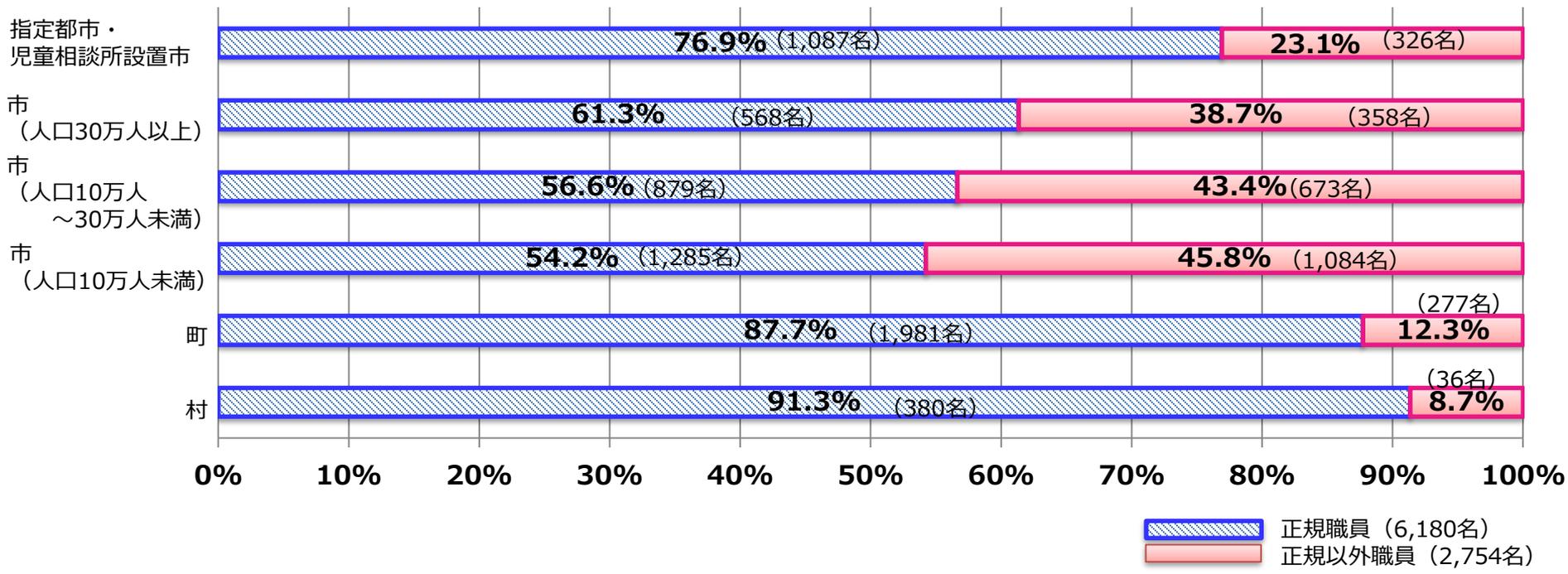
虐待対応担当窓口職員は、全国で8,934名の配置されており、そのうち、専門資格を有する者6,051名であった。指定都市・児童相談所設置市及び人口30万人以上の市においては、全体の約8割は専門資格を有する者であることに対し、町及び村については、約半数が資格を有しない者であった。



※出典：厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課調べ

2. 正規職員・正規以外の職員割合（平成29年4月1日現在）

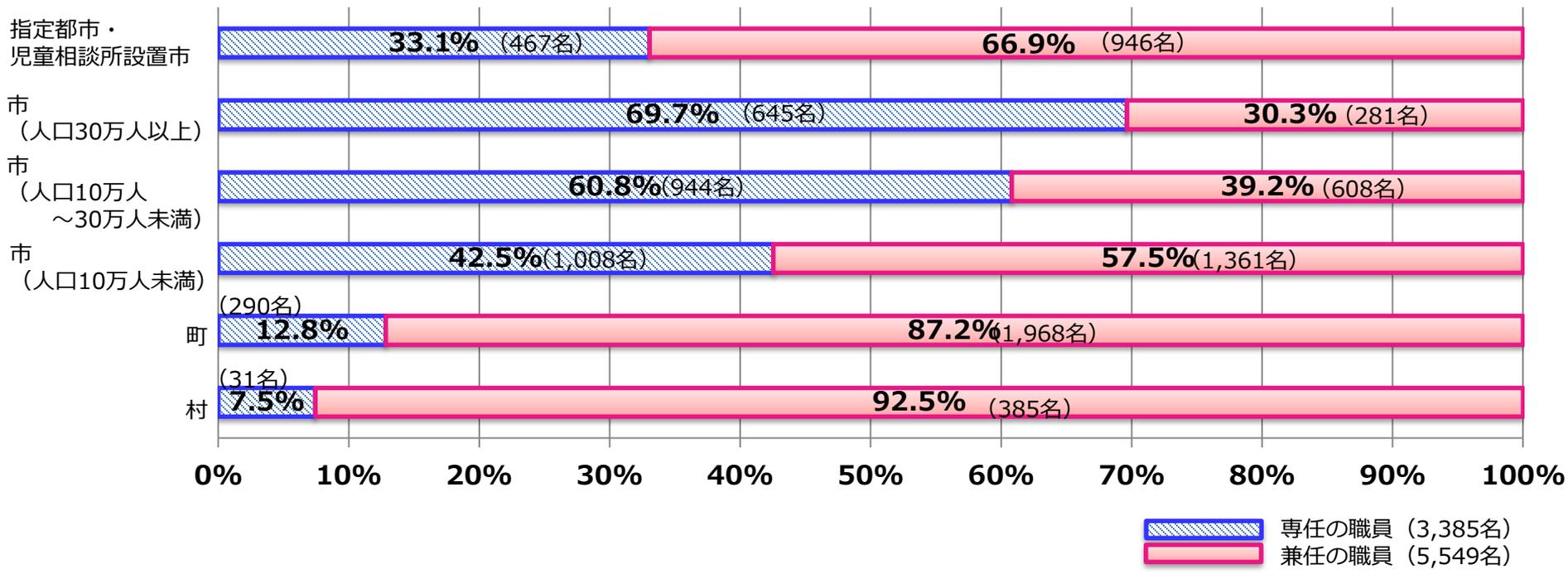
虐待対応担当窓口職員は、全国で8,934名の配置されており、そのうち、正規職員は6,180名であった。町及び村においては、全体の約9割が正規職員であることに對し、人口30万人未満の市における正規職員については約5割から6割であった。



※出典：厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課調べ

3. 専任の職員・兼任の職員の割合（平成29年4月1日現在）

虐待対応担当窓口職員は、全国で8,934名の配置されており、そのうち、児童虐待対応を専任で行っている職員は3,385名であった。専任職員の割合は、人口10万人以上市及び人口30万人以上市が半数以上であることに對し、指定都市・児童相談所設置市は約3割、町及び村においては約1割であった。



※出典：厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課調べ

要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況

<平成30年2月調査時点>

〔 上段：配置市区町村数
下段：配置率 〕

区分	市区	指定都市・児童相談所設置市	市・区(30万人以上)	市・区(10万人~30万人未満)	市・区(10万人未満)	町	村	合計
地域協議会設置数	(814)	(22)	(62)	(201)	(529)	(744)	(183)	(1,735)
児童福祉司たる資格を有する者	500	20	54	159	267	200	32	732
	56.3%	90.9%	87.1%	79.1%	50.5%	27.0%	17.7%	42.2%
これに準ずる者 ※保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員	274	2	8	39	225	370	114	758
	35.6%	9.1%	12.9%	19.4%	42.5%	50.0%	63.0%	43.7%
社会福祉主事	15	0	0	1	14	4	5	24
	2.2%	0.0%	0.0%	0.5%	2.6%	0.5%	2.8%	1.4%
合 計	789	22	62	199	506	574	151	1,514
	96.9%	100.0%	100.0%	99.0%	95.7%	77.6%	83.4%	87.3%

※厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ（平成29年度調査）

(参考)	766	20	61	192	493	480	122	1,368
平成28年4月1日時点の合計	93.6%	90.9%	98.4%	97.0%	92.7%	65.2%	68.9%	79.2%

※厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ（平成28年度調査）

(参考) 要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置状況

＜平成30年2月調査時点＞
単位：市町村

区 分		指定都市・児童相談所設置市	市・区（30万人以上）	市・区（10万人～30万人未満）	市・区（10万人未満）	町	村	合 計	比 率	
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様の資格を有する者	①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	13	42	96	155	92	11	409	23.6%
		②医師	0	0	1	3	7	3	14	0.8%
		③社会福祉士	7	12	57	102	92	16	286	16.5%
		④精神保健福祉士	0	0	5	7	9	2	23	1.3%
		小 計 【児童福祉司と同様の資格を有する者】 (①～④の計)	20	54	159	267	200	32	732	42.2%
	その他専門資格を有する者	⑤保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く。)	2	6	27	82	262	102	481	27.7%
		⑥教員免許を有する者 (①に該当する者を除く。)	0	1	9	110	43	5	168	9.7%
		⑦保育士 (①に該当する者を除く。)	0	1	3	33	65	7	109	6.3%
		小 計 【その他専門資格を有する者】 (⑤～⑦の計)	2	8	39	225	370	114	758	43.7%
	⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事		0	0	1	14	4	5	24	1.4%
小計 【一定の専門資格を有する者】 (①～⑧の計)		22	62	199	506	574	151	1,514	87.3%	
専門資格を有しない者	⑨①から⑧に該当しない一般事務職	0	0	2	23	164	30	219	12.6%	
	⑩その他	0	0	0	0	2	0	2	0.1%	
合 計		22	62	201	529	740	181	1,735	100.0%	

調整機関職員の配置状況の推移について

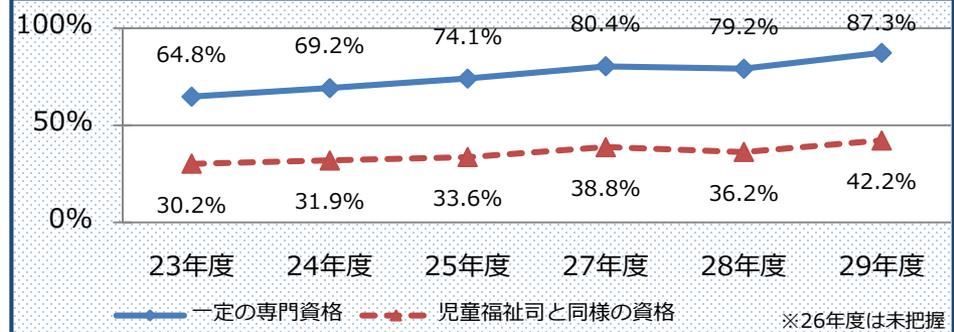
自治体における一定の専門資格を有する者の配置状況（平成30年2月調査時点）

	地域協議 会設置数	一定の専門資格							
		①児童福祉司と 同様の資格		②これに準ずる者 (※)		③社会福祉主事			
		配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率
北海道	179	129	72.1%	45	25.1%	81	45.3%	3	1.7%
青森県	40	36	90.0%	6	15.0%	30	75.0%	0	0.0%
岩手県	33	27	81.8%	9	27.3%	18	54.5%	0	0.0%
宮城県	35	32	91.4%	10	28.6%	22	62.9%	0	0.0%
秋田県	25	18	72.0%	5	20.0%	12	48.0%	1	4.0%
山形県	35	32	91.4%	6	17.1%	26	74.3%	0	0.0%
福島県	57	46	80.7%	11	19.3%	35	61.4%	0	0.0%
茨城県	44	43	97.7%	19	43.2%	22	50.0%	2	4.5%
栃木県	25	25	100.0%	12	48.0%	12	48.0%	1	4.0%
群馬県	35	30	85.7%	7	20.0%	22	62.9%	1	2.9%
埼玉県	63	58	92.1%	40	63.5%	15	23.8%	3	4.8%
千葉県	53	46	86.8%	27	50.9%	18	34.0%	1	1.9%
東京都	60	59	98.3%	52	86.7%	7	11.7%	0	0.0%
神奈川県	33	32	97.0%	21	63.6%	11	33.3%	0	0.0%
新潟県	30	29	96.7%	11	36.7%	18	60.0%	0	0.0%
富山県	15	15	100.0%	10	66.7%	5	33.3%	0	0.0%
石川県	19	19	100.0%	12	63.2%	7	36.8%	0	0.0%
福井県	17	16	94.1%	6	35.3%	10	58.8%	0	0.0%
山梨県	27	26	96.3%	7	25.9%	18	66.7%	1	3.7%
長野県	77	66	85.7%	20	26.0%	44	57.1%	2	2.6%
岐阜県	42	33	78.6%	10	23.8%	22	52.4%	1	2.4%
静岡県	35	29	82.9%	15	42.9%	14	40.0%	0	0.0%
愛知県	54	49	90.7%	16	29.6%	32	59.3%	1	1.9%
三重県	29	29	100.0%	23	79.3%	6	20.7%	0	0.0%
滋賀県	19	18	94.7%	18	94.7%	0	0.0%	0	0.0%
京都府	26	26	100.0%	15	57.7%	11	42.3%	0	0.0%
大阪府	43	42	97.7%	36	83.7%	6	14.0%	0	0.0%
兵庫県	41	40	97.6%	35	85.4%	5	12.2%	0	0.0%
奈良県	39	33	84.6%	6	15.4%	27	69.2%	0	0.0%
和歌山県	30	25	83.3%	12	40.0%	12	40.0%	1	3.3%

	地域協議 会設置数	一定の専門資格							
		①児童福祉司と 同様の資格		②これに準ずる者 (※)		③社会福祉主事			
		配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率	配置 市町村数	配置率
鳥取県	19	18	94.7%	10	52.6%	8	42.1%	0	0.0%
島根県	19	19	100.0%	10	52.6%	8	42.1%	1	5.3%
岡山県	27	27	100.0%	13	48.1%	14	51.9%	0	0.0%
広島県	23	23	100.0%	17	73.9%	5	21.7%	1	4.3%
山口県	19	16	84.2%	10	52.6%	6	31.6%	0	0.0%
徳島県	24	18	75.0%	9	37.5%	9	37.5%	0	0.0%
香川県	16	15	93.8%	10	62.5%	5	31.3%	0	0.0%
愛媛県	20	16	80.0%	10	50.0%	6	30.0%	0	0.0%
高知県	34	32	94.1%	11	32.4%	21	61.8%	0	0.0%
福岡県	60	53	88.3%	27	45.0%	26	43.3%	0	0.0%
佐賀県	20	13	65.0%	7	35.0%	6	30.0%	0	0.0%
長崎県	21	19	90.5%	17	81.0%	2	9.5%	0	0.0%
熊本県	45	32	71.1%	16	35.6%	16	35.6%	0	0.0%
大分県	18	18	100.0%	9	50.0%	9	50.0%	0	0.0%
宮崎県	26	16	61.5%	8	30.8%	7	26.9%	1	3.8%
鹿児島県	43	35	81.4%	4	9.3%	29	67.4%	2	4.7%
沖縄県	41	36	87.8%	22	53.7%	13	31.7%	1	2.4%
全国計	1,735	1,514	87.3%	732	42.2%	758	43.7%	24	1.4%

(※) 保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員

(※) 複数職員を配置している市町村については、数字の小さい区分を優先して計上している。



要保護児童対策地域協議会調整機関への配置されている職員

<平成30年2月調査時点>【単位：人】

区 分		指定都市・児童相談所設置市	市・区（30万人以上）	市・区（10万人～30万人未満）	市・区（10万人未満）	町	村	合計	
一定の専門資格を有する者	児童福祉司と同様の資格を有する者	①児童福祉司と同様の資格を有する者 (児童福祉司たる資格を有する者) (②、③又は④に該当する者を除く。)	106	191	243	292	131	14	977
			9.5%	22.2%	16.7%	13.2%	6.1%	3.3%	11.9%
		②医師	4	0	9	10	12	6	41
			0.4%	0.0%	0.6%	0.5%	0.6%	1.4%	0.5%
		③社会福祉士	121	155	225	189	116	19	825
		10.9%	18.0%	15.4%	8.5%	5.4%	4.4%	10.0%	
	④精神保健福祉士	12	16	28	26	15	4	101	
		1.1%	1.9%	1.9%	1.2%	0.7%	0.9%	1.2%	
	小 計 【児童福祉司と同様の資格を有する者】 (①～④の計)	243	362	505	517	274	43	1,944	
		21.8%	42.0%	34.6%	23.3%	12.7%	10.0%	23.6%	
その他専門資格を有する者	⑤保健師・助産師・看護師 (①に該当する者を除く。)	334	87	156	243	507	163	1,490	
		30.0%	10.1%	10.7%	11.0%	23.5%	38.1%	18.1%	
	⑥教員免許を有する者 (①に該当する者を除く。)	77	90	179	367	129	14	856	
		6.9%	10.5%	12.3%	16.5%	6.0%	3.3%	10.4%	
	⑦保育士 (①に該当する者を除く。)	104	96	144	231	181	17	773	
	9.3%	11.1%	9.9%	10.4%	8.4%	4.0%	9.4%		
小 計 【その他専門資格を有する者】 (⑤～⑦の計)	515	273	479	841	817	194	3,119		
	46.2%	31.7%	32.8%	37.9%	37.9%	45.3%	37.9%		
⑧①から⑦に該当しない社会福祉主事	57	73	114	158	36	7	445		
	5.1%	8.5%	7.8%	7.1%	1.7%	1.6%	5.4%		
小 計 【一定の専門資格を有する者】 (①～⑧の計)	815	708	1,098	1,516	1,127	244	5,508		
	73.1%	82.2%	75.3%	68.3%	52.3%	57.0%	66.9%		
専門資格を有しない者	⑨①から⑧に該当しない一般事務職	229	85	241	563	976	177	2,271	
		20.5%	9.9%	16.5%	25.4%	45.3%	41.4%	27.6%	
	⑩その他	71	68	120	139	51	7	456	
	6.4%	7.9%	8.2%	6.3%	2.4%	1.6%	5.5%		
合 計		1,115	861	1,459	2,218	2,154	428	8,235	
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
1調整機関あたりの平均配置人数		41.6人	13.9人	6.7人	4.2人	3.0人	2.6人	4.7人	

※合計の割合は、端数処理の関係から100%にならない場合がある。

※子ども家庭局家庭福祉課調べ（平成29年度調査） 111

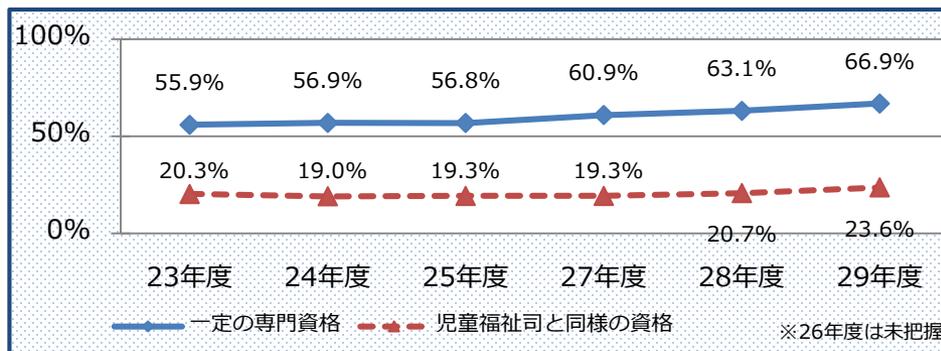
要保護児童対策調整機関に配置されている職員の状況（都道府県別・人数）

＜平成30年2月調査時点＞【単位：人】

	地域協議会設置数	一定の専門資格								④専門資格を有しない者	
		①児童福祉司と同様の資格		②これに準ずる者(※)		③社会福祉主事					
		配置人数	配置率	配置人数	配置率	配置人数	配置率	配置人数	配置率	配置人数	配置率
北海道	179	325	46.8%	65	9.4%	242	34.9%	18	2.6%	369	53.2%
青森県	40	74	70.5%	10	9.5%	57	54.3%	7	6.7%	31	29.5%
岩手県	33	67	47.2%	10	7.0%	54	38.0%	3	2.1%	75	52.8%
宮城県	35	87	55.4%	16	10.2%	66	42.0%	5	3.2%	70	44.6%
秋田県	25	59	55.7%	14	13.2%	40	37.7%	5	4.7%	47	44.3%
山形県	35	63	61.2%	8	7.8%	51	49.5%	4	3.9%	40	38.8%
福島県	57	102	59.3%	19	11.0%	66	38.4%	17	9.9%	70	40.7%
茨城県	44	100	65.8%	28	18.4%	60	39.5%	12	7.9%	52	34.2%
栃木県	25	77	61.6%	31	24.8%	41	32.8%	5	4.0%	48	38.4%
群馬県	35	54	60.7%	8	9.0%	41	46.1%	5	5.6%	35	39.3%
埼玉県	63	255	73.7%	118	34.1%	81	23.4%	56	16.2%	91	26.3%
千葉県	53	194	70.5%	62	22.5%	114	41.5%	18	6.5%	81	29.5%
東京都	60	555	81.5%	357	52.4%	158	23.2%	40	5.9%	126	18.5%
神奈川県	33	327	83.4%	70	17.9%	238	60.7%	19	4.8%	65	16.6%
新潟県	30	129	72.9%	33	18.6%	77	43.5%	19	10.7%	48	27.1%
富山県	15	33	60.0%	15	27.3%	17	30.9%	1	1.8%	22	40.0%
石川県	19	61	76.3%	37	46.3%	22	27.5%	2	2.5%	19	23.8%
福井県	17	45	77.6%	10	17.2%	34	58.6%	1	1.7%	13	22.4%
山梨県	27	72	60.5%	11	9.2%	57	47.9%	4	3.4%	47	39.5%
長野県	77	165	71.7%	29	12.6%	121	52.6%	15	6.5%	65	28.3%
岐阜県	42	87	61.7%	22	15.6%	55	39.0%	10	7.1%	54	38.3%
静岡県	35	78	63.9%	27	22.1%	38	31.1%	13	10.7%	44	36.1%
愛知県	54	190	59.2%	53	16.5%	117	36.4%	20	6.2%	131	40.8%
三重県	29	134	67.0%	67	33.5%	63	31.5%	4	2.0%	66	33.0%
滋賀県	19	89	72.4%	50	40.7%	27	22.0%	12	9.8%	34	27.6%
京都府	26	209	62.8%	41	12.3%	162	48.6%	6	1.8%	124	37.2%
大阪府	43	321	70.9%	169	37.3%	121	26.7%	31	6.8%	132	29.1%
兵庫県	41	235	81.6%	99	34.4%	121	42.0%	15	5.2%	53	18.4%
奈良県	39	94	66.7%	21	14.9%	71	50.4%	2	1.4%	47	33.3%
和歌山県	30	68	69.4%	19	19.4%	46	46.9%	3	3.1%	30	30.6%

	地域協議会設置数	一定の専門資格								④専門資格を有しない者	
		①児童福祉司と同様の資格		②これに準ずる者(※)		③社会福祉主事					
		配置人数	配置率	配置人数	配置率	配置人数	配置率	配置人数	配置率	配置人数	配置率
鳥取県	19	48	82.8%	26	44.8%	20	34.5%	2	3.4%	10	17.2%
島根県	19	43	78.2%	15	27.3%	22	40.0%	6	10.9%	12	21.8%
岡山県	27	121	80.1%	33	21.9%	80	53.0%	8	5.3%	30	19.9%
広島県	23	78	73.6%	42	39.6%	26	24.5%	10	9.4%	28	26.4%
山口県	19	49	71.0%	26	37.7%	22	31.9%	1	1.4%	20	29.0%
徳島県	24	41	67.2%	12	19.7%	26	42.6%	3	4.9%	20	32.8%
香川県	16	43	87.8%	14	28.6%	26	53.1%	3	6.1%	6	12.2%
愛媛県	20	85	75.2%	30	26.5%	48	42.5%	7	6.2%	28	24.8%
高知県	34	80	60.2%	18	13.5%	61	45.9%	1	0.8%	53	39.8%
福岡県	60	171	64.0%	77	28.8%	88	33.0%	6	2.2%	96	36.0%
佐賀県	20	33	45.2%	9	12.3%	24	32.9%	0	0.0%	40	54.8%
長崎県	21	56	70.0%	31	38.8%	19	23.8%	6	7.5%	24	30.0%
熊本県	45	72	59.5%	20	16.5%	46	38.0%	6	5.0%	49	40.5%
大分県	18	58	59.8%	17	17.5%	38	39.2%	3	3.1%	39	40.2%
宮崎県	26	47	63.5%	13	17.6%	31	41.9%	3	4.1%	27	36.5%
鹿児島県	43	64	46.7%	4	2.9%	55	40.1%	5	3.6%	73	53.3%
沖縄県	41	70	61.9%	38	33.6%	29	25.7%	3	2.7%	43	38.1%
全国計	1,735	5,508	66.9%	1,944	23.6%	3,119	37.9%	445	5.4%	2,727	33.1%

(※) 保健師、助産師、看護師、保育士、教員、児童指導員



新たな社会的養育の在り方等 に関する検討体制

新しい社会的養育ビジョン

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

経緯

平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定された。この改正法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集し開催された有識者による検討会(※)で「新しい社会的養育ビジョン」がとりまとめられた。

※「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」(座長：国立成育医療研究センター奥山眞紀子こころの診療部長)

ポイント

①市区町村を中心とした支援体制の構築、②児童相談所の機能強化と一時保護改革、③代替養育における「家庭と同様の養育環境」原則に関して乳幼児から段階を追っての徹底、家庭養育が困難な子どもへの施設養育の小規模化・地域分散化・高機能化、④永続的解決(パーマネンシー保障)の徹底、⑤代替養育や集中的在宅ケアを受けた子どもの自立支援の徹底などをはじめとする改革項目について、速やかに平成29年度から着手し、目標年限を目指し計画的に進める。

これらは子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある、その工程において、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮を行う。

<工程で示された目標年限の例>

- ・ 特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する(平成27年度末の里親委託率(全年齢)17.5%)。
- ・ 施設での滞在期間は、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内。(特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。)
- ・ 概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

「新しい社会的養育ビジョン」の概要

(「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」 平成29年8月2日とりまとめ公表)

1. 新しい社会的養育ビジョンの意義

- ・ 平成28年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることを明確にし、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実とともに、家庭養育優先の理念を規定し、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決（パーマネンシー保障）や里親による養育を推進することを明確にした。
- ・ この改正法の理念を具体化するため、「新しい社会的養育ビジョン」を示す。
- ・ 改革項目のすべてが緊密に繋がっているものであり、一体的かつ全体として改革を進めることが必要。

2. 新しい社会的養育ビジョンの骨格

- ・ 地域の変化、家族の変化により、社会による家庭への養育支援の構築が求められており、子どもの権利、ニーズを優先し、家庭のニーズも考慮してすべての子ども家庭を支援するため、身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図る。（例：自立支援や妊産婦への施策（産前産後母子ホーム等）の充実等）
- ・ 虐待の危険が高いなどで集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において、市区町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を構築し、親子入所機能創設などのメニューも充実させて分離しないケアの充実を図る。他方、親子分離が必要な場合の代替養育について、ケアニーズに応じた措置費・委託費を定める。
- ・ 代替養育は家庭での養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供し、短期の入所を原則とする。
- ・ 里親の増加やその質の高い養育を実現するため、児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務（フォスターリング業務）を強化するとともに、民間団体も担えるようフォスターリング機関事業の創設を行う。
- ・ 代替養育に関し、家庭復帰やそれが不適當な場合には養子縁組を選択するなど、永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底する。

3. 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程

- ・ 平成28年改正児童福祉法の原則を実現するため、次に掲げる事項について、目標年限を目指し計画的に進める。
- ・ これらの改革は子どもの権利保障のために最大限のスピードをもって実現する必要がある。その改革の工程において、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮を行う。

(1) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築

- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開と、人材の専門性の向上により、子どものニーズにあったソーシャルワークをできる体制を概ね5年以内に確保する。
- ・ 子どもへの直接的支援事業（派遣型）や親子入所支援の創設などの支援メニューの充実を図る。
- ・ 児童相談所の指導委託措置として行われる在宅措置、通所措置が適切に行える手法を明確にして、支援内容に応じた公的な費用負担を行う制度をできるだけ早く構築する。

(2) 児童相談所・一時保護改革

- ・ 児童相談所職員への各種研修の実施と効果検証、中核市・特別区による児童相談所設置への計画的支援を行う。
- ・ 通告窓口一元化、調査・保護・措置に係る業務と支援マネジメント業務の機能分離を計画的に進める。
- ・ 一時保護の機能を2類型に分割（緊急一時保護とアセスメント一時保護）し、閉鎖空間での緊急一時保護は数日以内とする。
- ・ 一時保護時の養育体制を強化し、概ね5年以内に子どもの権利が保障された一時保護を実現する。
- ・ パーマネンシー保障のためのソーシャルワークを行える十分な人材確保を5年以内に実現する。

(3) 里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）の抜本的強化と里親制度改革

- ・ リクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制の確立を最大のスピードで実現し、平成32年度にはすべての都道府県で行う体制とし、里親支援を抜本的に強化する。
- ・ 平成29年度中に国でプロジェクトチームを発足しガイドライン作成や自治体への支援を開始する。
- ・ ファミリーホームを家庭養育に限定するため、早急に事業者を里親登録者に限定し、一時保護里親、専従里親などの新しい里親類型を平成33年度を目途に創設する。併せて「里親」の名称変更も行う。

(4) 永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進

- ・ 永続的解決としての特別養子縁組は有力、有効な選択肢として考えるべき。
- ・ 特別養子縁組に関する法制度改革（年齢要件の引き上げ、手続きを二段階化し児童相談所長に申立権を付与、実親の同意撤回の制限）を速やかに進め、新たな制度の下で、児童相談所と民間機関が連携した強固な養親・養子支援体制を構築し、養親希望者を増加させる。
- ・ 概ね5年以内に、現状の約2倍の年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指し、その後も増加を図る。

(5) 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標

- ・ 特に就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。
- ・ 愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目途に里親委託率50%以上を実現する（平成27年度末の里親委託率（全年齢）17.5%）。
- ・ ケアニーズが非常に高く、施設等における十分なケアが不可欠な場合は、小規模・地域分散化された養育環境を整え、施設等における滞在期間について、原則として乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内とする。また、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内を原則とする。
- ・ 代替養育を受ける子どもにとって自らの将来見通しが持て、代替養育変更の意思決定プロセスが理解できるよう、年齢に応じた適切な説明、子どもの意向が尊重される必要がある。
- ・ これまで乳児院が豊富な経験により培ってきた専門的な対応能力を基盤として、さらに専門性を高め、親子関係に関するアセスメント、障害等の特別なケアを必要とする子どものケア、親子関係改善への通所指導、母子の入所を含む支援、親子関係再構築支援、里親・養親支援などの重要な役割を地域で担う新たな存在として、乳児院は多機能化・機能転換する。「乳児院」という名称をその機能にあったものに変更する。

(6) 子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革

- ・ 個別的ケアが提供できるよう、ケアニーズに応じた措置費・委託費の加算制度をできるだけ早く創設する。
- ・ 全ての施設は原則として概ね10年以内を目途に、小規模化（最大6人）・地域分散化、常時2人以上の職員配置を実現し、更に高度のケアニーズに対しては、迅速な専門職対応ができる高機能化を行い、生活単位は更に小規模（最大4人）となる職員配置を行う。

都道府県社会的養育推進計画の策定要領〈概要〉

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|------------------------------------|----------------------------------------------|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

4. 項目ごとの策定要領

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ 平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。
- ・ 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養護に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の複数の参画を求めるとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

①市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。

②児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組

- ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。

<代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例>

子どもの人口（推計・各歳毎）×代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）＝代替養育を必要とする子ども数

- ・ 算式1・算式2※により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、里親等委託が必要な子ども数を見込むこと。

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別）×里親等委託が必要な子どもの割合※＝里親等委託が必要な子ども数

※算式1 乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出

算式2 現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要な子ども数を洗い出して算出

（注）里親等委託が必要な子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

(5) 里親等への委託の推進に向けた取組

① フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築

- ・ 都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。

② 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

- ・ 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。
- ・ 国においては、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。

(6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
- ・ 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。
- ・ 国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から、概ね5年以内に年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関わる制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

①施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・ 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)の算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ・ 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることはないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- ・ 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- ・ こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- ・ 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数(将来的には4人まで)の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない(概ね4単位程度まで)ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

(8) 一時保護改革に向けた取組

- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）及び自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。

②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

- ・ 児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。

(11) 留意事項

- ・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度から
 - ① フォスタリング機関による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
 - ② 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化・地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
 - ③ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ④ 里親等委託が必要な子ども数の調査 等について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
- ・ なお、国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
- ・ 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。

フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドラインの概要 ①

I. ガイドラインの目的

- 平成28年改正によって児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を受け、質の高い里親養育を実現するため、都道府県が行うべきフォスタリング業務の在り方を具体的に提示するとともに、フォスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示すもの。

II. フォスタリング業務とその重要性

- 質の高い里親養育を実現し、維持するとともに、関係機関による支援ネットワークを形成することにより、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることが目的。このため、
 - ・ 委託可能な里親を開拓・育成する
 - ・ 相談しやすく、協働できる環境を作る
 - ・ 安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）ことを成果目標とする。
- フォスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる業務に相当する以下の業務。
 - ・ 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ 里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）
- フォスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

III. フォスタリング機関と児童相談所

- 一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。
- フォスタリング業務は都道府県（児童相談所）の本来業務であり、まずは児童相談所がフォスタリング機関となることが想定されるが、民間機関への委託も可能。
- 一連の業務の包括的な委託を受ける民間フォスタリング機関の活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築。
- 民間機関への委託の可否について、都道府県は、民間機関を育成するという視点をもって、将来的な民間フォスタリング機関への委託可能性も含めて検討。
- フォスタリング業務全体の最終的な責任は児童相談所が負う
- 民間フォスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、協働して問題解決に当たる。
- 児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意。

IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

- 民間フォスタリング機関には、
 - ・ 民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓
 - ・ 児童相談所と異なる立場からのサポート等
 - ・ 継続性・一貫性のある人材育成、里親との継続的関係構築といったメリットがある。乳児院や児童養護施設等は有力な担い手として期待される。
- 里親とフォスタリング機関が、チームを組みつつ子どもの養育を行う「チーム養育」が必要。

フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドラインの概要 ②

IV. フォスタリング機関の担い手及びチーム養育（つづき）

- 子どもに関係する市区町村、保健センター、教育委員会、学校、保育所等、医療機関、乳児院、児童養護施設等の関係機関についても支援者として「応援チーム」に位置づけ、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。

V. フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

- 職員体制については、統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・心理職・事務職員の配置が考えられる。
- フォスタリング機関のソーシャルワーカーの業務は、以下のとおり。
 - ・ 里親養育の心理的・実務的サポート
 - ・ 里親養育に関するスーパービジョン（自立支援計画の作成・共有や進捗把握、養育水準向上に向けた助言・指導など）
 - ・ 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート（地域における関係機関を含めた支援体制構築や、レスパイト・ケアの利用勧奨など）
- フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組む。

VI. フォスタリング業務の実施方法

※ 民間フォスタリング機関による実施を念頭に、具体的事例を交えつつ記載

- ① 里親のリクルート及びアセスメント
 - ・ 認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得
 - ・ 里親になることへの不安や負担感を軽減する説明
 - ・ 家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

- ② 登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
 - ・ 里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用。マッチングに活かす
 - ・ 実践的内容とするとともに、里親同士の互助関係の醸成に努める
- ③ 子どもと里親家庭のマッチング
 - ・ マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素
 - ・ フォスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを図る
- ④ 里親養育への支援
 - ・ 定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握
 - ・ 里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディネートする
 - ・ 実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和する
 - ・ 里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合に、要因に応じて適切に対応する
 - ・ 里親委託が不調となった場合には、子どもと里親の双方に対する十分なフォローを行う
 - ・ 委託解除時は、里親の喪失感を軽減できるように配慮する

VII. 「里親支援事業」の活用

- 都道府県における積極的活用

里親養育包括支援（フォスタリング）事業イメージ

リクルート、研修、マッチング、支援等を通じた一貫した里親支援体制

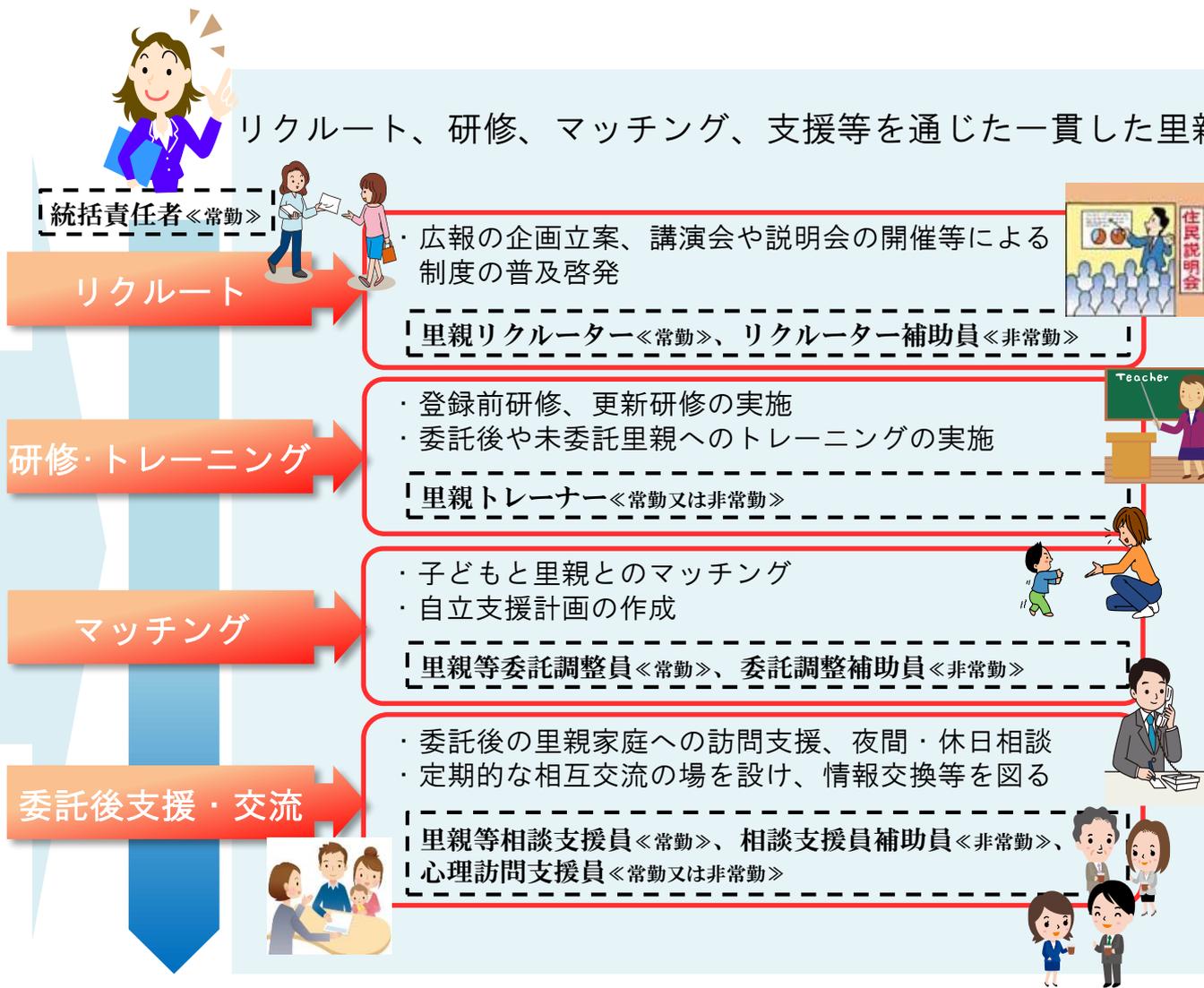


都道府県
(児童相談所)

事業の全部又は一部を委託可能



社会福祉法人
NPO 等



乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方〈概要〉

はじめに：高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。
- ・ この「進め方」は、平成30年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供。
- ・ 取組を更に進めていくためには、必要な財政支援の在り方が課題。厚生労働省は、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力し、それらを踏まえて、本書も逐次改正。

第Ⅰ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で幅広くしていくことが求められる。
- ・ 具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」・「弱み」も踏まえつつ、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべき。

施設養育の高機能化の方向性

- ・ 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
- ・ そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。

多機能化・機能転換の方向性

- ・ 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
- ・ 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。
 - ①一時保護委託の受入体制の整備
 - ②養子縁組支援やフォスターリング機関（里親養育包括支援機関）の受託をはじめとする里親支援機能の強化
 - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第Ⅱ 取組を進める上で活用可能な予算制度

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換に向けた以下の取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度の要件や補助額等を紹介。
 1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化
 2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

第Ⅲ 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

1. 各施設が策定している小規模化・地域分散化に向けた計画を小規模かつ地域分散化に向けて見直し。
2. 今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先。
3. 小規模かつ地域分散化等を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく場合や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定するよう求める。過渡的にユニット化する場合でも、
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うよう求める。
4. 既存の施設内ユニット型施設についても同様に、概ね10年程度で地域分散化等を図る計画の策定を求める。その際、既存ユニットは、多機能化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていく。

※小規模かつ地域分散化の例外

- ・ ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。
- ・ このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人程度まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力。

第Ⅳ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえでは、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠。人材育成に向けて、現在、活用可能な予算制度等を紹介。
- ・ 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努める。

第Ⅴ 計画的な推進に向けて

- ・ 都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、小規模かつ地域分散化を進める計画の見直しの検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねながら、適宜適切な助言や支援を行い、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮。

令和2年度 家庭福祉対策関係予算の概要

令和2年度 家庭福祉対策関係予算の概要

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室・母子家庭等自立支援室

(令和2年度予算)

(令和元年度予算額)

5,760億円

(5,919億円)

※臨時・特別の措置 38億円(90億円)を含む。

- 児童相談所や市町村の子ども家庭支援体制の強化、一時保護所の環境整備、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力で推進する。
- また、「すくすくサポート・プロジェクト」等に基づき、ひとり親家庭への総合的な支援施策を着実に実施するとともに、配偶者からの暴力被害者等に対して婦人相談所等で行う相談・支援を始めとする婦人保護事業の推進を図る。

I 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

(令和2年度予算)

(令和元年度予算額)

1,754億円

(1,698億円)

※臨時・特別の措置 38億円(60億円)を含む。

児童相談所や市町村の子ども家庭支援体制の強化、一時保護所の環境整備、特別養子縁組・里親養育への支援の拡充や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進など「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日関係閣僚会議決定)を踏まえた児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化策を迅速かつ強力で推進する。

これを踏まえた、令和2年度予算案の主な内容は以下のとおり。

児童虐待防止対策関係予算及び社会的養育関係予算の主な内訳は以下のとおり。

◇ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	183億円 (169億円)
◇ 児童入所施設措置費等	1,355億円 (1,317億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	144億円 (157億円)
◇ 妊娠・出産包括支援事業	48億円 (38億円)
◇ 産婦健康診査事業	18億円 (13億円)
◇ 児童相談体制整備事業費	3億円 (2億円)
◇ 里親養育包括支援(ファシリテーター)職員研修事業	0.3億円 (0.3億円)
◇ 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業	0.2億円 (0.2億円)
◇ 里親制度等広報啓発事業	0.8億円 (0.7億円)
◇ 児童虐待防止対策推進広報啓発事業委託費	0.8億円 (-)
◇ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業	0.1億円 (-)

※上記のほか、社会的養育関係予算として国立児童自立支援施設の運営に必要な経費を計上 129

1. 児童虐待の発生予防・早期発見

児童相談所や市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約5割（平成29年度）であることを踏まえ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援や地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチなどを通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逡減する。また、児童虐待の発生予防に向け、体罰の禁止等について啓発活動を通し、社会的認知度を高める。

(1) 子どもの権利擁護

① 児童虐待防止対策推進広報啓発事業【新規】

児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。体罰の禁止や体罰等によらない子育てについての社会的認知度を高め、もって児童虐待防止対策の推進に寄与するため、国において、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行う。

【児童虐待防止対策推進広報啓発事業委託費：0.8億円】

② 児童虐待防止のための広報啓発事業

自治体における児童虐待の通告先の周知や意識啓発等の広報啓発を行う取組に対する補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】 1自治体当たり 13,483千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

③ 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業に係る補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】 1自治体当たり 8,175千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】 定額（国：10/10相当）

1. 児童虐待の発生予防・早期発見

(2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センターの全国展開等

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。また、地域における柔軟な実施を推進するため、市町村同士での共同実施を推進するための経費を補助する。

※ 「子育て世代包括支援センター」（運営費）については、利用者支援事業（内閣府予算に計上）を活用して実施（一部社会保障の充実）

退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産婦健康診査事を推進するほか、母子保健法の改正により法的に位置付けられた産後ケア事業の更なる充実を図るため、市町村同士での共同実施を推進するための経費の補助や、産後ケア事業を実施する施設の補助を創設する。

【妊娠・出産包括支援事業：48億円】

【産婦健康診査事業：18億円】

② 乳児院等多機能化推進事業【拡充】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、特定妊婦等を受け入れた場合の生活費の補助や居場所づくりに係る賃借料の補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○産前・産後母子支援事業

【補助基準額】

・支援コーディネーターの配置等	1か所当たり	7,157千円
・看護師の配置等	1か所当たり	4,968千円
補助職員を配置する場合	1か所当たり	1,092千円加算
・改修費・備品費等	1か所当たり	8,000千円
・賃借料	1か所当たり	10,000千円《新規》
・一般生活費	1人当たり	1,689円（日額）《新規》

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2）

国：1/2（都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

1. 児童虐待の発生予防・早期発見

(3) 児童虐待の発生予防・早期発見

① 未就園児等全戸訪問事業【拡充】

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）等の子どもを対象として家庭を訪問する取組を実施しているが、育児不安のある家庭等に対して継続的に訪問する取組を支援するため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】

訪問費用 訪問数×6千円 ※年2回目以降の訪問も補助対象 «拡充»

事務職員雇上費 1日当たり7,000円×事務職員数 ※複数名の雇上も可能

民間団体へ委託する場合の事務費 564千円

【実施主体】市町村 【補助率】国1/2、市町村1/2

② 乳児家庭全戸訪問事業（内閣府予算）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,453億円の内数】

③ 養育支援訪問事業（内閣府予算）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,453億円の内数】

④ 子育て支援訪問事業【新規】

支援が必要であるにも関わらず、行政機関や地域の支援につなげていない家庭など、継続的な関わりが必要な家庭に対し、家庭訪問等を通じて、育児用品を配布するなど、保護者が支援を受け入れやすくする取組に対する補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】1家庭あたり 8千円

【実施主体】市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

1. 児童虐待の発生予防・早期発見

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施（内閣府予算）【拡充】

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う。なお、低所得者世帯、ひとり親家庭、保護者が障害を有する家庭など、特に本事業の利用が必要と考えられる世帯に対し、優先的な利用を進め、その利用料の減免を実施する場合の補助単価の加算を創設する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,453億円の内数】

⑥ 児童相談所体制整備事業【拡充】

虐待対応件数の増加等を踏まえ、児童相談所において夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられるよう対応協力員の配置を推進するため、補助を拡充するとともに、子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいよう、SNS等を活用した相談窓口を開設・運用の取組を推進する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】

1. スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円
2. 市町村との連携強化事業 4,212千円 ※東日本大震災被災地特別加算 4,565千円
3. 24時間・365日体制強化事業
 - ・24時間体制強化事業（時間外受付を22時まで実施） 5,110千円
（時間外受付を22時以降も実施） 12,775千円 «拡充»
 - ・365日体制強化事業 2,600千円
4. 医療連携支援コーディネーター配置事業 4,436千円
5. SNS等相談事業 38,679千円（※）
※同一機関においてDV相談も併せて行う場合：28,979千円を加算

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待が発生した場合の子どもの安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上等を図る。

(1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の推進

2018年7月の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び2018年12月に策定した児童虐待防止対策を抜本的に強化する「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)に基づき、①児童相談所については、児童福祉司3,240人体制から2,020人程度の増員、②市町村については、子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置などに取り組む。

※ 新プランの2年度目(2020年度)においては、児童福祉司について約4,700人、児童心理司について約1,790人とすることを計画している。(地方財政措置を拡充)

(2) 一時保護所の環境改善を含む児童相談所の抜本的な体制強化等

① 虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所及び市町村において児童虐待の対応に当たる職員の専門性の向上を図るため、①児童相談所におけるケースワークの実務に精通した者や、②市町村における子ども家庭総合支援拠点の立ち上げに知見を有する者を、アドバイザーとして各自治体に派遣する事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】横浜市965,983千円、明石市119,149千円«拡充»

【実施主体】横浜市、明石市 【補助率】 定額(10/10相当)

② 法的対応機能強化事業【拡充】

児童相談所において、常時、弁護士による指導又は助言のもとで対応できるよう、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】 1児童相談所当たり 7,822千円(1名分)→7,822千円(1名分)+ 加算7,822千円(1名分)«拡充»

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を行う場合(実施しない場合7,822千円)

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市 【補助率】 国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

③ 児童福祉司等専門職採用活動支援事業【拡充】

児童福祉司について計画的な人材確保を進めるとともに、更なる弁護士の配置又は準ずる措置の促進及び更なる体制確保のために、児童福祉司以外の専門職の採用活動を行う場合の加算を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】134

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

【補助基準額】基本分4,182千円、※複数の職種に係る採用活動を行う場合3,528千円を加算<拡充>

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

④ 児童虐待防止対策研修事業（医療機関従事者研修）【拡充】

児童相談所における医師及び保健師の配置だけではなく、小児科医、精神科医、法医学者など事案に即した専門性を有する医療関係者との連携体制の強化を図るため、自治体が行う医療機関従事者向けの研修について、補助を拡充する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】 【補助基準額】（1都道府県（指定都市又は児童相談所設置市）又は1市町村当たり）

- ・ 児童福祉司任用前講習会等 3,108千円（児童福祉司任用前講習会の場合）
- ・ 児童福祉司任用後研修 3,108千円
- ・ 児童福祉司スーパーバイザー研修 2,306千円（自主開催の場合）
- ・ 要保護児童対策調整機関調整担当者研修 3,008千円
- ・ 児童相談所長研修 2,306千円（自主開催の場合）
- ・ 虐待対応関係機関専門性強化事業 308千円（協力体制の整備の場合）
- ・ 児童相談所及び市町村職員専門性強化事業 1,511千円（研修実施費用）
- ・ 医療機関従事者研修 1,830千円<拡充>
- ・ 研修専任コーディネーターの配置 5,002千円 等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助率】 国1/2、都道府県、指定都市、中核市、特別区1/2

⑤ 医療的機能強化事業【拡充】

児童相談所では対応しきれない医学的判断・治療が必要となるケースに迅速かつ適切に対応するため、地域の医療機関と連携しながら対応するだけでなく、児童相談所等において医師を配置することが可能となるよう、補助を拡充する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】 1自治体あたり7,842千円<拡充>

※常勤的職員を配置又は常勤職員の配置に向けて取組を行う自治体の場合（実施しない場合748千円）

【実施主体】都道府県、市町村 【補助率】国1/2、市町村1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

⑥ 児童相談所児童福祉司等の処遇改善

精神的・肉体的負担が大きい業務の性質や専門性を有する人材の確保が求められている児童相談所児童福祉司等について、処遇改善を図る。
(地方財政措置を拡充)

⑦ 一時保護所の環境改善・体制強化に向けた支援の拡充【拡充】

一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護し、安心・安全に、一人ひとりに応じた個別的な対応が出来るよう、施設整備に係る費用の補助及び職員体制を抜本的に強化する。あわせて、一時保護所職員の処遇改善を図る。

【児童入所施設措置費等：1,355億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：144億円の内数】

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○児童入所施設措置費等（詳細は、P65～）

- ・ 職員の配置改善【現行】子ども：職員＝最大4：1【改善案】最大2：1
- ・ 個別の対応が必要な子どもに対する支援体制の強化（利用児童数に応じた職員配置加算の創設）
- ・ アレルギー対応等が必要な子どもへの対応強化（利用児童の規模に応じて 調理員を加配するとともに、利用児童が一定数以上の一時保護所において栄養士を配置）
等

○次世代育成支援対策施設整備交付金

【補助基準額】定員1人あたり6,189点【拡充】

※個別対応加算Ⅲ 1,350点【新規】※心理療法室整備加算 16,790点【新規】

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、特別区

【補助率】 定額補助（1/2相当）※自治体負担分についても地方交付税措置を拡充

○賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業

【補助基準額】21,900千円【拡充】 ※改修中の賃借料10,000千円【新規】

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県、指定都市、中核市、特別区1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) 児童相談所の設置促進

① 児童相談所設置促進事業【拡充】

中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用に係る補助（中核市・特別区等に対する補助）について、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】 1自治体当たり①2,172千円 ②10,259千円<拡充> ③6,839千円

【実施主体】①②中核市、施行時特例市、特別区 ③都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】①②国1/2、中核市、施行時特例市、特別区1/2 ③国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

② 一時保護等機能強化事業【拡充】

一時保護所が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を拡充する。また、児童相談所において、日本語や日本の社会通念等について意思疎通が難しい子ども・家族への対応やトラブル対応などに対して適切に対応するため、「一時保護所」だけでなく「児童相談所」に配置した場合についても補助対象となるよう、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】

- ・学習指導協力員以外の者児童相談所1ヶ所当たり 2,725千円×実施事業数<拡充>
- ・学習指導協力員（1名分）児童相談所1ヶ所当たり 4,153千円
- ・学習指導協力員（2名分）児童相談所1ヶ所当たり 2,725千円×配置人数<拡充>

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

(3) 市町村における取組の充実

① 市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化【拡充】

「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業」の機能の拡充を図り、児童委員・民生委員への研修や地域と連携した児童虐待防止対策に関する普及啓発活動を強化するとともに、地域における見守りの活動について、要支援児童の居場所づくり等の取組を推進するため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】 137

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

【補助基準額】

・基礎単価（直営1か所当たり）		・開設準備経費	7,678千円
小規模A型	3,729千円	・夜間・土日加算	運営時間に応じて加算
小規模B型	9,542千円	・嘱託弁護士・医師等配置加算	360千円
小規模C型	15,859千円		
中規模型	21,176千円		
大規模型	39,302千円	※上乗せ配置単価	1人当たり 2,715千円

- ・研修・広報啓発活動の強化 1か所当たり 872千円《新規》
- ・地域における見守り活動の推進 1か所当たり13,000千円《新規》
- ・通訳業務 1か所当たり 1,560千円《新規》

【実施主体】市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

○市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

【補助単価】基本分単価 564千円

加算分単価 宿泊あり 1日当たり13,980円（1人）

宿泊なし 1回当たり 5,500円（1人）

【実施主体】市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

○次世代育成支援対策施設整備交付金（子ども家庭総合支援拠点）

【補助単価（令和元年度）】8,330千円（1施設あたり）

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

② 市町村へのスーパーバイザーの配置

市町村において、児童相談所からの指導措置の委託を受けるケースなども含め、在宅での子どもの支援が適切に行われるよう、スーパーバイザーの配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○児童虐待防止対策支援事業（市町村相談体制整備事業（市町村スーパーバイズ事業））

【補助基準額】

・児童相談所設置を目指す中核市、施行時特例市、特別区	1市区当たり	2,605千円
・その他、一般市町村	1市町村当たり	1,303千円

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

(4) 関係機関間の連携強化等

① 要保護児童等に関する情報共有システムの構築【拡充】

児童虐待に関する全国統一の情報共有システムの開発・整備を進め、児童相談所・市区町村における情報共有や、転居ケース等における対応を効率的・効果的に行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○虐待防止のための情報共有システム事業

【補助基準額】1自治体当たり40,000千円

【実施主体】都道府県（※）市町村が行うシステム改修等も対象とする。

【補助率】国：1/2、都道府県、市町村：1/2

※上記と併せて、国において全国統一のシステム開発を進める。（8億円（全額国費））

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,453億円の内数】 139

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

③ 保護者指導・カウンセリング強化学業【拡充】

児童相談所において保護者支援プログラムの実施にあたり、専門医療機関や民間団体と連携して取り組みが推進されるよう、補助メニューを見直すとともに、児童相談所等職員の保護者支援プログラム資格取得支援に係る費用を支援するため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】 児童相談所1カ所当たり

①保護者指導支援員の配置	3,528千円
②保護者指導支援カウンセリング事業	11,707千円
③児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業	300千円«新規»

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

④ 児童の安全確認等のための体制強化学業【拡充】

児童の安全確保に向けた警察と児童相談所との円滑な連携を強化するため、児童相談所への警察OBの常勤的な配置を進めるなど、虐待リスクの高い子どもを早期に発見し支援につなげられるよう、子どもに関する安全確認を適切に行うことができる体制を確保するため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】

・児童相談所分	1 児童相談所当たり	20,008千円«拡充※»
		※警察OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行う場合 (実施しない場合は15,006千円)
・市町村分	1 市町村当たり	10,004千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市・市町村

【補助率】 国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市・市町村1/2

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

⑤ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員等の配置に要する費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○児童虐待防止対策支援事業（市町村相談体制整備事業（要保護児童対策地域協議会機能強化事業））

【補助基準額】

- ・代替職員 1市町村当たり 68千円
- ・虐待対応強化支援員 1市町村当たり 2,605千円

【実施主体】指定都市、児童相談所設置市、市町村

【補助率】国1/2、市町村1/2

⑥ 評価・検証委員会設置促進事業

外部有識者等による重大事例の検証、児童相談所の業務管理等に関する評価・助言等を行う「評価・検証委員会」を都道府県等に設置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】1自治体当たり 934千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村1/2

⑦ 官・民連携強化事業

官・民連携による効率的な運営を図るため、保護者指導を行う民間団体育成のためのアドバイザー派遣・実地訓練等に係る費用の補助等を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】民間団体委託推進事業 3,202千円

民間団体活動推進事業 1,140千円

民間団体育成事業 1,253千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

平成28年度改正児童福祉法の理念のもと、子どもの最善の利益の実現に向け、家庭養育の推進に向けた支援の拡充、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の更なる推進、施設退所後の自立支援の強化を図る。

(1) 里親の開拓及び里親支援の拡充

① 里親手当の拡充等【拡充】

2人目以降の里親手当の拡充を図る等、里親家庭への支援の充実を図る。(詳細はP65～)

【児童入所施設措置費等：1,355億円】

② 里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

里親養育支援体制の更なる充実を図るため、フォスタリング機関における24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へかけつけられる緊急対応体制を整備するため、補助を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○里親養育包括支援（フォスタリング）事業

【補助基準額】

①統括責任者加算	1か所当たり	5,826千円
②里親制度等普及促進・里親リクルート事業		
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,996千円
委託して実施する場合	1か所当たり	1,331千円
里親リクルーター配置加算	1か所当たり	5,693千円加算
新規里親登録件数		
15件以上25件未満	1か所当たり	1,272千円加算
25件以上35件未満	1か所当たり	1,816千円加算
35件以上	1か所当たり	2,360千円加算
③里親研修・トレーニング等事業		
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	7,740千円
委託して実施する場合	1か所当たり	5,160千円
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	5,388千円加算
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,604千円加算
研修代替要員費	1人当たり	38千円

④里親委託推進等事業	1か所当たり	6,433千円
新規里親委託件数		
15件以上30件未満	1か所当たり	1,092千円加算
30件以上45件未満	1か所当たり	2,836千円加算
45件以上	1か所当たり	3,890千円加算
⑤里親訪問等支援事業	1か所当たり	9,692千円
里親等委託児童数		
20人以上40人未満	1か所当たり	2,283千円加算
40人以上60人未満	1か所当たり	4,216千円加算
60人以上80人未満	1か所当たり	7,606千円加算
80人以上	1か所当たり	10,267千円加算
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1か所当たり	5,055千円加算
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1か所当たり	1,552千円加算
面会交流支援加算	1か所当たり	2,195千円加算
夜間・土日相談対応強化加算		
24時間365日の相談支援体制を整備する場合	1か所当たり	6,067千円加算「拡充」
上記以外	1か所当たり	2,855千円加算
⑥共働き家庭里親委託促進事業	1自治体当たり	3,749千円

【実施主体】 都道府県・指定都市・児童相談所設置市・児童相談所設置予定市区

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・児童相談所設置予定市区1/2

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

③ 里親への委託前養育等支援事業【新規】

子どもと里親の交流や関係調整を十分に行った上で里親委託が行うことができるよう、この間の一般生活費や施設等へ訪問するための費用等に対する補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】 生活費等支援 5,180円（日額）
研修受講支援 3,490円（日額）
【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
【補助率】 国1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1/2

④ 里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業

包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を実施し、フォスタリング業務を担う職員の人材育成を進める。

【里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業：33,228千円】

【実施主体】 法人（公募により選定） 【補助率】 定額（10/10相当）

⑤ 里親制度・特別養子縁組制度の普及促進【拡充】

里親制度の普及促進のため、里親制度や特別養子縁組制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、制度に対する社会的認知度を高めその推進を図るよう、補助を拡充する。

【里親制度等広報啓発事業：80,803千円】

○里親制度等広報啓発事業
【実施主体】 法人（公募により選定） 【補助率】 定額（10/10相当）

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

(2) 特別養子縁組制度等の利用促進

① 養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

養子候補者の増加や高年齢児への支援に対応するための体制を構築するモデル事業への補助の新規計上など、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充を図るなど、特別養子縁組を推進する。
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○養子縁組民間あっせん機関助成事業

【補助基準額】

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

- ・養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
- ・第三者評価受審促進事業

受講者1人当たり	54千円
1か所当たり	300千円

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- ・養親希望者等支援モデル事業
- ・障害児等支援モデル事業
- ・心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
- ・特定妊婦への支援体制構築モデル事業
- ・高年齢児のための支援体制構築モデル事業
- ・資質向上モデル事業

1か所当たり	4,572千円
1か所当たり	3,007千円
1か所当たり	6,127千円
1か所当たり	6,293千円
1か所当たり	3,354千円<<新規>>
1か所当たり	1,100千円<<新規>>

③養親希望者手数料負担軽減事業

1人当たり	上限350千円<<拡充>>
-------	---------------

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

② 養子縁組民間あっせん機関職員研修事業

特別養子縁組に係る民間あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養子縁組希望者の事情を考慮し、児童の最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施する。
【特別養子縁組民間あっせん機関職員研修事業：19,809千円】

【実施主体】法人（公募により選定）

【補助率】定額（10/10相当）

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

(3) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等

① 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化の更なる推進【拡充】

一定の要件を満たす施設について、小規模かつ地域分散化された生活単位（地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア）の養育体制を充実する。（詳細はP65～）

【児童入所施設措置費等：1,355億円】

② 児童養護施設等体制強化事業【拡充】

児童養護施設等の職員の離職防止や新規職員の確保等の人材確保のため、また、施設内における暴力、性暴力等への対応、外国人の子どもへの対応や夜勤業務への対応などのため、補助者を配置するための費用を拡充する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】	指導員等を目指す者の配置	1	人当たり3,958千円
	補助職員の配置	1	か所当たり3,958千円「新規」
【実施主体】	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村		
【補助率】	国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2 都道府県1/4、市・福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）		

③ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業【拡充】

できる限り良好な家庭的環境で子どもが養育されることが出来るよう、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化を推進する際、既存の建物を賃借して活用できるよう改修期間中の賃借料や原状復帰の際に必要な費用の補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】	（いずれも1か所当たり）		
	児童養護施設等の環境改善事業	8,000	千円
	※里親、児童家庭支援センター及び母子家庭等就業・自立支援センター分は	1,000	千円
	※児童家庭支援センター開設支援事業は	3,000	千円
	※地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園で原状復帰が必要となる場合も補助対象		「新規」
	・地域子育て支援拠点の環境改善事業	8,000	千円
	・児童相談所及び一時保護所の環境改善事業	8,000	千円
	・地域小規模児童養護施設及び本体敷地外の分園を賃借物件を活用し設置する際の改修期間中の賃借料	10,000	千円「新規」
【実施主体】	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村 ※事業により一部異なる		
【補助率】	国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2（都道府県1/4、市町村1/4）		

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

(3) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等

④ 乳児院等多機能化推進事業【拡充】

乳児院等における育児指導機能の強化、医療機関との連携強化や特定妊婦等への支援を行うなど、多機能化等に向けた取組を推進する。（一部再掲）
【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

【補助基準額】

① 育児指導機能強化事業	1 か所当たり	4,944千円
② 医療機関等連携強化事業		
・ 連絡調整を担う職員	1 か所当たり	1,927千円
・ 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合		
・ 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合	1 か所当たり	2,096千円
・ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合	1 か所当たり	4,962千円
・ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合	1 か所当たり	6,306千円
③ 産前・産後母子支援事業（再掲）		
・ 支援コーディネーターの配置等	1 か所当たり	7,157千円
・ 看護師の配置等	1 か所当たり	4,968千円
・ 補助職員を配置する場合	1 か所当たり	1,092千円加算
・ 改修費・備品費等	1 か所当たり	8,000千円
・ 賃借料	1 か所当たり	10,000千円《新規》
・ 一般生活費	1 人当たり	1,689円（日額）《新規》

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

⑤ 児童家庭支援センター運営等事業

虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う、また、児童相談所からの委託を受け、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う児童家庭支援センターの運営等に係る費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○児童家庭支援センター運営等事業

【補助基準額】

①児童家庭支援センター運営事業

事務費	常勤心理職配置の場合	1か所当たり	11,660千円
	非常勤心理職配置の場合	1か所当たり	7,769千円
事業費	件数区分に応じて	1か所当たり	353千円～6,615千円
初度調弁費		1か所当たり	400千円

②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業 1か所当たり 1,069千円

③指導委託促進事業 1件当たり(月) 107千円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

⑥ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用など児童養護施設等の職員向けの研修にかかる費用を補助する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

【補助基準額】

①短期研修	宿泊あり	1人当たり	133,000円	宿泊なし	1人当たり	73,000円
②長期研修	送り出し施設			1人当たり		1,052,000円
	受入施設(他施設職員受入)			1人当たり		216,000円
	調整機関事務費	1自治体当たり				2,992,000円
	受入施設(実習生受入)	実習1回当たり				86,200円
	受入施設(実習生等就職促進)	1日当たり				3,760円
③研修開催費	1自治体当たり(各施設種別単位)					2,499,000円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

(4) 自立に向けた支援の強化

① 自立支援担当職員の配置【新規】

児童養護施設等に、進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う職員を配置し、退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。(詳細はP65～) 【児童入所施設措置費等：1,355億円】

② 社会的養護自立支援事業等の充実【拡充】

子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制を構築し、また、児童養護施設等の退所者が意見交換等を行える場所を常設するために必要となる経費の補助を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○社会的養護自立支援事業等

【補助基準額】

①社会的養護自立支援事業

- ・支援コーディネーター配置 1か所当たり 6,181千円
- ・居住費支援 1人当たり月額 里親86千円、児童養護施設383千円等
- ・生活費支援 1人当たり月額 就学・就労をしていない者51,350円、就学している者11,190円、一般住宅(就学後中退した者)50,000円等
- ・生活相談支援 賃金 1か所当たり 常勤2名以上配置10,111千円、左記以外6,875千円
事務費 1か所当たり 対象者が気軽に集まれる場を常設する場合 4,785千円«拡充»、左記以外2,165千円
- ・就労相談支援 1チーム当たり 5,735千円
- ・学習費等支援 特別育成費 基本額 1人当たり月額24,420円、資格取得等特別加算 1人当たり57,610円
補習費 1人当たり月額20,000円
補習費特別分 1人当たり月額25,000円
就職支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円

- ##### ②身元保証人確保対策事業
- ・就職時の身元保証 年間保険料10,560円
 - ・賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料19,152円
 - ・大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料10,560円

【実施主体】①都道府県・指定都市・児童相談所設置市

②都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2(都道府県：1/4、市及び福祉事務所設置町村：1/4)

3. 虐待を受けた子どもなどへの支援

(前ページからの続き)

○就学者自立生活援助事業

【補助基準額】

- ①生活費支援 1人当たり月額 11,190円
- ②特別育成費 基本額 1人当たり月額24,420円、資格取得等特別加算 1人当たり57,610円
- ③児童用採暖費 1人当たり月額338円
- ④就職支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
- ⑤大学進学等自立生活支度費 一般分 1人当たり82,760円、特別基準分 1人当たり198,530円
- ⑥補習費 1人当たり月額20,000円、補習費特別分 1人当たり月額 25,000円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

③ 社会的養護出身者ネットワーク形成事業【新規】

子どもの自立に向けた継続的・包括的な支援体制の構築に向け、民間団体において、自治体職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国大会を開催するための経費を補助する。

【社会的養護出身者ネットワーク形成事業：12,030千円】

【実施主体】法人（公募により選定）

【補助率】定額（10/10相当）

④ 未成年後見人支援事業

未成年後見人の確保を図るため、未成年後見人に対する報酬や損害賠償保険料の補助を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：183億円の内数】

○未成年後見人支援事業

【補助基準額】

- ①未成年後見人の報酬補助事業 年額240千円
- ②未成年後見人が加入する損害賠償保険料補助事業 未成年後見人：5,210円、被後見人：7,240円

【実施主体】都道府県・指定都市・児童相談所設置市

【補助率】国1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市1/2

(5) その他

児童入所施設措置費等について、所要の改善を図る。

子どもの見守り強化アクションプラン

子どもの見守り強化アクションプラン



- 学校等の休業や外出自粛が継続する中で、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待リスクが高まっている。
- 今後も、地域によってはこうした状況が続くことが見込まれるため、これまでの取組(別紙)に加え、**様々な地域ネットワークを総動員して、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制を確保**し、児童虐待の早期発見・早期対応につなげるため、「**子どもの見守り強化アクションプラン**」を実施する。

<実施主体>

・市町村に設置している要保護児童対策地域協議会(要対協)

<対象児童等>

・要対協に登録されている**「支援対象児童」、「特定妊婦」**

<実施方法>

・要対協が中核となって、対象児童等ごとに、見守り・支援を主として担う機関(※)を決め、電話・訪問等により**状況を定期的**に確認(少なくとも週1回)。

・地域での見守りについては、行政機関をはじめとした要対協のメンバーだけでなく、**民間団体等に幅広く協力を求め**、地域のネットワークを総動員して、体制を強化。

・状況把握の結果は要対協で集約し、必要に応じ**支援・措置(児相による一時保護等を含む)**につなげる。 ※見守り・支援を主として担う機関

就学児童 → 学校(休業中の場合も含む)

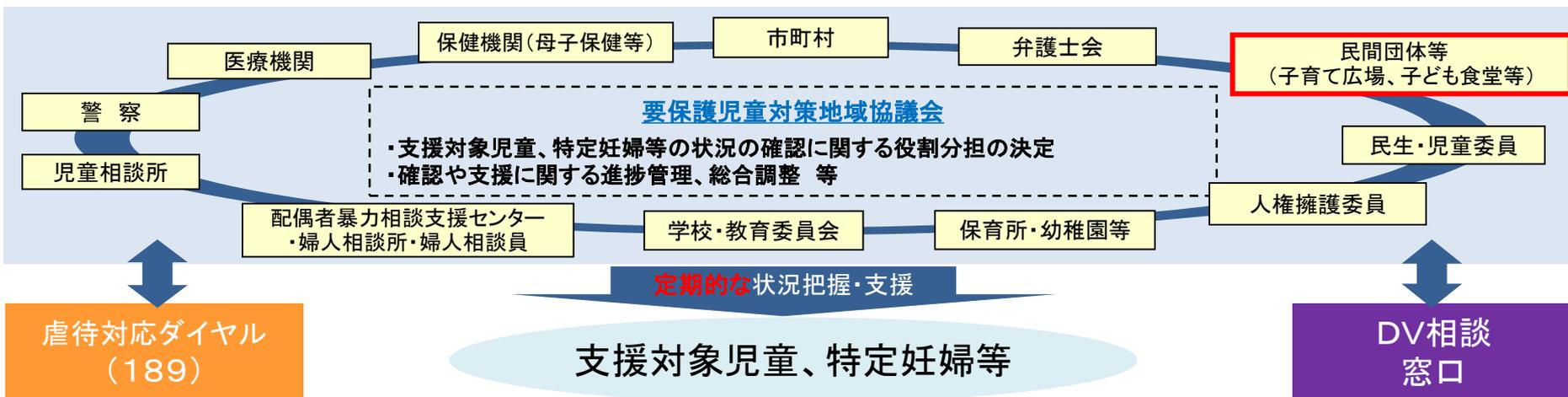
就学前児童 → 保育所、幼稚園等(休業中の場合も含む)

特定妊婦 → 市町村の担当部局

未就園児等 → 要対協で主担当を決める

<国等の支援>

・**民間団体等に子どもの見守りへの協力を積極的に求めることとし、そのための活動経費等を支援。**



新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学校休業や外出自粛等を踏まえた児童虐待防止対策の推進

- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月関係閣僚会議決定)等を踏まえ、令和2年度予算で関係予算の拡充を図るとともに、自治体等と連携し、施策や体制の強化に取り組んでいる。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大の防止のため、学校休業や外出自粛等が行われている中、子どもの生活環境が変化し、児童虐待が増えることが懸念されるため、関係府省庁、自治体、関係機関・団体等の連携の下、以下の取組をさらに推進。

1. 様々なチャンネルを通じた子どもの実態把握と支援

□ 要対協等を通じた支援対象児童等の状況の把握

- 自治体において支援対象児童等の状況の変化の把握と支援(必要な場合は躊躇ない一時保護の実施)

□ 学校等との連携を通じた子どもの情報の共有

- 登校日における面会、ICTの活用、定期的な子どもの状況把握
- スクールカウンセラーの支援等による心のケア等

□ 市町村の母子保健事業と連携、子育て支援事業等の活用

- 市町村の母子保健事業において、環境変化によるリスクに留意
- 子育て短期支援事業、特定妊婦等への子育て支援訪問事業(育児用品等の配布)等の活用

3. 児童虐待防止施策とDV施策の連携強化等

□ 児童相談所等と配偶者暴力相談支援センター等の連携強化

- 新たなDV相談窓口と婦相、児相、市町村等の連携
- 婦人相談所に関係機関との連絡調整を行うコーディネーターの配置を促進

□ 児童相談所と警察との連携の推進

- 児相への警察OBの配置や要対協への警察の参画の促進、合同研修等

2. 児童虐待通報・相談窓口の周知

□ 児童相談所虐待対応ダイヤル(189)等の相談窓口の周知

- 昨年12月から189の通話料を無料化
- 厚労省HPIに「生活環境等でストレスを抱えている方」のサイトを新設(相談窓口、子どもとの関わりのポイント等を掲載、Twitter、フェイスブックでも周知)
- 「24時間子供SOSダイヤル」等の周知・連携協力
- 民間の各種相談窓口の周知と連携

□ SNSによる相談窓口の設置

- 自治体に令和2年度予算も活用し、SNSによる相談窓口(子ども本人の相談にも対応)の設置の検討を要請

4. 体罰等によらない子育ての推進

□ 体罰禁止を含む改正法の施行と周知啓発

- 令和2年4月の児童虐待防止法等改正法の施行も踏まえ、体罰等によらない子育て(子どもの権利を含む)について、様々な媒体を通じて、民間団体等と連携のもと、周知啓発

□ 民間団体が実施する相談支援等との連携

- 民間団体が実施している子育ての不安・悩みに関する電話やメールによる相談支援等との連携